

熊谷市史研究

創刊号

熊谷市史研究
創刊号

市長あいさつ	1
教育長あいさつ	2
編さん委員長あいさつ.....	3
新たな『熊谷市史』の編さんについて	4
論文 文書に見る民俗	飯塚 好 16
研究ノート 中条堤の機能について	黒須 茂 43
熊谷市史編さん委員会・編集会議・専門部会報告	
Ⅰ 編さん委員会報告	73
Ⅱ 編集会議報告	76
Ⅲ 専門部会活動報告	78
寄贈文書・資料の報告	
樋春小島洋一家文書の紹介	市史編さん室 90
下奈良飯塚泰久家文書の紹介	細野健太郎 92
事務局活動報告	98
参考資料	118
編集後記	124

平成 21 年（2009） 3 月

熊谷市教育委員会

熊谷市教育委員会

熊谷市史研究

創刊号

平成 21 年（2009）3 月

熊谷市教育委員会

『熊谷市史研究』 発刊に寄せて

熊谷市長 富岡 清

平成一七年一〇月一日に熊谷市、大里町、妻沼町が合併し、新しい熊谷市が誕生いたしました。また平成一九年二月一三日に江南町と合併して、県北で初の二〇万都市として大きな一歩を踏み出しました。さらに、平成二一年四月一日には特例市として指定され、行政的にもより自立性の高い権限を持ち、充実した都市としてスタートすることになりました。

平成の大合併が一段落したこの時期に、熊谷市の歴史を熊谷市史として体系的にまとめるため、新たな熊谷市史を編さんすることといたしました。平成一九年八月一日に熊谷市史編さん委員会が発足し、「熊谷市史編さんに関する基本方針・基本計画について」答申をいただきました。市史の編さんは二〇年近い歳月をかけて行う事業ではありますが、長い歴史の流れの中にふるさと「熊谷」の歴史的發展の経過を明確にし、残された貴重な文献や資料を整理保存して、永く後世に伝え、次の世代に引き継ぐことは私たちに課せられた責務であると考えます。

各分野の第一線で活躍をされている先生・研究者の方々に、調査研究・執筆・編集等で御苦勞をお願いして取り組んでいただくことになりました。また、市民の皆様には貴重な資料の提供や、調査等への御協力をお願いすることになるかと思えます。

さて、今回の『熊谷市史研究』は、熊谷市史編さん調査研究活動の中間的成果の報告として、また、市史編さん事業の進捗状況等を報告し、歴史に関心をお持ちの皆様や、研究者に資料や研究成果を紹介していくために、毎年一号ずつ発刊されていく予定です。市民の皆様への御期待にお応えし、後世に誇れる熊谷市史を編さんするため、あらためて、皆様の御理解と御協力をお願いし、『熊谷市史研究』発刊に寄せての言葉といたします。

『熊谷市史研究』を発刊するにあたり

熊谷市教育委員会教育長 野原 晃

明治以降の市町村の合併の歴史の中で、全国的な規模で進められたものが、明治の大合併、昭和の大合併、そして平成の大合併と言われるものであります。平成の大合併では熊谷市・大里町・妻沼町が合併して新しい「熊谷市」が誕生、その後、江南町と合併し現在に至っております。このような合併の変遷の中で、それぞれの地域の歴史や文化が引き継がれ、市民の生活、文化、産業、行政など各分野においても発展を遂げ、新たな歴史が作られてまいりました。

熊谷市では、歴史的・文化的発展の過程を実証し、先人の営みや歴史を集大成して記録に残し、未来の市民への歴史的文化遺産とするため市史編さん事業に本格的に着手いたしました。熊谷市史編さん委員会から答申をいただいた「熊谷市史編さんに関する基本方針及び基本計画」では、資料編、通史編、別編及び調査報告書等を、数多くの資料収集や調査研究等を積み重ねながら、平成二〇年度から平成三八年度に渡り刊行していくこととされており、また、刊行の年次計画は、最初の資料編が平成二四年度となっており、以降、毎年一〜二冊ずつ刊行していくこととされており、

このように、市史編さん事業は長期に渡ります。そこで、市史刊行に向けた編さん過程での調査や研究の成果についての中間的な報告、市史編さん委員会や市史編集会議、専門部会等の活動状況報告、そして、市史編さん室が行っている基礎調査（古文書調査、民俗基礎調査など）の状況報告等を、市民の皆様にお知らせすることによって、熊谷市の歴史を深く知るための手がかりとしていただくため、『熊谷市史研究』を今年度から発刊してまいります。

今回の創刊号には、研究発表として二本の論考を市史編集委員からお寄せいただきました。身近なものを取り上げ、学術的な考察を含めて記述されており、関心を持ってお読みいただけるものと思います。

最後になりましたが、この『熊谷市史研究』の発刊にあたり、御協力・御尽力をいただきました関係各位に感謝を申し上げて、挨拶いたします。

熊谷市史の編さんにあたって

熊谷市史編さん委員長・監修者 村田安穂

熊谷市史の編さんの事業は平成一五年、故埼玉大学名誉教授新井壽郎氏を中心に準備委員会が組織され発足しましたが、近年の一市三町の大合併終了を機に本格的に開始することになりました。

われわれの先祖は関東平野の荒川水系・利根川水系の自然と向き合いながら暮らしの向上を図り、特色ある地域の文化と社会を生み出してきました。それらのなかには中央の文化にはみられない地域の独自のものや優れたものがあります。長い年月をかけた努力により地場産業・伝統文化も形成されました。

中山道を往来し、熊谷に滞在した人々も多く、文化的足跡を残しました。そうした文化のレベルの高い蓄積の上に明治以降熊谷から市内外で活躍した人材を輩出しました。熊谷の歴史は、全国的視野からとらえる必要があります、各時代の様相を考察して日本の歴史全体の展開のなかに熊谷を位置づけることが重要です。熊谷の歴史を明らかにすることで将来への町づくりと地域文化向上の指針とすることが望まれます。

熊谷には戦前から市民の間に先人を顕彰する歴史愛好家が多く歴史の研究会もあり、近年では熊谷市史の編さんを目指した古文書の研究会が活動してきました。現在市史編さんにつきまわして市民の方々のご協力をえて地域を明らかにする歴史・考古・民俗の史資料の収集に努めているところです。今後とも一層のご支援を賜りたいと思います。

新たな『熊谷市史』の編さんについて

熊谷市では、平成一九年度より新たな『熊谷市史』編さん事業が本格的に始まりました。編さんが始まるまでの経緯と新たな『熊谷市史』の概要について、ご説明いたします。

Ⅰ 新たな『熊谷市史』編さんまでの経緯

この章では、主に昭和三〇年に行われた「昭和の大合併」以降の旧熊谷市、大里町、妻沼町、江南町の自治体史編さんの状況と、平成一七年と一八年に行われた「平成の大合併」から市史編さんの各組織が立ち上がるまでの経緯について触れることとします。

一 旧熊谷市

旧熊谷市では、過去に二回の『熊谷市史』が刊行された。最初の『熊谷市史』は、市制三〇周年を記念したもので、昭和三八年に前編が、昭和三九年に後編が刊行された。

この本の編さんが始まったのは、戦前の昭和一三年六月で、同一六年八月に脱稿となったが、戦時中ということ出版は先送りにされた。このときの原稿は、『熊谷市史稿』として、市立熊谷図書館に保管されている。なお、この市史稿のための資料収集は、熊谷町時代の同二年から行われていた。戦後の同二五年四月には、この市史稿を再検討して本を刊行する計画が始まった。同二九年一二月には稿本の修補を終えたが、昭和の大合併を控えていたため、刊行は合併後とすることになった。同三三年秋からは、稿本の完結を目指した三度目の編さん事業が始まり、同三八年一月、ようやく稿本の完結をみることなつた。

この市史は、前編では、地名、地形、原始から近世までの歴史などについて、後編では、近世から現代までの歴史、人物、民俗、文化などについて取り上げている。通史編の形をとっているが、歴史史料の翻刻文も多く掲載されている。なお、絶版となった後、同五五年に復刻出版された。

次の『熊谷市史』の刊行は、同五九年八月に行われた。

この市史は、昭和三八年の市史と相互補完的に機能することを目指しており、前回の市史を見直し、昭和三八年以降の市勢の概況といくつかの新史料を新たに加えて編さんした本である。同五六年六月に編さんが始まり、同五九年八月には事業を終了した。

平成一四年には、三度目の『熊谷市史』の計画が始まった。

まず、「熊谷市史編さん準備委員会（懇談会）」が設置され、資料編や別編を備えた総合的な市史を刊行すること、近世の地方文書や民俗関係の調査に早急に取り掛かるべきであること等の提言がされた（この委員会は一四年度で解散）。

この提言を受けて、翌一五年より、熊谷図書館内に市

史編さん室（美術・郷土係と兼務）が設置された。また、「地方文書所在確認調査」は同一七年まで行われ、「民俗基礎調査」については現在も進行中である（106頁参照）。この二つの調査を指導するため、図書館嘱託者会議に市史部門が創出され、四人の委員が委嘱された（地方文書・村田安穂、細野健太郎各氏、民俗・飯塚好、西村浩一各氏、平成一八年度まで）。

二 旧大里町

旧大里町では、大里村時代の昭和五六年より『大里村史』の編さんが始まった。

まず、村の代表者からなる「大里村史編纂委員会」が組織された。さらに、村史の執筆者として、編集委員及び調査専門委員が委嘱された。また、事務局として、総務課内に村史編さん係が設置された。

村史編さんでは、昭和五九年の『近世史料目録Ⅰ』から、平成二年の『大里村史 通史編』まで、あわせて六冊の本が刊行された。編さん事業は、この『大里村史 通史編』の刊行で終了した。

村史の内訳を見ると、史料目録は二冊刊行され、村内にある十家と村役場文書についての目録が掲載されている。

村史報告書は三冊刊行された。近世の村々についての三本の考察を載せる『近世における村と普請』（昭和六三年）、民俗の様々な分野について触れる『大里村の民俗』（平成元年）、庚申塔や馬頭観音、地藏尊など、近世以降の民間信仰によって造立された石仏について報告する『大里村の石佛』（平成六年）である。

『図説 大里村の歴史』（昭和六〇年）は、原始古代から近現代に至るまでのいくつかのテーマについて、写真等を入れ分かりやすく書かれた本である。巻末に「桐窓夜話」と「甲山の洞窟」の二つの史料の抄を掲載し、「桐窓夜話」には、史料写真を載せている。

三 旧妻沼町

旧妻沼町では、昭和四六年四月に、町内有識者から編さん委員一〇名、協力委員一八名を委嘱し、『妻沼町誌』の編さんが始まった。編さんを終え、町誌が刊行された

のは同五三年三月であった。

この本は、編集後記に「専門の学者に見てもらうために編纂刊行するものではなく、主として地域住民に読んでもらい」「妻沼町のドロの匂いがぶんぶんするような町誌」とあるように、一部の読み下し文の史料を載せるほかは、物語風の叙述形式をとった体裁になっている。

次の編さん事業は、平成の合併を控えた平成一六年に始まった。

まず、「妻沼町史編さん準備委員会」が設置され、①資料編や別編を備えた総合的な町史を刊行すること、②熊谷市との合併後に作業を共同で行うこと、③共同で作業を行いながらも「寺社建築」編のような妻沼の独自性の高い本を刊行すること、④熊谷市で行っている地方文書調査や民俗基礎調査を行うべきこと、等の提言が出された。

この提言により、翌一七年より、熊谷の方式に倣って、「地方文書確認調査」及び「民俗基礎調査」が行われ、前者は平成一八年度に終了し、後者は現在も行われている（106～110頁参照）。

新たな『熊谷市史』の編さんについて

四 旧江南町

旧江南町の『江南町史』の編さんは、昭和六三年に事業を立ち上げ、平成二年には、県史編さん室参与柳田敏司氏の指導により、町・地域の代表者・専門家からなる「町史編さん委員会」が発足した。

翌三年四月には、教育委員会内に職員が配属された。また、各分野を代表し、部会を構成する専門委員、調査員を委嘱し、資料収集や調査を開始した。

本の刊行は、同七年の『考古編』から始まった。以降、一〇冊の本を刊行し、同一七年の『普及版・江南町のあゆみ』の刊行で事業を終了した。資料編、通史編、自然編、報告編、普及版を揃えた総合的な自治体史となった。

資料編は、五冊の本が刊行された。史・資料ならびに解説を掲載している。

通史編は、上下二冊が刊行され、原始から近世までを上巻、近代・現代を下巻で取り扱う。なお、上巻には、別冊付録として「江南町歴史年表」を付けている。

自然編は、江南の動物や植物について、カラー写真を

使いながら解説した本である。『普及版 江南町のあゆみ』は、江南町の歴史をカラー図版・写真を使って、「見

	書名	内容	発刊年
1	資料編 1 考古	荒川と台地・丘陵に刻まれた、原始古代以降の遺跡、出土遺物を網羅	平成7年
2	資料編 2 古代・中世	武蔵国造の時代から、戦国大名後北条氏の支配までをたどる。	平成10年
3	資料編 3 近世	江戸時代の旧江南町域に残る諸家文書を多数収録	平成13年
4	資料編 4 近代・現代	明治・大正・昭和時代の行政、諸家文書、新聞などを多数収録	平成13年
5	資料編 5 民俗	旧江南町域の習慣・風俗・伝統行事・信仰などを多方面に収録	平成8年
6	自然編 1 動物	旧江南町域に生息する昆虫・動物を調査して写真で解説	平成10年
7	自然編 2 植物	旧江南町域の植物植生を調査し、写真で解説	平成14年
8	通史編 上巻	原始時代から近世までの旧江南町のすがたをまとめる。	平成16年
9	通史編 下巻	近代から現代までの旧江南町のすがたをまとめる。	平成16年
10	報告編 1 江南町の板碑	中世の文化財「板碑」の発祥地である旧江南町の石造物をまとめる。	平成15年
11	普及版 江南町の歩み	旧江南町の歴史をビジュアルに、わかりやすくまとめた本	平成17年

江南町史の概要

やすく、分かりやすく」まとめた本である。

報告編としては、「江南町の板碑」編が刊行された。日本最古の板碑「嘉祿の板碑」を有する江南町の特徴を出した本で、板碑について詳細に解説している（各巻については表参照）。

五 合併後から新たな編さん組織の設置まで

平成一七年一〇月一日、熊谷市と大里町、妻沼町が合併して新「熊谷市」となった。

新熊谷市では、旧熊谷市の編さん事業は、従来どおり熊谷図書館市史編さん室が行い、旧妻沼町の編さん事業は、社会教育課から妻沼中央公民館に移管された。

また、旧妻沼町の「妻沼町史編さん準備委員会」は解散し、「熊谷市史（旧妻沼町編）編さん準備委員会」を新たに設置、「熊谷市史（旧妻沼町編）の構想」を提言した。内容は妻沼町史編さん準備委員会の提言を踏襲したものであり、さらに、編さんに関する各組織の早期設置を提言している。

同一八年四月には、旧妻沼町の編さん事業が、熊谷図

書館市史編さん室に移管された。引き続き、熊谷・妻沼地域の民俗基礎調査、地方文書所在確認調査を行った。

同一九年二月には、江南町が熊谷市に編入された。

同年四月には、市史編さん室が、社会教育課に移管、専任職員体制による事務室を妻沼展示館内に置いた。

同年六月二九日には、「熊谷市史編さん委員会条例」(118～119頁参照)が制定され、七月一日に施行された。公募委員を含む一人の「市史編さん委員会委員」を委嘱し、八月三十一日に第一回熊谷市史編さん委員会が開催された(73～74頁参照、また、答申については次章)。なお、同委員会の発足により、「熊谷市史（旧妻沼町編）編さん準備委員会」は解散した。

また、同年一月二八日には、「熊谷市史編集委員設置規則」(119～120頁参照)が制定され、同日から施行された。翌年三月二四日に、第一回熊谷市史編集会議が開催された(76頁参照)。同規則により、平成二〇年度からは、各専門部会の調査研究活動が始まっている(78～89頁参照)。

II 新たな『熊谷市史』編さんの

基本方針・計画について

↳ 編さんの概要

この章では、新たに始まった『熊谷市史』の概要について紹介しますが、基本方針や計画などについて触れている「熊谷市史編さん大綱」を中心に、説明いたします。

一 「熊谷市史編さん大綱」制定の経緯

平成一九年八月三十一日、熊谷市教育委員会から熊谷市史編さん委員会（教育委員会の附属機関）に対して新たな熊谷市史の編さんに関する基本方針・基本計画について諮問がなされた。

これを受け、同編さん委員会が開催された。会議において、事務局（社会教育課市史編さん室）から熊谷市史の編さん方針・計画の概要を示す「熊谷市史編さん大綱（案）」が提案され、本大綱案について委員各位により慎重審議いただいた結果、同大綱が一部修正の上承認・決定された。また、承認・決定された本大綱に基づく答申

書の作成及び答申書の提出について、村田安穂委員長に一任された。

同年一〇月二三日、「熊谷市史編さんに関する基本方針及び基本計画について（答申）」が、村田委員長から熊谷市教育委員会野原晃教育長へ提出され、答申に至った。この答申は、平成一九年十一月三日開催の熊谷市教育委員会定例教育委員会会議において承認された。

二 「熊谷市史編さん大綱」の概要

次に、答申書の基となった「熊谷市史編さん大綱」における熊谷市史編さんの基本方針・基本計画等について、その概要を紹介する。

（一）趣旨

平成の大合併の波が一段落し、新市の体制が整った今このとき、歴史、文化、民俗、自然等を取り扱った総合的な市史の編さんに着手することは、まさに時機を得たものであり、且つ、市民の願いでもある。

（二）目的

1 熊谷市の歴史的・文化的発展の過程を実証し、

先人の営みや歴史を集大成し、未来の市民への歴史的文化遺産とする。

2 市民の郷土に対する関心と愛着を深め、地域的連帯感やふるさと意識、さらに市民意識を高揚し、まちづくりに活かす。

3 市民文化の向上と熊谷市の発展に寄与する。

4 歴史的、文化的資料の散逸・消滅を防ぐとともに、新しい資料や史実の発掘・発見に努め、それらを体系的に整理、記録、保存し後世に伝える。

5 熊谷市における文化的事業として位置づけ、熊谷市の歴史・文化を全国に発信する。

(三) 基本方針

1 市域・県内のみならず全国的・世界的視野を持って歴史全体の流れの中で、熊谷市の歴史を捉えること。

2 時代ごとに熊谷の特色を明らかにするよう配慮し、市民の立場に立ち、市民誰もが親しめる市史を編さんすること。

3 人権尊重の視点を大切にすること。

4 重要な資料を調査収集して、学問的評価が得ら

れる内容を維持し、研究者の便に資するとともに、平易な叙述を心がけ、市民に分かりやすい市史とすること。

5 小・中学校の「地域を学ぶ」学習など総合学習の資料及び高等学校の「地域学習」の資料として役立つことができる市史であること。

6 資料編等については、詳細かつ網羅的であり、専門的な内容を包含する市史であること。

7 編さんの過程で収集した資料は、市史刊行後、市民が活用できるように保存管理し、将来に伝え残すための措置をとること。

8 市史編さんの過程において啓発を図りながら、広く市民の協力を求めること。

9 購入しやすい価格にすること。

10 調査・研究が終了したものを順次刊行すること。

(四) 基本計画

1 構成

通史編、資料編、別編、普及版及び各種報告書等に分けて編さんする。刊行する種類及び対象とする

地域は次のとおりとする。ただし、資料（史料）の収集状況により、予定巻数を増減できるものとする。

なお、江南・大里地域では合併前に町史・村史を刊行済みであるため、市史の種類により対象地域が異なるところがある。

① 『通史編』市内全域三冊

② 資料編

『考古』熊谷・妻沼地域一冊、『古代・中世』熊谷・妻沼地域一冊、『近世』熊谷地域二冊・妻沼地域一冊、『近代・現代』熊谷地域二冊・妻沼地域一冊

③ 別編

『民俗』熊谷・妻沼地域一冊、『自然編1地形・地質』熊谷・大里・妻沼地域一冊、『自然編2動物』熊谷・大里・妻沼地域一冊、『自然編3植物』熊谷・大里・妻沼地域一冊、『妻沼聖天山の建築』一冊、『地誌』一冊

④ 『普及版』一冊

⑤ 調査報告書（カラー版）

『中世の石造物』一冊、『指定文化財』一冊、『仏像・仏画』一冊

⑥ 調査報告書（映像版）

『民俗芸能』

⑦ 調査報告書

『民俗基礎調査報告書』熊谷・妻沼地域一四〇一六冊、『諸家文書目録』、『行政文書目録』、『新聞雑誌等記事目録』、『近世の石造物』

⑧ その他

『熊谷市史研究』年一冊、『歴史年表』一冊
2 体裁

本編（通史編・資料編）については、B5判、頁数は各巻五百〇千頁とし、別編・普及版・報告書については、A4判、頁数は各巻三百〇千頁とする。

3 発行部数

具体的な部数は、発行段階で改めて市史編さん委員会で協議する。

4 発刊期間

「1 構成」で示した市史を著すためには、市内外の熊谷に関する膨大な古文書、行政資料等を収集・調査することなどが求められるものと思われる。このため、資料の数量等を勘案し、市史の執筆に着

手する前に三年から九年程度の調査研究期間を設けた。また、「基本方針10」にあるように、資料が整ったものから早期に刊行するが、財政や執務の負担の平準化も考慮し、最も早い『古代・中世』の資料編を平成二四年度とし、以降毎年一〜二冊ずつ刊行することとした。

このようなことから、調査研究期間を含めた全体の発刊期間を平成十九年度から平成三八年度までとした。

主な市史の刊行予定年度は次のとおりである。

- ① 『通史編』平成二八、三六、三七年
- ② 資料編
 - 『古代・中世』平成二四年、『考古』平成二六年、『近世』平成三二、三三、三五年、『近代・現代』平成三〇、三二、三四年
- ③ 別編
 - 『民俗』平成二五年、『自然編1〜3』平成二九、三二、三五年、『妻沼聖天山の建築』平成二七年、『地誌』平成三七年
- ④ 『普及版』平成三八年

5 組織体制

市史編さん事業を円滑、効率的に推進するため、熊谷市史編さん委員会及び熊谷市史編集委員を置く。熊谷市史編さん委員会は、熊谷市史編さんに関する基本方針及び基本計画を定めるために諮問する附属機関であり、熊谷市史編集委員は市史に関する調査研究、執筆、編集等の具体的な実務に当るものである。

以上が熊谷市史編さん大綱の概要である。

答申書と本大綱の関わりについては、答申書は、大綱のうち基本方針・基本計画に係る部分を抽出して作成されたものであり、相矛盾するものではなく、大綱が答申書を補充するものといえる。

三 各組織の委員について

(一) 熊谷市史編さん委員会委員

熊谷市史編さん委員会条例に基づき委嘱した。任期は、平成一九年八月一日から二年間である。

熊谷市史編さん委員（平成二十一年三月現在）

（◎委員長、○副委員長）

◎村田 安穂 熊谷市史監修者・専門委員

○飯塚 好 熊谷市史専門委員

大嶋 和浩 熊谷市議会

松岡 兵衛 熊谷市議会

小野美代子 熊谷市文化財保護審議会

柿沼 幹夫 熊谷市史専門委員

北村 行遠 熊谷市史専門委員

宮瀧 交二 熊谷市史専門委員

岡田 菊江 熊谷市郷土文化会

小林 芳雄 熊谷市自治会連合会

鶴田 幸子 公募委員

（二）熊谷市史編集委員

熊谷市史編集委員設置規則に基づき委嘱した。任期は、任務終了までとなっている。

各委員の任務は以下のとおりである。

1 監修者

専門委員及び専門調査員の市史に関する調査研

究、執筆及び編集の指導及び助言を行い、市史の監修に当たる

2 専門委員

市史に関する調査研究、執筆及び編集を行う。

3 専門調査員

専門委員の指示に従い、市史に関する資料の収集、調査研究及び執筆を行う。

4 協力員

専門委員又は専門調査員の指示に従い、市史に関する資料の収集及び調査研究を行う。

また、編集委員内の組織は以下のとおりである。

1 編集会議

市史の編集を円滑に行うため、監修者及び専門委員をもって設置する。会議には議長を置き、委員の互選によりこれを定める。会議は、議長が招集する。

2 専門部会

市史の編集に際し、時代及び分野別に資料の収集、調査研究、執筆及び編集を行うため、専門委員、専門調査員及び協力員で構成する。専門委員は、専門

調査研究、執筆及び編集を行うため、専門委員、専門調査員及び協力員で構成する。専門委員は、専門

部会の部会長となる。

熊谷市史編集委員（平成二十一年三月現在）

（○編集会議議長）

考古専門部会

専門委員

柿沼 幹夫

専門調査員

浅野 晴樹

専門調査員

井上 尚明

専門調査員

関 義則

専門調査員

細田 勝

専門調査員

吉田 稔

古代専門部会

専門委員

宮瀧 交二

専門調査員

亀谷 弘明

専門調査員

皆川 雅樹

専門調査員

三原 康之

中世専門部会

専門委員

高橋 修

専門調査員

鎌倉 佐保

専門調査員

齋藤 慎一

専門調査員
専門調査員

田中 大喜
林 讓

（中世石造物担当）

専門調査員

池上 悟

専門調査員

栗岡眞理子

協力員

磯野 治司

協力員

伊藤 宏之

協力員

江原 昌俊

協力員

野口 達郎

協力員

諸岡 勝

近世専門部会

専門委員

北村 行遠

専門調査員

石山 秀和

専門調査員

斉藤 司

専門調査員

高橋 伸拓

専門調査員

細野健太郎

近代専門部会

監修者・専門委員

村田 安穂

専門調査員

鈴木 健夫

専門調査員

高橋 和弘

専門調査員	藤島 幸彦
専門調査員	柳澤 健一
現代専門部会	
専門委員	黒須 茂
専門調査員	荒井 悦郎
専門調査員	岸 清俊
専門調査員	小熊 信吉
専門調査員	高橋 信之
民俗専門部会	
○専門委員	飯塚 好
専門調査員	内田 幸彦
専門調査員	岡本 一雄
専門調査員	茂木 貞純

終わりに

新たな熊谷市史の編さんについては、大変長期に渡るものとなっております。これは、市内の古文書や石造物などを始めとする様々な資料を広範に調査することで、これまでにも増して総合的且つ網羅的な市史編さんを目指していることによるものですので、ご理解をいただきます。たいとともにご期待いただきしたいと思います。

(文責 I 蛭間健悟 II 根岸敏彦)

【論文】

文書に見る民俗

飯塚好

はじめに

昭和四十年代以降、農村部でも生活様式が変化し、民俗の伝承自体も変化が激しく、伝統的な民俗伝承も調査が難しくなっている。現在行われていない民俗伝承でも聞き書きは可能であるが、調査できる内容も自ずと限界がある。

ここでは、江戸時代の文書を利用しながら、江戸時代の民俗の一端といってもよいものを探り、今後の民俗調査の基礎的な資料の提出になるようにしたい。

例えば、中奈良村の野中家文書の中に文化十三年（二八一六）「萬歳中行事親縁類書¹」があり、正月の行事のことが記されている。

元日早朝には「若水」は「但桶小判形注連縄」とあり、若水汲みには注連縄しめなわをかけた小判形の桶を使用している。そして、「燈明、線香、初茶神酒、御備白赤黄柿昆布包錢、白木供物朝夕」これらのものは数ヶ所とあり、年神様などの神様に供えられたりするものである。お供えは、白赤黄とあるので、お供え餅は白と赤と黄の三重ねと考えられる。それに、昆布、暦、手掛は歳神様の前に供えていると思われる。そして、系図もあり、これも歳神様の前に供えていると思われる。それに、「歳開 湯殿始」とあり、元日に湯に入って元日の儀礼を行っているのではないか。二日は、最初に「行事元日二回」で、「雑焚餅 三品餅 芋 大根」とあり、餅、芋、大根を入れた雑煮を食べている。餅は白、赤、黄の餅で、米と赤く

染めた餅、黄の餅は黍餅であろうか。それに、「馬葉初」で、馬の餌作りの初めであろうと思われる。三日は「元日二同」、それに、「嘉例節会」とあり、野中家の「節会」を三日に行っていた。この「節会」は、聞き書きで知ることが出来る家毎に行われるセチのことであろう。セチというのはその家で年始を受ける日であり、親戚などから年始に行く日であり、その日に御馳走を作り、年始に来てくれた人に、御馳走を振る舞う。お酒なども用意しておき、飲んでもらう。

三が日が終わり、四日は「燈明、茶、線香、白木供物 朝夕」それに、「早朝店さがし 供物等下ヶ候」で、三が日の供物を下げるタナサガシは、今でも聞くことが出来る。五日は、「吸物、茶、線香、志らき供物朝夕」で、この日には七草のための「此日齋摘置」であり、ナズナを摘んでいる。

六日は、「山入 米白赤黄餅こん婦柿田作 山中明き之方入薪取始」とあり、山入りを明きの方の山に行つて、薪取り初めをする。その時の供物は、三品の餅に昆布、柿、田作りである。山入りは、現在聞き書きでは難しくなっている。

七日は「七草早天也 薺 米 三品餅 こん婦 芋 大根 茶」で、七草粥に入れるものが列記されている。八日「行事如先」、九日・十日は「同断」、十一日は「鉸入 白米、三品餅 柿 昆布 田作 畑明之方江納」は、鉸入れの記述で、現在の聞き書きと同様である。

十四日は、「若餅 白餅 黍餅 糸の木 桑木 餅 早朝注連取」で、早朝に注連を取っている。そして、若餅を搗き、米の餅の他、黍餅も搗いている。現在は米の餅の他は聞くことが出来なくなっている。それに、この日「御霊御膳 丸火うつ木はし月の数」とあり、御霊様をお祀りしていることがわかり、月の数は、丸くまるめたものと箸の数だと思われる。御霊様のことは、今後の調査では聞くことが出来るかも知れない。

最後に十五日は「燈明、線香、初茶、神酒、白木供物、御備」である。

以上、野中家の正月に行うことが記されているが、現在聞き書きできるものもあるが、山入りなどは聞き書きをするのは難しくなっていると思われる。

この小論では、中奈良村の野中家文書を利用することが多く、取り上げる文書も限られ、伝承の一端をみるだ

けになつてゐることをあらかじめお断りしておく。

一 商人・職人

商人と職人について、上江袋村の長嶋家文書から、主に旧妻沼町の分布を中心に見ていく。なお、現在の深谷市に属する堀米村と江原村を含んでいる。

まず、商人について、天保九年（一八三八）の「武蔵国幡羅郡妻沼村外二十五ヶ邑組合諸商ひ渡世向取調書⁽²⁾上帳」から見たのが表1である。

概観してまず気づくことは、「居酒渡世」が、妻沼村は十六人、葛和田村十一人と、町場に多いことはわかるような気がするが、ほとんどの村でみられることである。

農村村といつてもよい所で、一村一人の例も多いが、数は多くないがみられることは興味深い。

それに、町場だけでなく、農村村でもほとんどみられるのが「湯屋渡世」である。いわゆる「銭湯」といわれる商売は、妻沼や葛和田の町場では理解しやすいが、農村村での「湯屋渡世」はイメージしにくい。民俗調査の聞き書きでも、風呂場は、現在のような常設のものでは

なかったということは知ることができる。しかし、江戸時代の終わり頃には、村でも「湯屋渡世」が成り立っていたわけであるが、それを利用する人たちがどれほどいたのであろうか。

「居酒渡世」「湯屋渡世」とともに、ほとんどの村にみられるのが、「髪結渡世」である。髪結いが、現在の床屋と比較すると、床屋は農村村にもみられるので、一つの村に一軒の髪結いがあつてもよいようにみられる。

次に多くみられるのが、穀商買である。そして、穀商買をしている人を見ると、全体は二十九人であり、名主が一人、名主の倅が一人、百姓代が二人、組頭が七人である。所有地が多い人が穀商買を営んでいるのであろうか。

次に多いのが、妻沼村と葛和田村を除くと、「荒物類商買」十人、「小間物類商買」十人である。太物荒物類商買は一人、太物類商買は二人である。

それに、妻沼村と葛和田村を除くと、煮売り商買五人、古鉄紙屑買五人、菓子打卸四人、鮓商ひ二人、研屋渡世一人、傘拵商ひ一人、下駄足駄拵商ひ一人である。

町場で、職種が多いのが、妻沼村と葛和田村である。

表1 「武蔵国幡羅郡妻沼村外廿五ヶ邑組合諸商ひ渡世向取調書上帳」

村名	職種及び人数
妻沼村	居酒渡世16、湯屋渡世2、髪結渡世4、大小拵研屋渡世1、煮完渡世2、穀商買8、太物類商売1、呉服太物類商買1、小間物荒物類商買3、荒物瀬戸物類商買2、荒物類商買3、古着屋渡世1、古鉄紙屑買2、菓子打卸2、餅干菓子類商買1、蒲焼渡世1、傘拵商ひ1、葉種商買1
善ヶ嶋村	居酒渡世2、湯屋渡世1、髪結渡世1、研屋渡世1、居酒渡世11、湯屋渡世3、髪結渡世3、奢買渡世2、研屋渡世1、穀商買3、太物小間物類商買4、荒物瀬戸物類商買3、荒物類商買1、古鉄紙屑買1、菓子打卸3
俵瀬村	居酒渡世2、湯屋渡世1、髪結渡世1、菓子打卸1
日向村	居酒渡世3、湯屋渡世1、穀商買1、荒物類商買1、古鉄紙屑買1
上須戸村	居酒渡世2、湯屋渡世1、髪結渡世2、煮賣渡世1、小間物類商買1
八ッ口村	居酒渡世1、湯屋渡世1、髪結渡世1、荒物類商買1
江波村	居酒渡世1、湯屋渡世1、髪結渡世1、鮎商ひ1
西城村	居酒渡世3、湯屋渡世2、髪結渡世1、小間類渡世1
田嶋村	荒物類商買1
西野村	居酒渡世1、湯屋渡世1、煮賣渡世1、小間物類商買1、荒物類商買2
上根村	居酒渡世1、湯屋渡世1、髪結渡世1、煮賣渡世2、穀商買2

村名	職種及び人数
弥藤吾村	居酒渡世3、湯屋渡世2、髪結渡世2、煮賣渡世1、穀商買1
八木田村	居酒渡世5、湯屋渡世1、髪結渡世1、太物荒物類商買1、小間物類商買3、傘拵商ひ1、菓子打卸1
上江袋村	居酒渡世3、湯屋渡世1、髪結渡世1、穀商買2、荒物類商買1
原井村	居酒渡世1
飯塚村	居酒渡世3、湯屋渡世2、髪結渡世1
市之坪村	居酒渡世1
堀米村	居酒渡世1、湯屋渡世1、髪結渡世1
江原村	居酒渡世3、湯屋渡世2、髪結渡世1、穀商買4、鮎商ひ1、下駄足駄拵商ひ1
太田村	居酒渡世6、湯屋渡世4、髪結渡世3、穀商買5、小間物類商買2、荒物類商買4、古鉄紙屑買3、菓子打卸1
間々田村	居酒渡世5、湯屋渡世2、髪結渡世2、穀商買1、太物類商買2
出来嶋村	居酒渡世1、湯屋渡世1、髪結渡世1、穀商買1、古鉄紙屑買1
男沼村	居酒渡世3、湯屋渡世2、小間物類商買2、菓子打卸1
小嶋村	居酒渡世4、髪結渡世1、穀商買1
臺村	居酒渡世4

妻沼村では、太物類商買一人、呉服太物類商買一人、小間物荒物類商買三人、荒物瀬戸物類商買二人、荒物類商買三人、古着屋渡世一人と、扱う商品が農村より多様になっていると考えられる。それに、大小拵研屋渡世一人、餅干菓子類商買一人、蒲焼渡世一人、葉種商買一人も町場特有の商買である。

葛和田村は、太物小間物類商買四人、荒物瀬戸物類商買三人、荒物類商買一人は、妻沼村と共通している。

次いで、商人について、安政四年（一八五七）の「最寄り二十七ヶ村諸職人請印帳」³から見たのが表2である。村の順は商人と同じ順にして、それぞれの村の商人と職人が併せてわかるようにした。

それぞれの村に共通しているのは、大工を始めとした建築関係の職人、それに、綿打ちが多いことに驚く。

建築関係の職人は、合計すると、大工四十二人、杣取り十九人、木挽き十九人、左官十四人、萱屋根屋十四人、屋根屋十人、板屋根屋二人、瓦師六人、在薦三人、畳屋三、建具屋三人である。

大工はどここの村にもいるくらいであり、家を新築したり、改築したりする仕事などに従事していたと思われる。

木挽きは木材を板に挽く仕事であり、大工の仕事と深く関わる。杣取りも木材を伐採したりする仕事と考ええると、大工、木挽きとともに家の新築に欠かせない仕事であるが、木材の伐採の仕事は、家の新築や改築以外の仕事があつたかも知れない。左官は十四人であり、大工よりは少ないが、農家の家などは、左官の技術がそれほど必要でない荒壁なども多かつたため、相対的に少ない職人でもよかつたと考えられる。

屋根屋が、萱屋根屋か板屋根屋かわからないが、萱屋根屋は十四人と比較的多く見られ、農村地帯では、ほとんどの家が草葺きの家であつたと考えると、職人の数も理解できる。それに対して、板屋根屋が二人だけであり、妻沼村にだけいるが、板屋根の家は、妻沼村の町場だけにあり、それらの家の屋根葺きをしていたと考ええると、よく理解できる。

在薦は三人であり、多くはないが、家の上棟などには関わっていたと思われる。畳屋も三人と少なく、当時の民家では、畳を敷く部屋の数は、明治以降の民家よりも少なかったため、少なくとも問題はなかったであろう。建具屋三人というのも、畳屋などと同じく需要が少

表2 「最寄式拾七ヶ村諸職人請印帳」

村名	職種及び人数
妻沼村	大工6、杣取6、桶屋3、黒鍬6、板屋根屋2、萱屋根屋2、指物1、綿打6、石工2、左官2、瓦師1、籠屋3、建具屋1、畳屋1
善ヶ嶋村	杣取2、木挽1、綿打3、黒鍬1、桶屋1、鍬柄師1
葛和田村	大工6、綿打5、萱屋根屋3、木挽2、左官2、桶屋2、畳屋1
弁財村	木挽2、綿打1、桶屋1
俵瀬村	杣取1、石工1
日向村	大工1、建具屋1、黒鍬1、杣取3、萱屋根屋1、左官1、綿打2
上須戸村	綿打3、萱屋根屋1、杣取1、籠屋1
八ツ口村	綿打1、大工1、桶屋1
江波村	黒鍬1、大工1、綿打2、木挽1
田嶋村	綿打1
西城村	桶屋2、籠屋1、綿打3、杣取2、黒鍬2、大工2、瓦師2、唐白師1、萱屋根屋1
西野村	大工1、瓦師1、黒鍬1
上根村	大工2、杣取1、萱屋根屋1、綿打1
弥藤吾村	木挽7、大工2、籠屋1、綿打2、黒鍬1、杣取1、桶屋1

村名	職種及び人数
八木田村	綿打1、左官1、木挽1、桶屋2、大工1
上江袋村	大工1、左官1、杣取1、瓦師1
原井村	大工1、綿打1
飯塚村	大工2、綿打2、黒鍬1、建具屋1、籠屋1
市之坪村	左官3
堀米村	大工1、桶屋1、萱屋根屋1
江原村	左官4、黒鍬3、桶屋1、在薦1、畳屋1
太田村	桶屋3、屋根屋1、萱屋根屋1、大工5、綿打4、木挽1、黒鍬1
間々田村	大工2、木挽1、綿打3、杣取2
出来嶋村	指物師1、在薦2
男沼村	桶屋1、萱屋根屋2、綿打1
小嶋村	大工4、杣取1、萱屋根屋1、綿打1
臺村	大工3、木挽3、綿打1、籠屋2、瓦屋1、経師1

なかつたのであろうか。

桶屋十九人、籠屋九人はどこの家にも必要な桶、籠、箆などを製作していた職人である。経師一人、指物二人、石工三人と、これらの職人は少ないが、これらの職人もこの地域の需要に依って仕事をしていたのであろう。

唐臼師は、米の粃殻を取る農具の唐臼を製作する仕事であり、職人が一人いれば需要に依えられていたのか、それとも粃殻を取る他の農具があつたのであろうか。鋏柄師も一人であり、鋏先の部分を作る鍛冶屋がいないので、鋏柄師と鍛冶屋の関わりがどうなっていたか気にかかることである。

綿打は四十四人で、一番数が多い職人であり、綿の需要と職人の数が一致していると考えると、布団や綿入れの着物などの他に、需要があつたのであろうか。ただ、綿の栽培が盛んであつたことは考えることは出来る。それに、黒鋏も十八人で比較的によく見られる職人で、これらの職人が行っていた仕事の内容は何であつたのか正確にはわからない。

野中家文書の中には、利根川の堤防工事において、黒鋏が重要な役割を担っていることはわかるが、いつも

そのような工事は無かつたかも知れないので、その他どんな仕事をしていたかということになる。天保四年（一八三三）の家造りの「諸職人手間日記」⁵¹には黒鋏が出てくる。黒鋏の職人は、根堀をしていることがわかる。二日間は、根堀の仕事とわかるが、もう一日は書いてない。その後、十五人半の仕事がある。そして、黒鋏が最後に働いたのは、建前の日であり、家の基礎に関わる仕事と考えると、土持などの土に関わる仕事であらうか。この仕事の内容を見ると、建築の基礎にとつては必要な仕事と考えると、黒鋏が十八人いるということも理解できる。

二 漁撈

文書について見る前に、昭和初めから十年代半ばの魚取りについて、見ておきたい。

上江袋の溜井用水中心の魚取りである。

溜井は全体を江袋沼といい、上の沼と下の沼に分かれている。

夏になると、沼にびっしりと菱が生える。八月半ば頃

から食べられるようになるので、その頃から八月いっぱいまで毎日菱を取った。午前中、三人くらいで舟に乗って、蔓が伸びている大きな葉の下についている三角の菱を手で切って取る。一時間もかからないで終わりになる。取ったものは、沼でゆすいであら、家に持ってきて、さらに井戸水でゆすいで釜でゆでて食べた。取ったものは売ることとはなく、取ったものはその日に食べた。

菱を取る時期にはエビもとった。エビを取りに行くのは、午後、田の草取りを終え涼しくなる夕方、舟に乗り網で掬い上げる。毎日五、六艘の舟が出たという。舟を動かしながら、網で掬い上げるが、一回で多い時には一升ぐらい掛かる。しかし、一網一升はそう多くない。暗くなるまで三時間ぐらい取り、少なくとも一斗はとれたという。

エビは群馬から問屋が買いに来たという。

魚は一年中取ったというが、多く取れるのは、沼の水が温かくなる六月頃からで、鯰やウナギである。鯰は、舟で取る場合は、ヒトツナ三十から五十メートルくらいの太い綱を張り、それに餌を付けた針を下げる。餌はミミズである。針を置いた所がわかるように、目印に篠を

立てる。そして、朝早く掛かったものを取る。鯰釣りもした。針に餌を付け、竿を下げると、鯰が飛びつくという。ウナギはウケでとる。ウケは取る人が作った。多い人はウケを五十くらい持ち、あちこちに置いた。毎日置いて上げた。

鯰もウナギも六月から九月いっぱいくらいまでとる。取れたものは群馬の問屋が買いに来た。

十月に入ると、沼の水が減る。翌四月の田んぼの仕事が始まる前に、機械で水をかい出す。水が減ると、下の沼には六畳から八畳くらいの広さの池が三十五、六出てくる。それぞれの池は暗黙にどこそこの家の池といい、それぞれの池では、桶で水を出すカイドリをする。廓の家はほとんど池を持っていたという。

それぞれの池では、池の魚を拾い出し、終わると、翌年も魚がとれるように、新しい枝を入れて魚が住めるようにする。

それぞれの家では、取れた魚は、自分の家で食べるというより、群馬から来た問屋に売った。時期になると、問屋が買いに来たという。

鮎、鯰、ウナギなどが取れた。鮎は釣りでも取った。

ミミズが餌であった。取れたものは、沼に網を入れ、生かしておく。問屋さんが廻ってくる、そこから出して売ったりした。

以上が江袋沼を中心にした魚取りであるが、次に、長嶋家文書の魚取り関係の中から江戸時代の魚取りについてみていく。「沼」とあるのは江袋沼のことであり、ほとんどが江袋沼での魚取りである。

慶応三年（一八六七）から明治二年に記された「魚取覚帳」⁶には、はじめに、「馬渡舟いちそう」とあり、舟の製造に関する記述がある。そして、その後に具体的に魚取りの記述がある。

慶応三年については、九月二十二日「舟拵初取」とあり、うなぎ代として金二兩一分二朱とある。十月四日「新沼地かへとり」、「五日当日かこう」とあり、「五日地舟江入」とある。カイドロを行い、取った魚は舟に入れていくことがわかる。魚は、鯉七本であり、一本は大きなもの、六本は中小である。それに、鯰五貫十匁、鮒二貫九百匁、十一月十八日は「善十東地」とあり、鮒十貫である。

次いで慶応四年（一八六八）をみていく。「はかう

け取鯰覚」とあり、七月七日二百匁（かまへ堀にて取）、九日三百匁（洗口にて取、以下同所）、同日百五十匁、十七日三百五十匁、十九日三百七十匁、二十日四貫百六十匁、八月二十日三百匁、九月三日百五十匁である。

鯰はウケでも取っていることがわかり、「かまへ堀にて取」というのは、沼ではなく屋敷の構え堀にウケを置いていることがわかる。洗口というのは、洗堰の所と思われる。

九月二十六日は、「堰のまえ、大池かへとり」であり、中鯰二十五貫二百匁、小鯰十五貫七百匁である。堰の前の大池のカイドロである。

「新沼地平地かへ取」では、日は書いていないが、鯰三貫、小鮒小ぎつまちり一貫二百匁、大うなぎ一貫四百匁、そして、十月とあり、細うなぎ、代金三分二朱である。十一月二十九日、「堰前大池」とあり、鯰四貫八百匁であり、十一月晦日には、鮒鮒まぢりりで二十四貫三百五十匁である。

十二月三日は、「大沼地四つかへ、内二つは皆無」であり、大鮒くきまぢりりで十二貫、鯰四貫二百匁である。それに、細うなぎ、隠居分として、鯰一貫、鮒くき二貫

五百匁。

十二月三日は、「大沼池かへとり」とあるので、前と同じカイドリであると思われる。取れたものは鯉で、百十本になり、内訳は、大が二本、中が三十本、小が四十二本、中上が十五本、ひこへ十三本であるが、合計と合っていない。

十二月四日は、「大沼三つまた」、鯉六十二貫百五十匁である。

明治二年（一八六九）は、八月は、「はかうけ」、徳次郎二十本、福次郎二十本とあり、初取りで、十四日には鯉三匹、九十匁、二十六日鯉九匹五百九十匁、二十九日鯉三匹百八十匁である。

八月二十七日は、「しゃち引」といい、初取り二夜で大うなぎ四貫、九月二十九日夜うなぎ二匹。

十二月二十日は、「洗下池二つかえとり」である。小ざつこ十八貫である。そして、二十三日に大沼を干し、鯉二十本、大鯉一貫百二十匁、小鯉二貫匁、大鮎二貫三百匁である。十二月二十四日は、洗上三つ地で鮎くきである。

新沼と大沼とあるが、江戸時代の絵図を見ると、新沼、

溜井と記され、溜井が大沼と考えられる。そして、聞き書きの上の沼が大沼、下の沼が新沼と思われる。それに、池とあるのは、聞き書きの池と同じものと考えると、文書の内容が理解できる。

全体的には、カイドリの例が多く、早くは、九月二十六日、それに、十一月と十二月である。なお、九月といっても江戸時代から明治初めで、新暦ではなく旧暦であることを考慮しなければならない。カイドリで取れる魚は、鯉、鮎、鯰、鮠、クキが中心で、ウナギは少ない。また、鯉はウケで取り、七月から九月の初旬まで取っている。ウナギは「シャチ引」という取り方があるが、その方法はわからない。

三 共同体の協力

現在の農村などでの協力は、葬儀を始め、いろいろな場面で出てくるが、ただ、全体的には、少なくなっていると思われる。結婚式などは、それを端的に物語っている。ここでは、共同体の協力の一部だけを見る。

野中家文書にある文化九年（一八一二）の「出火見

舞披露帳」と文化十年の「人勢合力帳」⁽⁸⁾で、火事が起きた時の地域の協力のありようを見ることにする。後者の文書には「去申ノ十二月廿五日九ツ時出火致当日村中不残灰寄火消仕候、但御役人中御差図相成候金壹分酒代也、翌廿六日所内かこい屋根等迄不残廓新田組中諸物持参(後略)」とあり、十二月二五日に出火し、当日、村中の者が残らず灰寄と火消しに手伝いに来て、作業の後、酒を出している。酒代が金一分とある。そして、翌二十六日には、手伝いに来るとともに、色々なものを持参している。正月前なので、二十八日には、久兵衛、政右衛門、そして新宅の三軒に餅つきを頼んでいる。出火見舞については前者の文書に詳細に記されているので、それを見ていく。

出火した当日には、後原と馬場の人が、それぞれかゆ一荷、玉井の柵の人、新田の人四人、下ノ村の人一人が「飯一飯台」を、三人の組頭、川原明戸の人が飯を一斗持参している。そして、妻沼町の人が赤椀十人前、飯つき、甘酒を持参している。これらの物は、村中の人が灰寄せ、火消しに来ているので、それらの人にも出していると思われる。

翌二十六日には多くの人が見舞に来ているし、手伝いにも来ている。国性寺からは金二朱とあり、お金を持参している。隣の家からは竹七本、裏の家からは金二朱と播り鉢、摺り子木、わらじ一足、小麦藁五把、東の家は二戸あり、一戸からは竹五本、縄五房に、米二升、重箱、茶碗二、茶台一、かひん一であり、一戸は縄五房である。川はたの家は、里芋三升到、竹十本、小麦藁三把である。とんひきの家は、小麦藁十把である。以上は野中家の廓の家であり、次は他の廓である。

後原は二戸で、一戸は篠一束、もう一戸は、吸物椀十人前、めしつき、ほん丸一枚である。並木は三戸であり、一戸は小麦藁二把、二戸は縄五房である。新田は五戸、ある家では流し、ある家では米三升到に縄五房、縄五房の家、篠三束の家、小麦藁六把の家である。二ツ堂は一戸で、小麦藁四把に、縄一房である。寺家では、三人で飯一斗、二人で飯五升、五升の一人は篠三十本持参している。それに、竹三十本と竹八本の家がある。善応寺は三人で、藁五束、縄三房、小麦藁四把である。馬場は一人で、廣紙五帖、たはこ入れ、たはこ、である。前内出も一人で、くづ木二束、しゃくし二本、縄五房である。

沼上は一人で、廣紙十帖、しゃくし二本、玉しゃくし二本、たはこ一ツ、わらし三足、附木二包み、水ひしゃく、一本、わらし三足である。

以下は、中奈良村ではなく、他の村からの人が持参したものである。上奈良村向河原は二人で、一人は名主の家で飯五升と、竹十五本、一人は小麦藁五束である。今井村は一人で、素麵二十把。小嶋村は二人で、ともに米三升である。上須戸村は一人で米三升。廣瀬村は二人で、一人は縄十房、一人は米三升とかや一駄。久保嶋村は一人は重の内二、それに久保嶋村中として藁四駄である。上之村は二人で、一人は重之物二ツ、一人は差行箸である。石原村は一人で粉袋二斗。黒田村は一人で米三升と絹六尺。柿沼村は一人で米二升、めしつき、茶碗二ツ。川原明戸村一人で金二朱。酒巻村は干物十枚。堀米村は米二升。それに、知道がわらぐつ二足。孝道坊が、酒八合程、油揚げ三枚。

二十六日には、多くの人が出火見舞いとして、お金、食べ物や食料、各種の生活用品、それに、縄、小麦藁、藁、萱、篠、竹を持参している。これらの物を使って「かこい屋根」などを作っているのであろうか。

二十七日以降も、親戚や近所の人たちを中心に、生活用品や食べ物などを持参している。

そして、前記の「人勢力帳」には、具体的な記述があり、中心は四月の手伝いについてである。その手伝いと直接関わるのは、文化十年の「普請見舞留^{（ウラ）}」である。この二つの文書から、家造りに関わる手伝いと見舞の内容を見ることが出来る。

手伝いは一月から始まる。一月は馬を出していることが多いので、馬で物を運搬していると思われるが、具体的な内容まではわからない。二月、三月も多くはないが、杉切り、杉持ち、木取りなどと手伝いの内容がわかるものもある。一月から三月までは、特定の数人の人が手伝っている。親戚の人が中心になっていると思われる。

四月も前半は、木取りとか、馬も出ているので物の運搬などの手伝いをしていると考えられる。手伝いは親戚とか近所の人を中心である。

そして、四月十三日は地形搗ぎであるが、手伝いは一人である。翌十四日は「昼後より建」とあり、七人が手伝いに来ている。十五日は「家直結物」で七人が手伝いに来る。十六日は「たる木いつまり間ぎれ」で、近所の人

他の廓の人も多く手伝いに来て、十四人である。十七日は「屋根葺き、隠居建」で、近所と他の廓の人が出て十二人である。十八日は「隠居結物たる木いつり」で、近所の人他の廓の人で十人である。十九日は「惣こまい」で近所の人他の廓の人十六人である。そして二十日が「壁ぬり」であり、近所の人と他の廓の人二十人である。二十一日は「壁ぬり仕舞」で四人、近所の人中心である。その後も数人の手伝いがあるが、俵編みなどだったりする。

多くの人が手伝いに来るのは、四月十四日から、二十日迄で、近所の人と他の廓の人が中心になる。

続いて普請見舞について、表3を参照しながら見ていく。

四月四、五、十、十二、十三日は見舞の人は一人で、八、十四日は二人である。持参したものは、縄や萱もあるが、杉、榛の木、餅なども含まれている。比較的的多くなるのは十五日から二十日迄である。十五日は四人、十六日は十二人、十七日は七人、十八日は四人、十九日は九人、二十日は五人である。持参するものは、縄、小手縄、萱、小麦藁、藁、篠、竹などであり、

これらは屋根葺き、壁の木舞かきなどに必要な材料であり、それも大量に必要な材料のために、それぞれ持参すると考えられる。

普請見舞に来る人は、近所や他の廓の人、それに親戚などと考えられる。

前に見たように、屋根葺き、木舞、壁ぬりの時には多くの人が手伝いに来ていることを考えると、それぞれが材料も持参し、作業も手伝っていることがわかる。これらの作業は、職人が全く関わらないということはないと思われるが、近所や廓の人たちの手伝いがないと、家が建たないことがわかる。逆にいうと、家の普請などは村中の人が手伝って行われてきた作業と考えることが出来る。

四 祭り・芸能

(一) 伊勢講

中奈良の野中家文書には、中奈良村明戸の野中彦兵衛と定直が、伊勢講について控えとして書いた「伊勢両皇太々御神楽講連名附」¹⁰⁾という文書がある。この節では、

この文書を中心に、江戸時代の伊勢講について見ていき
たい。

文政三庚寅年正月に発起

伊勢両皇太々御神樂講連名附並天保七丙申歳二月両宮
太々御神樂修行諸人用其外取扱向書記猶文政十一戊子
年二月朔日外宮ニおゐて太々御神樂修行并同行連名附
大略書記（後略）

文政三年（一八二〇）に発起し、文政十一年（一八二八）
には太々御神樂修行を外宮で行い、天保七年（一八三六）
には内宮外宮の両宮で太々御神樂を修行している。

この文書は、天保七年が中心であるが、文政十一年の
ものも含まれている。

文政三年発起とあるが、それに関わる文書がある。御
師三日市太夫次郎が記した「十年大々御神樂 御寄附名
前帳」の最初には、

恭く重惟に大々御神樂の濫觴ハ太古

大神の天乃岩戸に籠らせ給ふを諸の神達つと

ひ集り神樂を奏し 神の御心を慰め給へるを
権輿として数千歳の今に至るまでも其跡を伝へ
模し其事を勤め行の式とハなれり御礼ハ上は

王候大人より下ハ士農工商に至り

大神の洪恩沛澤を謝し奉る為に御神樂を

奏し薦る例なり吾家往古より武州七郡の

詔刀師にして此御且中の安全を祈り夙夜懈ら

つといへとも猶も志願を發し自今年の間御

神樂を奏し奉りおほむめく算を仰ぎ乞むと

おもふ故に七郡の人々へ告げ白し苟も志願の

誠を扶助し給ひてん人々ハ其家安穩にして

五穀豊登 蠶桑育茂し子孫の蕃衍を護り幸

給ハん事必疑ふべきにあらつにて拙き辭を

綴りて告げ勸ると志かいふ

辰正月

渡會神主

とある。御師の三日市太夫次郎の十年大々御神樂につい
ての目的などがわかり、興味深い内容である。そして、
この後、三日市太夫次郎内の藤野佐次右衛門の口述につ
いて記されている。

今般太夫次郎一代一度御旦廻を致候、序を以御頼を申候、趣意は御旦中為御祈祷十ヶ年之間大々御神樂致執行度志願二御座候、御信心之御旁御勸メの下太夫次郎心願致成就候様御世話偏二奉願上候、尤右講中江御加入被成候御衆中江御祈祷御祓大麻進上可被致候

とあり、具体的に御奉納金により、御師から戴けるものが記されている。

一金壹両 御奉納之御方へ一万度御祓大麻 御供御直会

御山榊 雛形 相添

右十ヶ年之間進上可申候

一金貳歩 御奉納之御方へ一万度御祓大麻

五ヶ年之間進上可申候

一金壹歩 御奉納之御方へ一万度御祓大麻

三ヶ年之間進上可申候

一鳥目八百文 御奉納之御方へ一万度御祓大麻

一ヶ年之間進上可申候

但御寄附金辰巳兩年二御納メ可被下候

そして、御神樂講に加入した人たちに、十ヶ年の間、毎年正月の十五日に大々神樂を奉奏する。御講中安全、五穀成就、蚕繁榮、御子孫連綿、家門長久を祈念するものである。

以上が文政三年のことであり、次いで、天保七年の大々御神樂修行について、詳細に見ていく。

内宮の御師は八羽石太夫、手代は佐々木伊兵衛で、外宮御師は三日市太夫次郎であり、手代は藤野兵馬である。

天保七年の伊勢參宮を行った伊勢講は、文政十三年の正月二十三日が発起である。宿は重蔵である。人数は十六人である。伊勢講の日待ちの賄いにはそれぞれ百文出す。

文政十三年には十一月十六日が二回目の日待ちである。天保二年は正月十六日、十一月二十五日が日待ちである。そして、この年から、掛金一人当たり金一分である。天保三年は正月二十八日、九月二十三日、十一月十六日である。天保四年は、正月二十三日、八月二十四日、十一月二十日である。天保五年は十二月四日である。天保六年は二月七日、八月である。天保七年は正月である。

天保七年二月の「伊勢両宮太々修行参宮発足二付餞別受納蝶⁽¹²⁾」を見ると、伊勢講中は二十二人、平参り三人、合計二十五人でお伊勢参りをしている。二月一日が立立の人が多く、野中彦兵衛は二月六日である。

東海道桑名宿堺屋三右衛門で休息するが、そこに出された札には「太々御神楽修行 申二月 三日市太夫次郎手代藤野兵馬 武州幡羅郡中奈良村 石坂金右衛門様 野中彦兵衛様 野中政右衛門様 福田市右衛門様 御講中様」とあった。

そして、次の目録がある。

目録

- 一 金式拾両也 太々御供料並諸祝儀撒錢共
- 一 金五両也 奉納金

右は文政三寅年より太々御神楽発講いたし省略

質素 信心志のみ外宮於 神前二講中安全

御祈祷奉願依之御祈祷料奉納仕候以上

天保七 申年二月十九日 講元 石坂金右衛門

世話人 小林與兵衛

三日市太夫次郎様御内

藤野兵馬殿

外宮での太々神楽奉納では、祝儀や撒錢、奉納金も含め二十五両であり、続いて、覚えとして、三日市太夫次郎様にお土産料二両、その奥様には一両の土産料、同じお土産料と考えられるが、藤野兵馬様へ二両、お手代衆中へ二分出している。

そして、内宮の八羽石太夫様の手代佐々木伊兵衛殿宛への目録も、内容はほとんど同じである。金額としては、太々御供料、諸祝儀、撒錢、落物で二十両、覚えは、八羽石太夫への御土産料二両、奥方様に御菓子料一両、佐々木伊兵衛に二両、御手代衆中へ二分出している。支出は、両宮合わせて五十六両になる。

日程で見ると、二月十八日に御師の三日市太夫次郎様へ到着、泊まる。十九日には、妙見町の藤屋利兵衛方へ泊まる。二十日には内宮太々御神楽修行御師八羽石太夫、内宮御師方の案内で朝熊岳へ参詣、二十二日は外宮太々御神楽修行、二十三日は外宮御師方により案内で二見浦参詣。外数日は藤屋利兵衛方へ泊まる。

文政十一年の日程についてもみておく。

正月十二日に立出、一月晦日に御師宅に到着、翌二月一日に外宮御師三日市太夫次郎様宅神殿に於いて太々御神楽修行、二日に外宮内宮両宮へ参宮。三日に朝熊岳参詣、四日に二見浦参詣、五日に磯辺両宮参詣、六日は休息、七日に立出である。

この時には、内宮外宮両宮での太々神楽修行ではなかつた。しかし、内宮御師八羽石太夫宅にて小神楽を奉納している。

この時の講中は十九人であり、外に、平参り参詣同行が十四人いて、同行三十三人であつた。

天保七年のことに戻るが、柏屋で大踊りをみていて、踊り代、酒代、祝儀などを含め、合わせて二両以上支出している。そして、藤屋へは二月十七日から二十七日まで宿泊しているが、二十五人全員宿泊したのは、十九日から二十三日の五日間である。この間計百八十人宿泊したことになるが、支出したのは、十二両である。

八羽様方より妻沼三沢市右衛門殿方まで一萬度送り賃として金一分。同じく一萬度送り賃として、三日市様方より葛和田川岸江森彦三郎殿方まで、金二朱銭

三百七十二文である。

また、御師や宿などから土産などとしていただいたものを列挙していく。

外宮御師の三日市太夫次郎からは、自ら書いた扇子一對を講中二十二人へ、自ら書いた横物一幅、世話人六人へ自筆堅物、また、依頼して七人へ自筆の「日光神君十六善神」、太々御神楽一萬度祓大麻一合、御供櫛雛形、熨斗である。

内宮御師の八羽石太夫より、太々御神楽の朝、禊ぎの風呂に入る時に使う二見浦を染め抜いた手拭いを講中二十二人に。但し、二十筋は二見浦であるが、二筋は他の図柄であつた。御師方より立出の時に、二見浦の蒔絵の盃を箱入りで、全員に。太々御神楽修行当日には、箱入り菓子「二見浦日ノ出武蔵」一箱を講中一同へ。八月十一日講中へ、仮箱入り太々御神楽一萬度御祓、御供櫛雛形、太々修行絵図面、熨斗である。

三日市太夫次郎の手代の藤野兵馬より、講中二十二人へ風呂敷一枚ずつ、大鯛一尾進物。宿泊した藤屋利兵衛より、万金丹一包、伊勢昆布一把、講中それぞれに二品ずつ、これは送付してくれた。

土産ではないが、古市の柏屋より、旅宿の藤屋へ蒸籠一荷見舞、三日市太夫次郎方へ蒸籠一荷見舞、朝熊岳参詣の帰りに寄った料理茶屋に蒸籠一荷見舞、合わせて三荷三度講中に見舞っている。

出立は全員一緒ではないが、帰村も色々である。三月五日が二人、七日が四人、十五日が五人、十七日が五人、四月十二日二人、五月六日二人、十七日が五人である。なお、五月六日に帰村した二人は四国八十八ヶ所の順礼をしているというように、お伊勢参りをした後は、人によつて行動が相違している。

そして、六月一日は同行一統振舞を行っている。宿は與兵衛宅である。この日三日市太夫次郎から送られた一万度御祓大麻、箱祓、お供えなど、また、御師自筆の二幅、熨斗を受け取っている。

野中彦兵衛家への同行者の届物については、先述した「伊勢両宮太々修行参宮発足二付餞別受納蝶」¹³に詳しい。三月は、七日、御祓。九日、扇子一对、御料理箸一膳、御供二色、守御祓、金補種、御菓子一包、御料理、鶴吸物、饅頭包紙、二見浦日出武蔵一箱、万金丹四包十二種外、「小夜中山由来記」、「文政神異記」、風呂敷一ツなど

十八品。十六日、大権現御印二枚など。十九日、書状一通、高野山月牌証書。二十二日、一森茶一袋など。

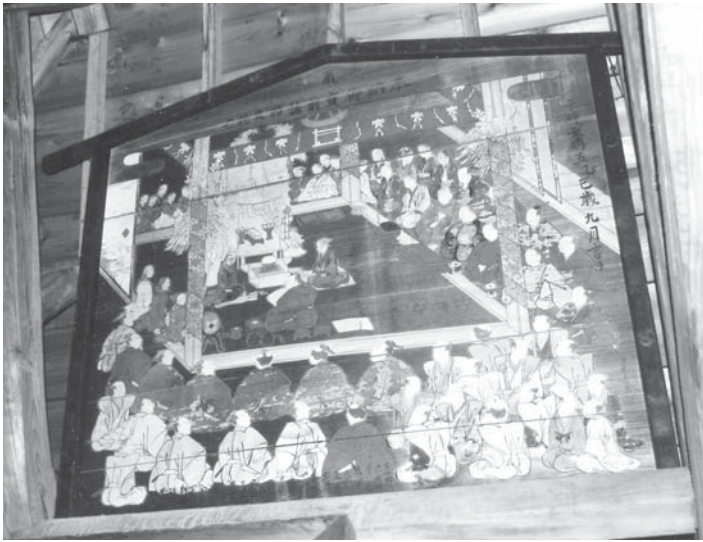
四月は、三日、立縞小袖、黒羽織袴、小飯一重、白足袋、扇子、道中記、風呂敷二ツ、継紙一枚、など十品。十六日、荷物二包、一つは紙包、風呂敷四十四枚、一つは風呂敷包、数珠一連、稲本煙草入一ツ、稲本火打入一ツ、苧萱堂縁起二枚、道中記宿札数所、万金丹一包である。

これらの届物は、土産の品も多いが、購入した書物などもあり、興味深い。

太々神楽を奉納している伊勢講について見てきたが、神楽そのものの内容についてはわからない。内宮御師からいただいた物の中にある「太々修行絵図面」が残っていれば、神楽の一面はわかると思われる。

妻沼において、文政十三年に行われた外宮御師邸での太々神楽執行では、「社人十九人 神子六人 楽子五人 白ちやう式人」とあり、太々神楽執行に多くの人が関わっていることがわかる。江戸時代の「太々神楽図」¹⁴を見ると、これらの人数が妥当であることがわかる。

春日部市銚子口の香取神社拜殿には伊勢太々神楽の大絵馬がある（次頁写真）。天明五年（一七八五）の絵馬



をみると、当時の太々神楽について知ることができる。
明治以降の太々神楽は御師邸ではなく、伊勢神宮内で行われ、熊谷市内でも奉納絵馬の中には神楽の様子が

描かれている。しかし、それは江戸時代の御師邸に於ける太々神楽と同じではない。妻沼で記された明治三十年の「参宮往復記」¹⁶には「新築ノ祭場此処ニテ神道講議聴守大祓ヲ受人員五百名一組トナリ内宮へ太々神楽奏上シ奉」というように、太々神楽を奉納していることがわかる。

(二) 太々神楽

伊勢講における太々神楽を見てきたが、埼玉県内では神楽をダイダイと呼ぶことがしばしばみられる。熊谷市内でも文書を見ると、太々神楽が行われてきた。妻沼の聖天宮における太々神楽からみていく。¹⁷

武州幡羅郡妻沼郷摩多利神太々神楽万人会があり、六月二十四日、二月二十四日、二十五日、八月二十四日、二十五日に太々神楽が行われたようである。そして、刷り物には、「今般天下泰平五穀成就諸旦繁栄御祈禱として於神前太々神楽執行いたしたく候間御信心の御方を拾人耆組とし南燦一片御奉納可被下候御代参ハ御耆人に出可と致ス弥家内安全子孫長久可抽丹誠候左候得者十箇年にして御満尾之事に神楽定日の儀者毎年 執行之

上御代参の御方に者箱御祓并供物外九人の御方二者劔御祓耆本ツ、差上申候以上¹⁶とあり、いつ神樂を行うかは記されていないが、太々神樂の御祈祷や十人一組の代参については知ることが出来る。ほとんど同じ内容の刷り物があり、太々神樂を執行するのが、三月十六日、九月二十日とあり、摩多利神太々神樂万人会とはほぼ一ヶ月隔たりがあり、明治以降の新暦になってからのものとも思われる。

「天保四巳年 武州比企郡田木村 摩多利神様太々講中 六月廿四日¹⁹」、覚として「一金貳百疋 右者太々神樂料髓二神納仕候以上 申二月廿四日 川越五ヶ村御講中御代参 目沼 田島河内²⁰」とあり、後者の文書には年号がないが、江戸時代のものと考えてよいだろうか。

聖天宮の太々神樂については、東角井家文書の文政四年の「不動岡村出入一件 願書返答書控覚」の中には「秩父郡高山不動明王神事ヲ始メ幡羅郡目沼村観喜天二も太々神樂致執行、其外所々二近年太々神樂執行仕候段承知仕候、猶又篠田播磨義者所々太々神樂江及出座候」とあるように、文政年間には聖天宮で太々神樂を行っていたことが知られていることがわかる。また、篠田播磨と

いうのは、三ヶ尻の八幡神社の神職であることを考えると、熊谷周辺では神樂が盛んに行われていたと思われる。また、中奈良村の野中家文書の文政四年の「萬講連名控帳²²」には、「妻沼摩多利神 太々十人講 耆人前百文宛」とあり、定日は二月二十四日、八月二十四日とある。

妻沼聖天宮の太々神樂がいつから行われたかはわからないが、文政年間に行われていたことは確認できた。さらに、「武州幡羅郡忍上之村 雷電宮太々神樂万人會 毎年定日三月・九月十五日」という刷り物がある。「今般天下泰平五穀豊饒之為御祈祷万人会太々神樂奉奏」、「拾人耆組卜相定太々神樂執行当日之度毎二金二朱宛御奉納御代参耆人宛御来駕右御代参へ者箱御祓外九人之御方へ者劔御祓」などとあり、聖天宮の太々神樂と共通している点も多い。この太々神樂がいつ頃行われたかは確認できていない。

三ヶ尻村の八幡神社では、『大里郡神社誌』によると「往古八幡宮例年祭事に三月十五日神代神樂奉奏熊谷縣指令明治七年三月廿七日恒例祭神代神樂執行聞届之事現今四月十五日例祭に神代神樂の奉奏あり」とあるように、江戸時代から明治時代にかけて、神樂を行っていたことが

わかる。

三ヶ尻の八幡神社における神楽、妻沼の聖天宮などの太々神楽の内容については、現在知ることが出来ない。

(三) ややうら獅子舞

現在、中奈良ではささら獅子舞は行われていないが、野中家文書にはささら獅子舞に関する文書が数点ある。江戸時代に行われていた中奈良村のささら獅子舞についてみていく。

天保十五年（一八四四）の「村方編木獅子一件二付書附之控」⁽²⁵⁾、嘉永三年（一八五〇）の「編木獅子祭禮之儀二付書付写」⁽²⁶⁾、安政六年（一八五九）の争論に関する文書⁽²⁷⁾がある。

それぞれの文書には、年数もそれほど隔たっていないが、古い物からみていく。

天保十五年の文書は、

去寛政之度村方勸化致し獅子一組拵置春秋兩度日待之節鎮守庭前二おみて辻祭ささらと唱ひ致来り候処、無何時村方字善應寺廓鎮守最寄二付右品預ヶ置候処、右

獅子大破二およひ時卯ノ秋小前之内二世話人相立村内大豆勸化いたし右代金ヲ以当其修復いたし候（中略）前書年番預り二而引取候得共いまた落着二及兼右獅子一条之儀村役人共一同 御趣意二元付以来村年番預り致置候而可然と奉存候（後略）

寛政年間に獅子一組を村方で勸化し拵えた。獅子舞を行うのは鎮守において、春秋日待ちの二度であった。獅子一組は鎮守がある善應寺廓で預かってきた。そして、獅子の修復を大豆勸化で行い、修復した獅子は村年番預かりにしようということにしたが、それまで預かっていた善應寺廓で預かりたいといって問題になったが、村年番預かりで決まったようである。

中奈良村のささら獅子舞の起源がわかり、また獅子の修復を大豆勸化で行っていることも興味深いことである。各家で大豆を寄せて、それを販売して修復の資金にしたと思われる。

嘉永三年の文書では、

当村方鎮守二季祭礼之儀者古来々年々花神楽定例興

行致来り、其余豊作之年柄二者天下泰平五穀成就之ため編木獅子祭礼として興行致来り候（中略）其後難洪之年柄而已打統是迄中絶致居候処、当年之儀者田方茂可也実法方二茂相見世上穩二候間、村方一同申談之上当九月日待祭日二者前々之通編木獅子興行仕度旨、村方一同落合（中略）且今般村方一同納得之上、以来右祭礼之儀者当節を初として五ヶ年目毎二相定置（後略）

鎮守二季祭礼は、花神楽、それに豊作の時には天下泰平・五穀成就のためにささら獅子舞を行ってきた。その後、難洪の年が続いたが、嘉永三年は田も豊作になりそのうであり、世上も穏やかであるので、九月の日待ちにささら獅子舞を行いたいということになったが、指導者が患っていたということもあり、秋の日待ちには出来ないが、翌年の春祭りに行いたいということで、稽古に励んだ。そして、これからは五年目毎にささら獅子舞を行うということを決めた。

安政六年の文書は、

村方中程二熊谷宿より上州木崎町通行道有之往古より道上下と唱来り、道上二村鎮守有之道下二天王宮有之、然二当七月上旬より近郷村々異病流行二付、双方共小前之もの共右両社へ者神楽修行致候処、寛政之度村方一統二而拵置候筋獅子村方年番預り候処、宮寄之事故名主金右衛門方へ預り置、然り処当年番へ一応之届も不致道上廓之百姓伊勢吉幸太郎重立同人方へ罷出、鎮守神前へ慢度を以暫雨之間貸呉候様所触申候二付、無何心同人取斗二而貸遣候処、鎮守前当長慶寺江持参いたし出二おゐて八月廿六日夕獅子舞致居

中奈良村は道上と道下といい、道上に鎮守があり、道下に天王宮があり、安政六年七月に異病（コロリ）が流行し、それを防ぐために、鎮守と天王宮それぞれで神楽を行い、八月二十六日夕には獅子舞を行っているが、この時には届けも出さずに獅子舞を行ったりしたので、争論になった。

異病が流行した時に、村の人たちがどう対応したかを考えると、神楽修行を鎮守と天王宮で行っていること、獅子舞も実施したことを確認しておきたい。

(四) 神輿

続いて、前記の文書⁽²⁸⁾でみられる天王宮の神輿に関わる文書があり、それらについて見ていきたい。

文化十二（一八一五）年の「天王宮御神輿再興取調帳」によると、神輿は文化十二年に完成し、棟札の写しとして、「干時文化十二年乙亥六月吉日 奉再新造牛頭天王御輿 天下泰平五穀成就 村中安全衆疾悉除 本願惣氏子中 別當 現住円雄 大工 棟梁兵庫 門人 中村豊吉 世話人 小寫伝蔵 野中彦兵衛」とある。再新造とあり、文化十二年に初めて神輿を作ったのではないことがわかり、それに、神輿は新造である。

神輿新造の物諸入用は、金十兩三分と錢四貫六百七十三文である。そして、これらの費用は文化十一年から集め始めている。その中心になるのが、麦、大豆、米の村方勸化であり、七年間続いている。お金を出しているのは、「寄進覚」として、文化十二年の六月二十四日に七人の名前と金額が記されているだけである。そして、最後に「右方へ卯十一月米集メ申談候上翌辰八月九日伝蔵方より米一俵ツ、馬新太郎を心附入申候、残方者金壹分二朱錢九文不足、是八世話方兩人二而立替置申候、右者

寄穀之儀追て相掛集方も当年限り之積堀之内御両家江も不足之分ハ寄附致呉候様申入置候事 文政二卯年十二月改 世話人伝蔵 彦兵衛」とある。文政二年（一八一九）まで神輿の費用を集めていたことがわかる

天保十五年（一八四四）の「牛頭天王御神輿再興諸入用帳」⁽³⁰⁾では、この時の諸入用は十二兩二朱錢八十七文である。そして、村方寄附覚として、この年の七月二十一日にお金を出している。金額については一兩から青銅十疋と差があり、寺などを含め、百四十七戸が金を出し、総額は九兩二分と錢七百六十二文である。それに、勸化の穀集めとして、大麦、大豆、米を集めている。この時には集めたお金が多くなっていて、穀集めは少ない。

そして安政五年（一八五八）には「牛頭天王御輿再興二付書類扣」⁽³¹⁾がある。具体的な事情が記されているのでそれを見る。

差出申一札之事

一 金壹兩壹分式朱也 村方一統勸化金也

一 金壹分三朱ト錢三拾文 当午正月十日道下一統

信心二依而天王社御神

輿巡行之節参銭分

一 金三兩三分式朱也 道下九曲輪小前出金分

三口ノ金五兩二分三朱と銭三拾文

今般村方 天王宮御神輿大破ニおよひ、依之氏子中再応申談之上修覆再建立可仕旨相談相調、就而者任先例二元ノ世話役各々方江御頼申上候処、御聞届ケ被下氏子一統忝仕合ニ奉存候、左候上者此度諸入用金之儀者、右金子を以御遣払可被下候、其餘多分入用相掛り候共、其料方ノ時々出金被下、右金子之儀者私共一同ニ而借用仕候処夷正ニ御座候、右金返済之義者当年ノ元利相済候迄者、以来村中勸化仕右金を以相当之利足差加江尠無相違御返済可仕候、万一差滞リ等茂出来候ハ、廓々惣代世話役之者引受速ニ返済仕各々方江少茂御損毛相掛ケ申間敷候、為後日頼一札入置申処仍而如件（後略）

神輿が大破したので、神輿の修復をしようということになったことがわかり、集めた金は、村方一統の勸化金、道下を神輿巡行した時のお賽銭、それに道下九曲輪の小前が出した金が、五兩二分三朱と銭三十文であることが

わかる。しかし、費用はそれでは足りないと考えられるので、村中勸化で賄うとあるが、文書ではその内容はわからない。穀集めなどをしたのであろうか。

おわりに

商人、職人、漁撈という仕事、共同体の協力、伊勢講、太々神楽、ささら獅子舞、神輿についてみてきた。

漁撈については、ここでは沼の漁撈についてみたが、熊谷市内には利根川、荒川が流れ、中小河川もあり、他の沼などもあり、今後の調査により詳細な漁撈の内容を明らかにしなければならない。

共同体の協力については、ここで取り上げたものだけでなく、さまざまな場面での協力のありようを調査していくつもりである。

伊勢講は、江戸時代においてさまざまな地区で行われてきた。ここでは、伊勢講に関する文書が豊富にあるとともに、詳細な内容が記されている野中家文書について見てきた。

伊勢講については、聞き書きではほとんど資料の収集

は難しいので、今後も近世文書などを参照していかなければならない。

太々神楽は、現在行われている神楽だけでなく、今後
も文書資料などを参考にしながら、奉納される神楽の内
容が明らかになるようにしていきたい。

さらさら獅子舞については、現在行われている獅子舞は
もちろん調査をしていかなければならないが、すでに行
われなくなった獅子舞でも、中奈良村だけでなく、他の
地域でも行われていた可能性があるので注意深くみてい
きたい。

ここで見てきた神輿についても、天王様の神輿であり、
現在でも多くの地域で、天王様の祭りは盛んであり、神
輿を担いで村回りなどが行われている。

近世の天王信仰については、近世文書などで、今後
より明らかになれば、聞き書き調査とともに、天王信仰
についてより深く知ることが出来るようになると思われる。
る。

尚、古文書の読みについては、編さん室事務局の協力
を得た。また、春日部市銚子口香取神社の太々神楽絵馬
の写真掲載には、香取神社総代にご理解をいただいた。

感謝を申し上げます。

注

- (1) 埼玉県立文書館寄託「野中家文書」No.一七八六
- (2) 埼玉県立文書館寄託「長嶋家文書」No.五五九
- (3) 「長嶋家文書」No.二七四
- (4) 「武州榛沢郡高嶋村利根川囲御堤切所皆御入用御
普譜被仰付土持呼人足御触黒鍬並賃金可相渡之処
一円不相渡伝之御奉行所江惣代を以奉出訴候願書」
〔野中家文書〕No.一三〇〕
- (5) 「野中家文書」No.一〇二五
- (6) 「長嶋家文書」No.一〇六八
- (7) 「野中家文書」No.一二二一
- (8) 「野中家文書」No.一八一四
- (9) 「野中家文書」No.一八一四
- (10) 「野中家文書」No.七六四。以下、この節については、
ことわりのない限りこの文書を使う。
- (11) 「野中家文書」No.七五八
- (12) 「野中家文書」No.一〇七〇
- (13) 前掲(12)文書

- (14) 「妻沼田島良生家文書」 No. 一 「道中日記帳」
- (15) 霞会館資料展示委員会編 『お伊勢さんと武蔵』 (社団法人霞会館 平成十九年十月)
- (16) 「田島良生家文書」 No. 一四
- (17) 「武州幡羅郡妻沼郷摩多利神太々神楽万人会執行二付案内」 (「田島良生家文書」 No. 二四八)
- (18) 「太々神楽執行二付書状」 (「田島良生家文書」 No. 六二六)
- (19) 「摩多利神様大々講中」 (「田島良生家文書」 No. 三七八)
- (20) 「覚(太々神参料神納二付)」 (「田島良生家文書」 No. 二二五)
- (21) 「東角井家文書」 No. 四九九
- (22) 「野中家文書」 No. 一四七二
- (23) 「武州幡羅郡忍上之村雷電宮太々神楽放会」 (埼玉県立文書館寄託 「久保家文書」 No. 三三九七)
- (24) 『大里郡神社誌』 (昭和五年)
- (25) 「野中家文書」 No. 三一〇
- (26) 「野中家文書」 No. 一〇〇三
- (27) 「村内獅子差纏一件扣」 (「野中家文書」 No. 三〇一)
- (28) 前掲(27) 文書
- (29) 「野中家文書」 No. 一九四七
- (30) 「野中家文書」 No. 一五二二
- (31) 「野中家文書」 No. 四九一
- (い) づか みよし 熊谷市史専門委員

【研究ノート】

中条堤の機能について

黒須 茂

一、はじめに

平成二十年三月、熊谷市は「熊谷市洪水ハザードマップ」を作成し市民に公表した。^①大雨による河川堤防が破堤した場合の浸水想定図であるが、大きく荒川・利根川の破堤を予想した二面の水深図が示されている。浸水した場合の想定水深は、ランク別に分けてカラーで浸水域が印刷されており、市民が居住地の水深を即刻把握できるような地図になっている。

利根川の破堤を想定した地図では、妻沼市街地の東方、福川の南に所在する中条堤と利根川堤防に囲まれた広大な地域が、水深二〜五メートルを示す地域になっていることが目につく。部分的には星川流域や男沼地域に水深二〜五メートル域がみられるが、これらは比較的狭い

面積なだけに、中条堤以北の広大さが目立つことになる。妻沼市街東方の低地帯が高い浸水域になっているが、ここでは現福川以南の日向・西城地域も二〜五メートルの水深域で、南限は北河原用水路・中条堤で画されている。ハザードマップという極めて今日の課題の中で、ここでは古くから所在する中条堤が、否応もなく改めて認識されることになる。

二万五千分の一の地形図をみても、中条堤の以北と以南で標高差があるわけではない。^②中条堤以北の地域の善ヶ島南方の畑地二六メートル、西城東南方畑地二七メートル、日向東北の水田二四・四メートル、中条堤以南の上中条東南の水田二四メートル、同所南方水田道路上二五メートル等の標高数値をみるができる。地形的には利根川下流域方向に標高は低くなっているが、中条

堤の南北の地の標高差はみられない。この点からみると、中条堤以北の地域が低地のため高い浸水域になったわけではなく、また以南の地域が高地のため浸水を免れたわけではないことになる。ハザードマップで、浸水域が中条堤で画されていることは、堤が浸水阻止の役割を現在も担っているようにも思える。

中条堤は江戸時代から続く古い堤防であるが、大河に沿った水除堤^{みづよけづつみ}ではない。利根川に注ぐ福川に沿った堤で、大河から離れた「控堤^{ひかえづつみ}（田畑^{たは}囲堤^{かこむづつみ}）」^③である。しかも後述の表でも示すが、比較的長い距離にわたって築かれており、埼玉県域の大河の堤内地域の堤防としては特異な存在である。堤防は河川や地形などの自然条件と、集落・耕地・道路などの人文条件が複合されて築造されるが、ここでは中条堤の存在形態を検証する必要がある。その検証の中で堤の役割も明確化されるとみられる。

中条堤は、近世から近代にかけて長い間争論を繰り返した歴史を持っている。いわゆる「論所堤^{ろんじよてい}」^④ということになるが、堤防をめぐる争論は全国各地で起っており、中条堤の争論が特に珍しいわけではない。ところがここでの争論は、堤の機能が絶えず論争の主題になっている

ことが特徴である。一般に堤防をめぐる争論は、堤の高低や、拡幅・削平など堤の規格に関するものを中心とする。そこで本稿では、近世・近代のいくつかの争論資料を通して、中条堤の機能の考察を試みてみる。

近世の中条堤争論を規定する要素に、堤以南・以東の村々が忍藩領であったことがあげられる。中条堤以北の旌羅郡村々では天領、旗本領が多かったのに対して、堤の対岸村は有力譜代藩領である。江戸時代の河川施策は幕府の専管事項で、その権限は大名領・旗本領などの私領にも及ぶことになる。ところが忍藩領は別格で、藩初以来幕府の普請役人の手の入らない地域になっている。河川施策に関しては独立王国ということになるが、この体制は明治になるまで続いている。この河川施策の独立体制がいつ頃確立したのか不分明であるが、少なくとも大河内金兵衛が寛永十二年（一六三五）に、利根川・荒川の堤・井堀・川除の普請を、時の老中たちより命ぜられた時点で確立していたとみられる。^④このように忍藩の特別な支配体制は、争論資料を見る上で考慮すべき事項と考えられる。

近代になっても争論は続いているが、特筆されるべき

事象として、地元選出代議士湯本義憲ゆもとよしのりによる国会への治水建議案の提出がある。明治二十四年（一八九一）一月に初回が建議されているが、この建議案で中条堤にも触れている。建議の主題は利根川外七大河川を政府が管掌し、低水・高水の対策工事を始め、関連工事を含めて一切の費用を政府が負担すべきであるというものである。この時湯本義憲は中条堤強化を主張しており、このことが争論の輪を拡大させている（6）。本稿ではこれら近代の争論資料も、中条堤の機能を考察する上で重要資料なので取り上げてみる。

中条堤は、治水史や河川工学の上からも大きく論じられてきた堤防でもある（6）。中条堤が利根川治水の上で重要なポイントに位置していたためであるが、当然ここでは堤の機能も論じられることになる。また埼玉県域には、中条堤と類似の堤防も数多いので、これらの堤防を考察する中で中条堤の機能を併せて考えてみることにする。

二、中条堤の存在形態

図1は明治十年代の上中条村付近を示したものであ

るが、明治期に入っても大土木工事が施されていない時代の地図であり、ほぼ江戸時代末期の地形を表している（7）とみられる。図中でやや湾曲しているが、福川に沿って北河原村地先から四方寺村きたがわらの北西方まで延びているのが「中条堤」である。「中条堤」の名称は記されていないが、北河原村の東方では利根川の川除堤に繋がっている。

一見して明らかのように、「中条堤」は福川の右岸に沿ったものであるが、驚くべきことに福川には左岸側に川除堤はみられない。この地図では、「中条堤」は北河原村・上中条村以南の埼玉郡域の川除堤であったことになる。一方利根川堤防をみると、弁財村べんざい東方から続く堤防は葛和田村くずわだ北方で途切れており、葛和田・俵瀬村たわらせを囲む川除堤はみられない。葛和田村から福川の利根川合流口まで堤防が存在しないことは、旛羅郡北東部の村々が利根川に「開口」の形式をとっていたことになり、利根川の洪水が流入する危険はあるが、郡内の湛水の流下を優先する仕法をとっていたとみられる。

近世の大河に沿った堤防は連続しているわけではなく、地形や集落の設置状況などにより不連続である。「迅速測図」によると、葛和田村上流の利根川右岸でも、旛羅郡



図1 明治初期の中条堤付近図 (迅速測図)

石塚村（深谷市）・榛沢郡中瀬村（深谷市）付近でも堤防はみられない。これらの事例からも、葛和田・俵瀬村の利根川沿いの無堤防は珍しいことではないことになる。なお旛羅郡東北の低地帯は、葛和田・俵瀬村の開口部だけでなく、上流の中瀬・石塚村付近からも利根川洪水は流入していたことが推定される。

「迅速測図」と同時代の資料に『武蔵国郡村誌』があり、同書によって地図で把えた事象について検証してみよう。『武蔵国郡村誌』の上中条村の項では、堤塘として「利根川大囲堤」の事項が記されているが、これが俗称されている「中条堤」である。ここでは堤防の役割も記されており注目されることになるが、「此堤は旛羅郡俵瀬村及本郡北河原村よりの利根川の逆流と、又同郡善ヶ島堤越水との防禦に築けり」とある。この記述による村方の認識では、中条堤は利根川の逆流と善ヶ島堤を越えた洪水の防御を目的にして設置されていたことになる。今井村の項でも、「利根川水防の為に設く」とあるので、中条堤沿いの村々では同様な認識であったとみられる。

『武蔵国郡村誌』では「中条堤」の言葉はなく、「利根川大囲堤」「利根川堤」の記述であるが、これは近世の忍

藩領時代からの呼称である。表1は『武蔵国郡村誌』記載より中条堤の規模をまとめたものである。この表で注目されることは、明治初期にはまだ近世からの堤防が厳然と続いていたことである。先の記述と合わせてみると、利根川の逆流と北方からの洪水を防ぐため、三六一九間の堤防は明瞭に役割を果たしている。ここでは福川左岸に堤防があったことは記されていないので、中条堤一本で右岸側の村々が護られていたことになる。

旛羅郡北東部の利根川の川除堤が、「善ヶ島堤」である。『武蔵国郡村誌』で、「善ヶ島堤」として記されているのは六か村であるが、一部隣接した村々に関連した堤があり、それぞれ川除の役目を果たしている。「善ヶ島堤」と関連する堤防規模をまとめたのが、表2である。堤敷・馬踏の数値からみると酒巻村・下中条村（行田市）の忍領の利根川囲堤ほど大規模なものではないが、それでも強固な堤が所在していたことが窺われる。

「善ヶ島堤」で特筆されるべきことに、他郡域の堤防に繋がっていないという形態的特徴があげられる。表にみられるように、葛和田村には一四四〇間の川除堤があるが、これは俵瀬村には続いておらず村の途中で終って

表 1 明治初期の中条堤の規模

所在村	堤 長	馬 踏	堤 敷	堤防界の村名
北河原村	間 1,650	間尺	間 16	酒巻村・上中条村
上中条村	1,503	1～2	5～16	北河原村・四方寺村
四方寺村	435	1	2.5～4	上中条村・今井村
今井村	31	1～1.2	2～3	四方寺村
計	3,619			

注 1. 『武蔵国郡村誌』より作成。

2. 北河原村は利根川堤、上中条村は利根川大囲堤、四方寺村は新堤、今井村は堤として記されている。

3. 北河原村の馬踏の規模は未記載。

表 2 明治初期の善ヶ島堤の規模

所在村名	堤 長	馬 踏	堤 敷	高 さ	堤防界の村名
善ヶ島村	間 765	尺 9	間 8	尺 9	葛和田村・妻沼村
妻沼村	1,582	9	8	9	善ヶ島村・台村
台 村	619	9	6	9	妻沼村・出来島村
出来島村	640	9	8		台村・間々田村
間々田村	680	9	間 5 尺 5		出来島村・江原村
江原村	間 尺 417 1	9	間 尺 4 3		間々田村・石塚村
計	間 尺 4,703 1				

葛和田村	間 1,440	尺 9	間 5		村の中央・善ヶ島村
男沼村	15	9	間 尺 5 5	尺 寸 9 5	台村・台村
石塚村	167	12	間 尺 5 2		前小屋村・高島村

注 1. 『武蔵国郡村誌』より作成。

2. 善ヶ島村～江原村の6村が「善ヶ島村堤」として記入されている。

3. 葛和田村～石塚村の3村は、隣接・関連の堤防として記入。

4. 葛和田村は「堤」として記入され、西方は善ヶ島界で、俵瀬村には繋がっていない。

5. 男沼村は「利根川堤」と記入され、東西とも台村界である。堤敷は5間5尺の誤りとも考えられる。

6. 石塚村は「堤」として記入され、江原村の善ヶ島堤との繋がりはない。堤表には小段が築かれている。

7. 堤の「高さ」は未記載の村が多い。

いる。堤の西北端は江原村（深谷市）であるが、隣接の石塚村の堤防には繋がっていない。表2では石塚村の堤防を記してあるが、これは別な川除堤で、善ヶ島堤の末端ではない。ここでも堤防は途切れており、善ヶ島堤が不連続な堤防であることが示されている。石塚村と隣接の沼尻村（深谷市）は小山川の利根川流入口にあたり、ここには堤防はなく利根川に対する開口部となつている。善ヶ島堤は西北に小山川、東南に福川と、前後に利根川に対する開口部を持つていたことになる。なお葛和田村の堤防は善ヶ島堤に続いているが、正式には善ヶ島堤ではなく、後述するが近世の「善ヶ島川除普請組合」にも、葛和田村は加入していない。

『武蔵国郡村誌』の記述の中で注目されることに、酒巻村の「利根川土出」がある。酒巻村は福川河口部の北河原村に隣接し、幡羅郡の低地村々と地形的に強い結びつきを持つてている。記述では「土出」の築造目的は記されていないが、四本の強固な「土出」が河岸から河流に突出す形で造成されている。「土出」は河流を制御する施設であり、そのため下流側では流水が緩流化するが、上流側では水流が滞流化する。この滞流化は上流域への

溢水の危険を招くことになるが、この「土出」では幡羅郡低地村は少なからず影響を受けたとみられる。

三、近世の中条堤と争論

近世の中条堤の存在形態や役割を規定するものに、同堤が忍藩の治水・利水施策下にあつたことがあげられる。藩領内に所在すれば当然藩の支配を受けるが、先にも記したように忍藩の場合は特例で、幕府の勘定所担当役人の支配を受けない河川策を展開している。後年の資料になるが、「諸国川除用水御普請国法仕来留」という資料中に次のように記されている。「武州荒川・利根川通忍城主掛り自普請村々有之、寛永年中忍城近辺迄都合拾万八千石余、其節御老中方御証文阿部豊後守江御渡、自普請可申付旨被仰渡、家来差出取扱為致来候処、文政六未年奥州白川（河）江所替、松平下総守城主被 仰付、其節阿部鉄丸より右御証文返上、其後最寄御代官并御普請役定掛場被 仰付候処、文政十三寅年前々之通忍当城主松平下総守江御引渡相成、自普請仕来申候」。この記述によると、寛永年中（一六二四〜四四）阿部豊後守が

老中方から証文を渡され、忍領十万八千石余の地域が同藩の自普請場じふしんになっていく。ところが阿部氏は文政六年（一八二三）に白河に転封になったため、先の老中証文は幕府に返上されている。新忍藩々主は松平下総守であり、当初元の忍藩領は幕府が担当する御普請場ごふしんばとなるが、文政十三年に再び忍藩担当の自普請場となっている。その後の細かな曲折は省くが、この記述からも忍藩領が独自の普請場を構成していたことは明らかである。

延享三年（一七四六）は幕府の河川管理機構が確立した年と言われ、勘定所の担当者も「四川用水方普請役」に定着し、幕府が直接管理に当たる「定掛場じようかけば」が決定されている。「四川用水方定掛場仕来書（14）」によると、忍藩領近傍では羽生領利根川内郷共・館林領利根川渡良瀬川内郷共・騎西領用水悪水・星川・見沼代用水等が定掛場になっているが、忍領利根川・荒川の名はない。先にも記したように、忍藩領は幕府の管理の及ばない独自の自普請場であったことが、この定掛場仕来書からも明らかである。

江戸中期は幕府の年貢増徴・新田開発の増大策もあり、用水路新設・河川管理の強化が計られるが、忍領近辺で

も見沼代用水が開削されたのがその例となる。この時代には幕府の小河川管理強化が進行し、忍領に關係した地域でも新たに幕府の定掛場に指定された地域も出現する。その例に元荒川もとあらかわ・野通川のどおりがわ・福川があり、これは宝曆十三年（一七六三）に幕府の定掛場に加えられている。^{（15）}埼玉沼中堰も同年定掛場となるが、これら忍領に關連した地域の新定掛場は、見沼代用水路開削に伴い用水路整備と共に悪水路整備が必要であり、新管理体制下で新たに定掛場になったものである。しかし忍藩領自普請場の中枢である利根川・荒川堤の管理に変更はなく、幕府から独立した管理体制は続いていたことになる。

表3は近世後期の記録であるが、中条堤を含めた忍領の利根川大囲堤の普請組合構成村を示したものである。表中の記載では隣村と共同して普請負担している村もあるが、これらを含めると四七か村という多数の村で組合が構成されている。普請勤高は四万三千石余、対象の堤防も当初は六三三二間、その後四方寺村から今井村境まで延長され、大変長大な川除堤を担当していたことになる。なお組合村構成の始期はここでは明らかではないが、先に記したように老中証文が阿部豊後守に交付された段

中条堤の機能について（黒須）

表3 利根川通堤川除普請組合構成村（天保6年）

No.	村名	村高	No.	村名	村高
1	和田村	石 749.306	23	関根村	石 63.964
2	斉条村	1,149.040	24	下新郷	614.087
3	犬塚村	901.524	25	藤間村	109.203
4	酒巻村	668.717	26	真名板村	517.318
5	下中条村	※ 530.605	27	上川上村	1,377.700
6	須加村	※ 2,045.527	28	上中条村	3,016.525
7	上新郷 下新田共	3,767.717	29	肥塚村	691.600
8	小針村	※ 469.627	30	代原村○ 鳴村共	1,163.803
9	若小玉村	※ 983.737	31	葛和田村	1,372.084
10	小見村	670.537	32	日向村	96.127
11	白川戸村	550.554	33	弁財村	101.177
12	荒木村	2,077.548	34	下奈良村	1,266.240
13	大塚村	582.534	35	上奈良村 中奈良共	2,738.300
14	南河原村	1,673.303	36	奈良新田	504.700
15	下川上村	1,277.101	37	西之村	335.948
16	馬見塚村	689.517	38	田嶋村	345.580
17	中江袋村	400.000	39	柿沼村	517.000
18	池守村	1,634.955	40	四方寺村	327.000
19	北河原村	966.571	41	玉井村○	1,392.697
20	小曾根村	327.700	42	西別府村○ 下増田共	2,015.733
21	今井村	1,631.500	43	東別府村○	1,748.186
22	下須戸村	1,299.367	合計		45,364.009

普請勤高 43,348.272 石 上新郷羽生領境より上中条村水越まで 6,332 間

注1. 埼玉県立文書館保管「野中家文書」No.199より作成。

2. 表中の※印の村には新井筋潰地の引高が若干ある。

3. 表中の○印の村は、享保17年に普請組合に加入。

4. 肥塚村は善ヶ嶋堤普請組合加入であったが、日向村と引替りで両村とも、両組合に一部分の負担となる。

5. 村高合計・普請勤高は原文書の記載のままとした。計算上は不整合である。

6. 西別府村・下増田村は自村の堤防普請負担があるため、普請勤高は一部差引きとなっている。

7. 四方寺村・今井村の堤防延長分は、享保16年に普請が仰付けられている。

階で、組合村は確定していたとみられる。しかし表にみられるように享保十七年（一七三二）の組合加入村もあるので、組合構成村は若干増加していることになる。

この表で注目されることに、堤の対岸にあたる旛羅郡低地の村々が組合村になっていることがあげられる。旛羅郡村々は後年分村独立した中奈良・下増田村を合わせると十五か村であるが、特に中条堤対岸の日向・葛和田・弁財村が組合村であることが目を引く。一般に普請組合は利害が共通する村々で結成されるが、この組合では利害が相反するとみられる旛羅郡村々が、こともあろうに同一組合村である。それとも組合結成時の近世初期においては、中条堤以北と以南の村々で対立点はなかったということなのだろうか。この表からは、組合結成時の事情を窺うことはできない。ただここで確認できることの一つは、旛羅郡一五か村は、先に示した寛永十二年（一六三五）の老中証文で、「忍領在々御普請役」を申付けられた村々であることがあげられる。¹⁶ 忍領普請役村とすることが、全てを優先していたということになるのか。慶安期（一六四八〜五二）に作成された『武蔵田園簿』¹⁷は、村高や支配領主名等を記した帳簿であるが、ここで

は村名の横に「水損場・日損場」の記述がある。水損・日損の記載基準が不明であるが、近世初期の郡域全体の災害状況を示した資料が少ないだけに、簡潔な記述だが大変貴重である。ここでは旛羅郡五三か村中、江原・男沼・出来島・台・弁財・葛和田・日向村の七か村が水損場である。まだ俵瀬村は成立していない時代であるが、五三か中の七か村は約一三％で大変高率である。因みに埼玉郡の水損場は古河川辺領（北川辺町）の十か村で、全郡三六三か村中の約二・八％である。大里郡には水損・日損場はなく、榛沢郡では六十九か村中で水損・日損場が二か村、日損場が一か村である。これら隣接の郡域から見ると、旛羅郡の水損場は大変多いということになる。

表4も後年の資料であるが、善ヶ島堤普請組合の構成村を示したものである。善ヶ島堤は旛羅郡東北の利根川の川除堤であるが、全長四七〇間余の中規模の堤防である。普請組合村は十八か村と少なく、村高合計も一万二千石余と「利根川通堤川除普請組合」と比べると小さい。この組合村で、江原村が入っていないことが注目される。既に第二節で記したように、『武蔵国郡村誌』の江原村の項では堤長四一七間余の「善ヶ島堤」が記入

中条堤の機能について（黒須）

されている。明治初期に江原村に堤防は所在したが、表4では江原村の名はないので、堤防も所在しなかったことになる。このことからみると、普請組合結成後堤防延長の工事がなされていたものともみられる。

組合村中に肥塚村と日向村がみられることも注目され、両村とも中条堤の組合村でもある。また肥塚村は唯一の大里郡の村で、遠方からの参加となっている。この二つの村は普請負担を交換し合っているが、肥塚村にとっては遠方の善ヶ島堤より、近接の中条堤の方が条件が有利であつたとみられる。一方の日向村にとっては、近接はしているが利害の対立する中条堤の普請よりも、遠方でも善ヶ島堤の普請の方が村民の共感が得られたものとみられる。両村の利害が一致しての普請負担の交換となつたが、これも両村が二つの普請組合に所属していたという結果が生み出したものでもある。

近世の中条堤をめぐる争論の早期の事例に、貞享四年（二六八七）三月に裁許の出た事件がある。⁽¹⁸⁾この争論は、西野・田嶋・上奈良・中奈良・奈良新田の五か村が普請人足・竹木を出さなかつたため、組合の三十八か村が出訴したために起つている。双方が主張を譲らず、支配

表4 善ヶ島川除普請組合構成村（天保6年）

No.	村名	村高	No.	村名	村高
1	肥塚村	石 201.085	10	間々田村	石 573.829
2	妻沼村	1,603.999	11	小嶋村	327.706
3	台村	424.213	12	太田村	1,412.086
4	男沼村	352.423	13	上根村	610.847
5	上須戸村	664.465	14	弥藤五村	1,390.249
6	江波村	405.582	15	八ツ口村	558.841
7	八木田村	862.649	16	江袋村	543.674
8	出来嶋村	352.240	17	西城村	898.589
9	日向村	691.600	18	善ヶ嶋村	851.150
			合計		12,725.227

注1. 埼玉県立文書館保管「野中家文書」No.199より作成。

2. 肥塚村は、日向村に代わり、691.6石分を中条堤普請組で勤める。

3. 日向村は、肥塚村の代わりに勤める。但し、96.127石分は中条堤普請組勤め。

4. 外に江原村449石がこの組合といわれるが、証文にはない。江原村に堤が延長されるのは、後年のことと推定される。

の錯綜で裁判は評定所扱ひょうじょうしょいとなるが、貞享四年に五か村の名主は禁獄きんごくという重い裁許が出て決着している。五か村が人足・竹木を出さなかったのは、「江袋村堤普請」があるためとしているが、これは江袋えがふ村に所在する用水溜井の普請を指しているとみられる。ただ江袋用水溜井の普請組合には西野・田嶋村は加入しているが、上奈良村等三か村は加入していないので、三か村の人足不勤・竹木不差出しの明確な理由はここでは不明である。

資料は裁許状であるため詳細な記述に欠けるが、五か村は利根川堤（中条堤）普請組合結成以来五十年余も真面目に勤めを果たしてきたが、それが何年か人足・竹木を出さなかったために、名主は禁獄という厳しい刑である。旛羅郡村々にとつては、後世にまで語り継がれるほどの一大痛恨事となる。この裁許で注目されることは、忍領普請組合が厳然と機能し、幕府もこの体制を強力に後援していたことがあげられる。裁許状記載の「自今以後任古例五ヶ村百姓人夫竹木可出之」という言葉が、それを象徴しているとも言えるであろう。

享保十四年（一七二九）に中条堤は四方寺村に四三五間延長されたため、それがまた新たな争論を生み出すこ

とになる。⁽¹⁹⁾この享保期の普請は、先にも記したように幕府が忍領縁辺の用悪水路整備を推進したことに関連し、幕府の普請役人によつて進められている。この四三五間の増設には旛羅郡村々は強く反対するが、結局は幕府の強硬策に押し切られてしまう。ところがこの後水害が頻発し、特に寛保二年（一七四二）の大水害での堤外地の被害は大きく、四方寺村増堤撤去の運動が盛り上がることになる。

天明二年（一七八二）九月に起つた西城村等十四か村と四方寺村との争論も、堤増設後起つた争論の典型である。⁽²⁰⁾この争論は四方寺村等の堤内村が、上中条村古堤から四方寺村新堤の「めり窪」の箇所箇所の修復を計画したために起つている。西城村名主の六兵衛が出訴一四か村の惣代であるが、この訴状では堤増設以前の村々のように、増設後に被害が増大したことが詳しく記されている点点が注目される。堤延長以前の中条堤々外の水吐状況として、「此辺之水吐、葛和田村地内^三相限堤中絶致有之、其上上中条村地内^三而遠なだれ^二御築留被成候段、大満水^三至り而は前後共^二無難^二堤保方も宜敷を御工夫被遊、先年御築立被成下候由前代より申伝候」と記している。

そして「則右堤御築止被遊候所を字水越と唱来、往古も満水御座候得共、水死人等不及承候」と、中条堤設置後の水害状況を記している。この記述で注目されることは、利根川堤防は葛和田村で中断しているが、中条堤が「遠なだれ」の構造で上中条村の「水越」で築止めになっており、洪水は福川沿いに流入するが、満水になっても堤防は無事で水死人も無く、被害が大変軽微と記されていることである。正に堤防の配置・形状・機能が理想的で、全く問題はないという記述である。

ところが四方寺村に堤防が増設された後の状況を、次のように記している。「右新堤出来之後は、私共存候以来前書両度之大水^二は、堤外上郷諸作水腐・家財等流失之儀は不及申、夥敷水死人馬等有之、剩堤内北河原村^二も袋水行当村^二付大風大波打掛^ケ候故、一夜之内^二忽然と堤打破り、右村^二而人計百余人水死、人其外牛馬之類損候儀限りも無之」。記述中の「両度之大水」は、元文元年（一七三六）と寛保二年（一七四二）の大水害を示しているが、堤の延長後被害が増大したと記している。堤外村々はこの訴状で「堤外上郷は損失のみは疎成義^二而、一命^二抱^{（抱）}り候義御座候」と記しており、この「一命」

に拘る惨状を最も訴えたかっただものとみられる。

この争論も結局は扱人の立入りもあり、天明三年四月に内済に終っている。「めり窪」の堤は「有形^{ありがた}」に準じ補修され、出訴方の主張の通りに「定杭^{じようかく}」は建てられるが、堤撤去は実現せず増堤は以前と同じく存続することになる。中条堤々外の旛羅郡村々にとつては厳しい状況が続くことになるが、この争論の訴状では、享保十四年（一七二九）以前の中条堤が、旛羅郡村々にとつて全く被害をもたらしていないという記述が、特に目を引くことになる。これはあくまでも比較の問題でもあるが、このような認識が旛羅郡村々にあったことは特筆されるべきことであろう。

天明二、三年の争論以前に、安永七年（一七七八）三月には四方寺村増堤の冢樋の番人足の件で、上中条村・今井村から訴状が出されている^{（21）}。ここでは詳細は省くが、堤が増設されたために堤内村々間でも、人足負担等の件で利害の対立が発生したことを示している。中条堤々内村々は、堤外の旛羅郡村々との対立は続くが、組合内部でも矛盾を抱えていたことになる。

四、中条堤争論と国会建議案

近代の中条堤争論の推移を大きく規定したことに、明治政府の治水・河川施策の変化と、頻発した大水害の影響がある。明治の新政府は当初旧藩時代の治水・河川施策を継承し、大河の河道整備などは低水工事が主体である。明治初期には河川交通が重視されており、河川の流量を維持するために、江戸時代に設けられた河川の土出し・杭出し・河道の狭窄部・曲流部等はそのまま残されている。中条堤付近では酒巻村の利根川河身に、四本の強固な土出しが残されているのがその例である。²²低水工事では、渇水期でも通航可能にすることが目的になっており、河川の蛇行等も修正されることなく残される例が多い。

ところが国内の鉄道網の整備とともに河川交通は衰退して、河川整備も高水防衛工事へと向うことになる。高水工事は大量の洪水を流下させる仕法であり、河道を直流化して、これまでであった「水制」のための障害物が除去されることになる。この高水工事の進行の中で、江戸時代に不連続であった川除堤も修正され、強固な連続堤

防の築造となっていく。

高水工事の進展は、明治二十九年（一八九六）の「河川法」制定後といわれている。淀川・筑後川は、河川法制定後直ちに国の直轄河川となり高水工事も進められたが、利根川は他の国内大河に比して遅れたといわれる。利根川はそれまで国庫負担で低水工事が行われ、河道の浚渫などが実施されているが、明治三十三年度に国の直轄河川になり、「利根川改修工事」が実施に移されている。利根川の低水工事はこの段階で打ち切られることになるが、利根川の河川法適用が遅れた理由は、当時発生していた渡良瀬川の「鉍毒問題」にも関係し、利根川の治水方針が混乱していたためといわれている。

利根川改修工事の具体的なことはここでは省くが、中条堤・福川の関連工事は、「第三期改修工事」の中で実施されている。²⁴「第三期改修工事」は明治四十三年度着工、昭和五年度竣工と、大変長年月を要した大工事となっている。着工が遅くなった理由は、工事が河口から始められるという常道に従ったためであるが、後述するように明治後期に頻発した大水害の影響もあったと思われる。この工事の中で、大正十年（一九二一）に福川樋門が建

中条堤の機能について（黒須）

設され、酒巻・瀬戸井（群馬県側）の狭窄部は拡幅されている。そして烏川合流点から酒巻まで乱流河川は整備され、流路は固定化されて、兩岸に築堤が施されている。ここで江戸時代以来続いてきた不連続堤が解消して、利根川治水体系が根本的に改変されたことになる。

近代の中条堤争論の推移に大きな影響を与えた要素に、頻発した大水害がある。直接的には水害を受けた流域住民が争論を激化させることになるが、先にも記したように大水害の頻発が利根川改修計画にも影響し、堤防の「有り様」そのものが新たな論議を生んでいる。明治期の大水害の頻発は前代の江戸末期に河川管理を怠り、水害後の処置が不充分であったことに起因している。江戸末期には幕府・大名は財政難で、洪水後の復旧工事も村方の「自普請」に頼っていたという「付け」が、大水害の頻発になったとみられる。埼玉県域では幕末の弘化二、三年（一八四五〜四六）に比企郡の川島領大圍堤では、川越藩主導で大掛りな補強工事が実施されており、ここでは明治期の水害は皆無に等しい軽微である。幕末期に水害後の補修が充分になされ、明治期の大水害を回避した好例である。

表 5 明治期中条堤付近の大水害概要

年月日	主要被災内容
明治23年 8 月22日～23日	23 日下中条の利根川堤防 59 間決潰。見沼代用水路氾濫、流域に溢水。忍町内に浸水。
明治40年 8 月21日～28日	24 日大洪水となり、仁手村・新会村・男沼村地先利根川堤破堤、洪水堤内に流入。中条村地先 5 間破堤。洪水堤内に流入。
明治43年 8 月 1 日～16日	11 日上中条の水越堤 8 間・16 間余破堤、同所八幡堤 80 間・100 間破堤、洪水堤内に流入。利根川堤男沼・妻沼・秦村地先で破堤。洪水堤内に流入。荒川堤大麻生村で破堤、洪水堤内に流入。熊谷町浸水。

注 1. 『埼玉県北埼玉郡史 全』・『明治 43 年埼玉県水害誌 全』より作成。

2. 『新編埼玉県史 別編 3 自然』を参照する。

表5は、明治期の中条堤付近の大洪水の概要を記したものである。表では三回の大水害概要を記したが、この中で最も大きな水害は明治四十三年の水害である。明治二十三年水害も埼玉県域では大きな被害が出たことで知られている。八月二十三日、須加村（行田市）下中条の利根川堤防が五九間破堤して、見沼代用水路に沿って下流域に大被害が出ている。この水害後北埼玉郡民より埼玉県知事宛に復旧嘆願書が出されているが、この中で「利根川ノ流域ヲ疏シテ、之ヲ銚子港ニ注カシムル上策ナリ」と、高水防御に対する要望が出されていることが注目される⁽²⁶⁾。そして後述するが、この年国会が開設され埼玉県選出の湯本義憲が、明治二十四年（一八九一）一月に治水建議案を衆議院に提出し、その説明書の中で利根川や中条堤に触れていることも、二十三年に起った大水害と無縁ではない⁽²⁷⁾。

明治四十年（一九〇七）八月の大洪水では男沼村地先の利根川堤が破堤し、旛羅郡の低地村は浸水して大被害を受けるが、中条堤も破堤し北埼玉郡内でも大被害が出ている。明治四十三（一九一〇）年八月の大洪水は、関東一円の大水災となり江戸時代の「寛保の大水害」に比

するといわれるが、利根川堤・中条堤も長区間が破堤し、洪水は堤内に濫入し大被害をもたらしている。この大水害によりこれまでの治水策が見直され、高水防施策が強力に推進されることになる。明治末期の度重なる大水害が治水策の改変をもたらしたことになるが、中条堤の争論も利根川改修計画改変の中で大きく変容していくことが注目される。

明治中頃までの中条堤争論は、ほぼ近世と同様な原因で発生し騒動の展開も同じような様相をみせている。明治二十四（一八九一）年五月二十五日、旛羅郡奈良村外三か村十四字総代の下奈良の吉田久弥外三名が、埼玉県知事久保田貫一に提出した「上申書」も、当時の争論の典型を示している⁽²⁸⁾。

この上申書は、中条堤の修復が堤外村に無断で実施され、なお増築の計画もあることから、堤外村が知事宛に提出したものである。上申書の提出者総代の肩書きに「奈良村外三ヶ村十四字」とあるので、「三ヶ村」は「秦村・長井村・太田村」とみられ、「十四字」は既出の天明二年（一七八二）出訴村の「二四か村」と同様と推定される⁽²⁹⁾。総代たちは上申書の中で中条堤修築の節は享和

三年(一八〇三)・文政十二年(一八二九)の「兩度ノ契約書モ有之」、下奈良村・日向村へ「必ス照会ノ上着手」することになっていたと記している。今日の修築は知事の「御命令二出テタルモノトハ雖モ」、工事監督は「上中条村組合村長」に委託されている。ところが同村長から何の連絡もなく、これまでの約束が守られていないと訴えている。「今回御増築二係ル部分ヲ、悉ク除切被成下」ことが、上申書の主意である。

ところで明治期のこの種の嘆願書は、漢文調の美辞麗句で綴られることが多いが、同時に堤外村の窮状が美事に表現されているという面もみられる。「私共旃羅郡人民八、未タ完全ナル治水ノ保護ヲ受ル能ハス」「此上中条堤ヲ御増築相成リ、益々堅牢強固ト相成候テハ、一朝利根川ノ汎濫ニ際シテハ、恰力モ囊中ヲ開テ凹所ニ坐シテ奔流ヲ迎ルカ如ク」「恰力モ望洋絶海ノ死地ニ身ヲ措クルト同シク」などがその例である。上申書だけでは争論の顛末は不分明であるが、近代になつても中条堤の争論が続いていたことの例にはなるであろう。

明治期の中条堤争論の希有な事例として、当時の代議士湯本義憲の治水建議案の国会提出に伴う、中条堤強化

論がある。湯本義憲の建議案の主意は、利根川などの七大河川の治水策で、政府が専管して治水策にあたるべきであるという壮大な河川施策である。³⁰⁾この建議案は紆余曲折があるが採択され、後年の明治二十九年(二八九六)公布の「河川法」の基になつている。建議案が、日本の治水・河川施策の根幹となる「河川法」の公布に繋がっている点からみれば、この提議はそれなりに評価されなければならぬであろう。湯本義憲は建議案に説明書・参考書を添えているが、中条堤強化論はその添付参考書の中で述べられている。

湯本義憲の中条堤強化論の論旨は、要約すると以下の六点である。(一)上中条村から今井村に至る堤防は、「鳥川^{がわ}其他諸川会流の衝に当る咽喉の地」で、治水の上で重要な地点である。(二)「埼玉県数郡の安危はこの一条の堤防に繋る、又甚しきは延て東京府にまで其害を波及」する。(三)「該堤防は頗る脆弱となり、今日殆ど堤防なきと一般の觀を呈するに至れり」。(四)「其対岸葛和田村外数ヶ村には、堤防の存生せざるを以て、此上中条・今井間の堤防を堅牢にすれば、勢ひ対岸の水位を增高せざるを得ず」。(五)「此堤防を堅牢にせざるより生ずる損害は、

実に六郡の広き渉り、国家経済に大なる影響を及ぼすべし」。(六)これに反して「此の堤防を修築する為め生ずる損害は、僅々数村に止るのみならず、其害たる僅に浸水の度を増すに止り、甚しく田畝を荒蕪ならしむるに至らざるべきは、地勢に徴して明なり」(「内は原文のまゝ、傍注・ルビは筆者記入」)。

この湯本義憲の論述に対して、「埼玉平民雑誌」の寄稿者は反論を加えている。寄稿者は「栃野、為稿」とあり、この「栃野」という人物については詳細は不明である。栃野氏の反論要旨は、以下の通りである。(一)上中条村より今井村に至る堤防は「烏川其他諸川会流の衝に当るの個所」ではない。「斯の如き懸隔大甚しき方角違の個所を指して、安危の繋る地となす、実に其妄言誣説に驚かざるを得」ない。(二)中条堤は利根川大囲堤の支堤で、封建時代に忍藩主が、「時の閑老たる勢に乗じて自領を内に曲庇し、他領を外に擯斥し」て築造したもので、「人民の正理は暴虐なる地頭の専制に敵する能はず、空しく血涙を呑んだ」ものである。「爾来此の一带の小堤を隔て、禍福地を異にし」ている。(三)旛羅郡村々は幕府旗本の所領で、「采地は大牙錯綜し、領主は深慮遠謀に乏しく、徒に自

衛自利に齷齪とし、互に連合して一定の方針を画し、治水の方案を施すを知らず」。(四)「西北利根川大囲堤は所在断統一ならざるが故に、堤外数十ヶ村は地位敢て低きにあらずと雖も、夏秋の候一夜の暴雨あれば、逆水上流して忽にして田園變じて魚鼈の棲所と化」している。(五)中条堤がなければ、「水は低きに流るゝの原理に従ひ天然の地勢に流下し」、堤外数十ヶ村は悲境に陥ることはない。堤外村が年々受ける災害は、「自然被るべきの理に由て被るにあらずして、強て暴虐なる人為を以て享くべからざるを享くるに至」つたものである。(六)「支堤の削除を哀願し」、「大囲堤を強固ならしめんことを、請願して止まざる所」である。(七)「利根川水防の根源たる西北大囲堤は、未だ脆弱にして断統一ならず、然るに今却て此支堤を増策せんとするは、所謂其源を顧みずして其末を治めんとするもの」である。大囲堤を堅牢強固にすれば、「上中条・今井間の堤防の如きは、終に無用の長物」となる(「内は原文のまま、傍注・ルビは筆者記入」)。

湯本義憲の論述は、端的には江戸時代の中条堤々内の忍藩領村民側の主張である。堤外の旛羅郡村々の被害には一顧だにせず、中条堤を強化すれば埼玉県数郡の利益

になると高唱している。代議士になるほどの教養人の主張としては暴言とも言えるが、ここでは高水対策の言辭は全くみられず、極めて江戸時代的な治水仕法で論議を展開していることが注目される。中条堤の強化のみがここでは主張され、利根川流域治水策の中での中条堤という意識が、この論旨の中では全く欠落している。中条堤の強化だけに拘泥する偏狭な論述ということが、第二の注目すべき点である。

湯本義憲に反論する栃野氏の論述は、旛羅郡の利根川堤を連続堤として築造して、中条堤を全て撤去するべきであるという主張が最終結論である。「大囲堤を堅牢強固にすれば」、中条堤は「無用の長物」となると述べているのがそれを示している。ここでは「高水防御」などの言葉が記されているわけではないが、「大囲堤の堅牢化」という言葉の中に、「水害の根源を断つ」という新しい治水仕法に対する期待が込められているとみられる。湯本義憲の論述に比して、利根川治水の根本を意識した広大な提言ということになる。また旧幕時代以来、旛羅郡村々が一つにまとまらなかった点に触れていることも注目される。このことは新たな治水仕法に対して、

郡民が一致団結してことに当ることを期待した言辭と受け取れる。なお栃野氏がどのような人物であるか不明であるが、中条堤や旛羅郡村々の治水・利水の状況を熟知した人物であることは、その論述からも明らかである。

五、旛羅郡低地村遊水池論と控堤

酒巻・瀬戸井の利根川狭窄部を扇形の要として、中条堤以北の旛羅郡低地帯は、近世以来人為的に造成された利根川洪水の遊水池であるという、河川工学者達による理論が展開されている。この旛羅郡低地村の遊水池によって利根川下流域の洪水被害は緩和され、そのために中条堤も維持されてきたという河川工学理論である。この理論に従えば、旛羅郡低地村は利根川中、下流域全域の治水のために、近世以来人為的に犠牲を強いられてきたことになる。

旛羅郡低地村遊水池論は、宮村忠氏がその著『水害』⁽³¹⁾の中でも大きく取り上げている。この著作で、宮村氏は次のように記している。「酒巻・瀬戸井の狭窄部を中心に両側にのびる二つの堤防は、ちょうど漏斗（逆八の字）

の形を構成している。漏斗の内部、つまり狭窄部上流の利根川沿いには、妻沼をはじめ大小の集落がある。「漏斗状の上流部は、常習的に氾濫するところであることが想像できる。実は江戸時代初期から、漏斗状の上流側は中規模以上の洪水時に意識的に氾濫させ、中条堤より下流側を守ってきた。狭窄部と二つの堤防が一对となつて漏斗状の洪水制御施設が造られていたため、これより下流の利根川は非常に安定した流量におさえられていた」。そして流域開発や近代の河川改修に関連して次のように記している。「中条堤は、利根川が極端に狭窄部をつくっていた酒巻地点から、南西の熊谷扇状地につながる控堤で、論所堤の役目をもっていた。この控堤により利根川の洪水が調節されてきた点で、近世を通じて利根川治水の要の存在を保持してきた。中条堤を前提としてこそ、その下流に繰り返らばれた利根川東遷が可能であつたことをとりわけ強調しておきたい」「中条堤とそれに付随した施設による洪水調節方式が、利根川治水を支え、流域の開発を容易にしてきた。その調節方式がとれなくなつたために、現在の大規模な堤防や、渡良瀬・田中・菅生・稲戸井(32)の遊水池建設、さらに上流ダム群による洪水調節

が大幅に必要とされるようになってきたともいえよう」。

宮村氏が論述で強調している点は、旛羅那低地村の遊水池が利根川中・下流域の洪水被害を緩和する役割を担っていたこと、近代になり遊水池の消長が利根川の治水・改修事業に大きな影響を与えてきたことの二点である。この二点についてはここでは置くこととするが、中条堤の役割や機能を考察する上で注目されることに、「漏斗状の上流側」を「意識的に氾濫」させたという点があげられる。つまり中条堤は遊水池を造成するために人為的に築造されてきたという認識である。酒巻・瀬戸井の狭窄部は自然的な与件なので別にして、結果として遊水池化したということではなく、人為的に造成されてきたという理論の展開となる。このことは旛羅那低地村の住人にとつては、決して容認できるものではないことが想像される。

ところで宮村氏は著書の中で、「利根川沿いの堤防は、その堤内地に多数の控堤（水除堤）群を付随させていた」と記している。宮村氏の指摘のように埼玉県では数多くの「控堤」がみられ、熊谷市域やその周辺でもいくつかの所在が確認できる。中条堤もある意味では大囲堤内

中条堤の機能について（黒須）

に所在する「控堤」であり、「控堤」の存在形態や機能を考察する中で、中条堤の姿も浮かび上がってくると思われる。そこでここでは三つの事例を上げて、考察を試みることとする。

図2は、明治初期の羽生領の阿良川堤を示したものである。阿良川堤は忍領真名板村（行田市）の東北から阿良川村（加須市）の西方を南下し、騎西領外田ヶ谷村（騎西町）北方では屈曲して東西に築堤されている。河川に沿った堤防ではなく、水田中に構築されている田畑・集落の囲堤で、典型的な控堤である。この堤は南北に設置された部分と東西にわたる部分があり、やや複雑な形状となっている。南北部分は、阿良川村・志多見村（加須市）等の羽生領村々の囲堤の役割を果たしているが、東西部分は外田ヶ谷村・内田ヶ谷村（騎西町）等の騎西領村の囲堤となっている。明治初期の阿良川村では、「請堤」として長さ十三町三十間・敷幅五く六間と記されているので、長い距離にわたって築堤されているが、堤防の規模は大きいわけではない。

寛保二年（一七四二）の大水害時に阿良川堤は破堤しているが、志多見村「松村家日記」では次のように記さ

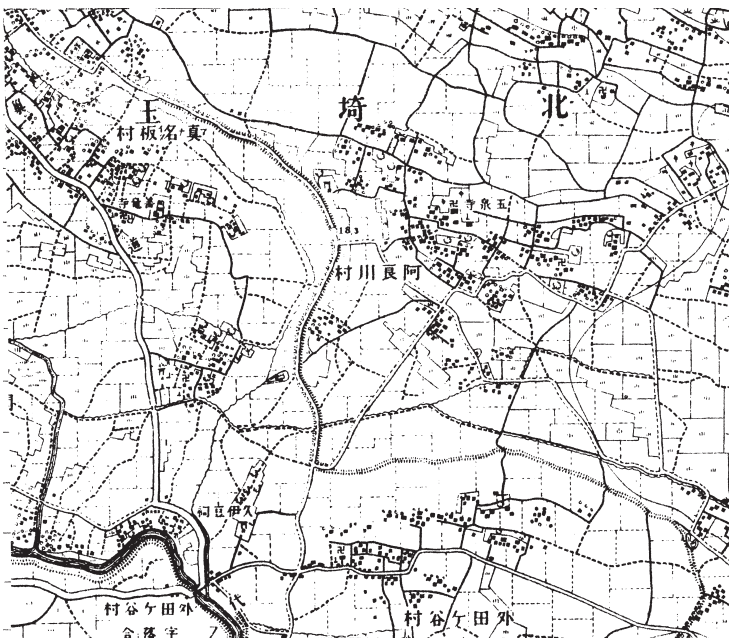


図2 明治初期の阿良川堤（迅速測図）

れている。⁽³⁵⁾「八月朔日四ツ過より雨降、夜中大雨、二日小塚上土俵^ニ而惣人足出上置、其時忍領(下)中条村新塚押抜候由^ニ而あら^{阿良}川堤之上^ヲ水夥敷越、其上二三十間或四五拾間押切急^ニ水入候得共平兵衛本家床上^ハ水不上」。「新塚」は見沼代用水の取水口であるが、この時洪水は取水塚樋を押し抜いて阿良川堤に達している。この日は北河原村の大囲堤が四〇〇間も破堤しているので、大洪水は阿良川堤を二く三十間、四く五十間と押し破っている。この日記からみると、大洪水は見沼代用水路、元の星川沿いに流下しているので、阿良川堤は星川流域からの溢水防御のために設けられたものと推定される。しかし日記の記述にみられるように大洪水には抗しきれず、中、小洪水の防備機能しか持っていなかったとみられる。なおここでは、堤が羽生・騎西領の水除堤であることが注目される。

図3は、明治初期の下吉見領横手堤を示したものである。図中の北方中央から東南方向に描かれているのが、荒川大囲堤であるが、この大囲堤と西南の比企丘陵との間に築堤されているのが横手堤である。荒川大囲堤とはほぼ直角に築かれ、川に沿った堤ではなく水田中に所在

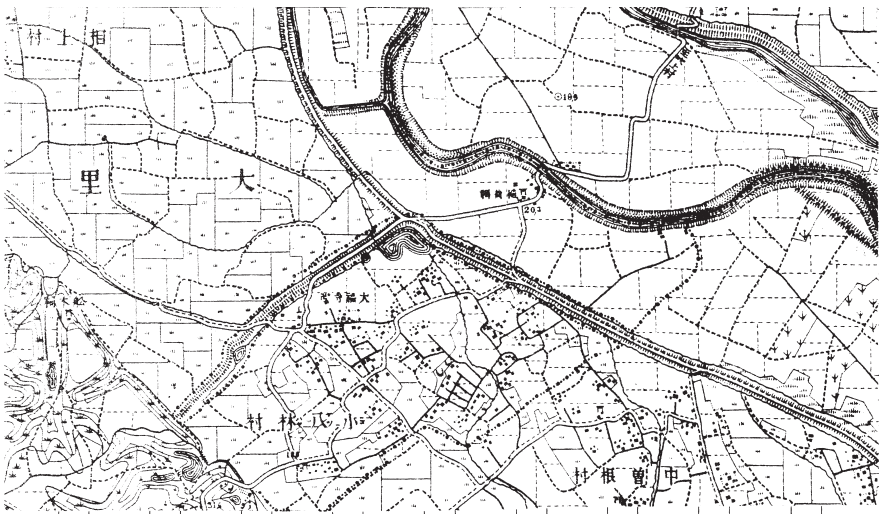


図3 明治初期の下吉見領横手堤（迅速測図）

する堤防なので、典型的な控堤であることがこの図からも読みとることができる。ところでこの横手堤の所在は上吉見領小八ツ林村であるが、この堤の土地は下吉見領分で堤の補修・管理は下吉見領が行っている⁽³⁶⁾。このことからみると、堤防は下吉見領の水除堤ということになり、たまたま堤内に他領の一村が含まれていることになる。なお資料の上では、「横手堤」と記されているが、上吉見領小八ツ林村中に所在することから、本稿では堤防機能を明確にするため、「下吉見領横手堤」と記した。

近世の下吉見領の洪水時破堤状況を見ると、横手堤の破堤が群をぬいて多いといわれる⁽³⁷⁾。これは上吉見領洪水が横手堤に集中するためであるが、堤の上流で和田吉野川が合流しており、丘陵地帯の降雨時排水が上吉見領南部に集中するためともいわれている。また上吉見領破堤が連鎖的に横手堤の破堤につながるため、横手堤の破堤頻度を押し上げている。横手堤の破堤が多いことは、別の視点に立つてみれば、下吉見領側の水害防御の要ということになる。堤防は荒川と比企丘陵の最も狭まった地点にあり、寛永年中（一六二四〜四四）伊奈氏が五五八間にわたり築堤したといわれる。これらのことからみると、

横手堤も阿良川堤同様下吉見領という「領」の水除堤ということになる。

横手堤で注目されることの一つに、水論が繰り返されたことがあげられる⁽³⁸⁾。その意味では、これも、「論所堤」ということになる。破堤の頻度からも水論の多いことが想像されるが、堤防が上吉見領内にあることも水論を複雑化させ、争いを多発化させている面もみられる。天保四年（一八三三）の「地理直し普請」では堤防の高さは七尺とされているが、ここでも堤防の高さが毎回の争点になっていることが特色である。この項では具体的な水論事例は省くが、水論が頻発したことは中条堤と同様である。

図4は、明治初期の雉子尾堤を示したものである。図の妻沼村の西方、台村からやや半円状に南下し、備前堀に達しているのが雉子尾堤である。「武蔵国郡村誌」^弥藤吾村の項では、「村の西北隅にあり、利根川堤の枝にして北方台村界より、恰も雉子の尾の如く、西北飯塚村界に至る、長六町廿間、馬踏三尺、堤敷二間」と記されている。また台村の項では、「西堀用水に沿ひ、南東弥藤吾村界より善ヶ島堤に至る、長五百五十三間、馬踏三

尺、堤敷二間一尺、高五尺」と記されている。

雉子尾堤は、阿良川堤や下吉見領横手堤と異なり、「領」の水除堤ではない。地図でも明らかのように、旛羅郡低地村の中央に築堤された控堤である。築堤理由は資料の上では明示されていないが、小山川流入口の利根川堤防のない部分からの洪水の流入や、善ヶ島堤の越流の防御堤であることは、その所在位置からも明らかである。中条堤で湛水・溢水の排出を阻まれた旛羅郡低地村が、その内部に控堤をもっていたことは注目し値する。旛羅郡低地村が、上流からの洪水流入に手を拱いていたわけではなく、それなりに対応していたことを雉子尾堤は示している。なおこの堤の位置からみると、上流からの洪水防御で、福川流入口からの逆流防御の役割はなかつたとみられる。この点からみると、旛羅郡低地村の洪水流入の大部分は、上流の江原村・石塚村方面からということになる。

以上三つの控堤の事例を記したが、中条堤との共通点を探ると、まず第一に「領」の洪水防御の控堤であることが指摘できる。忍領だけが特別なのではなく、多くの領域内で控堤を築いていたことになる。忍藩が権力を行

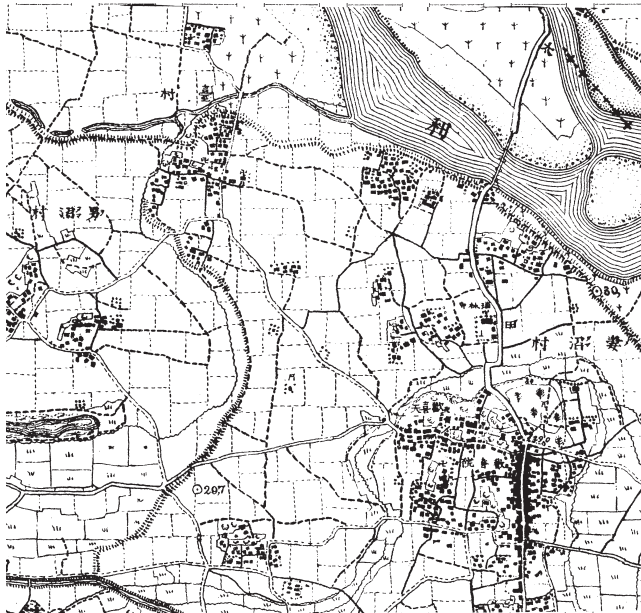


図4 明治初期の雉子尾堤（迅速測図）

使して、自領の利益のために築堤したわけではない。控堤はどこでも「論所堤」で、どの領域でも水害防御の要の位置に築堤されており、当然水論が多発している。中条堤も、同様ということになる。また旛羅郡低地村の湛水は、中条堤の存在が主要な原因ではない。雉子尾堤の存在は、上流の小山川流入口付近からの洪水進入と善ヶ島堤の越流を想定したものであり、中条堤だけが主要な湛水化の原因ではない。

六、まとめ

(一)、中条堤は、その存在形態の検証や類似堤防との比較検証からみると、忍領の「控堤」である。築堤始期は不明であるが、忍藩が藩権力を行使して築造・補強した堤防ではない。阿良川堤や下吉見領横手堤と同じく、「領」の水害防御を目的にした一般の控堤である。だがその所在位置や忍藩支配の関係から、他の控堤とは異なるいくつかの特性を持たされた堤防でもある。その一つは、中条堤が利根川大囲堤の延長として所在しているため、普請組合村も四十三か村という多数である。組合村も「利

根川通堤川除普請組合」であり、中条堤を冠した普請組合名ではない。第二の特殊な点としては、中条堤の恩恵を受けていない堤外村が組合村になっていることがあげられる。この矛盾する事象は、忍藩が江戸初期に治水や河川施策で幕府の管理を受けない、特別な藩独自の自普請場体制を確立していたことに起因する。忍藩は十万石余の支配地で、当然川筋や村の利害を考慮して普請組合を構成したとみられるが、その中に後年矛盾を露呈した事象が含まれている。ただ当初から村の利害を無視して、普請組合を組織したとは考えられない。第三の特殊な点として、江戸中期に堤防が四方寺村に延長されていることがあげられる。享保十四年（一七二九）に四三五間築造されたものであるが、ただこの増築は忍藩が施工したのではなく、幕府の普請役の手で実施されたものである。幕府は享保十三年（一七二八）に見沼代用水路を開削しているが、それに関連して忍領やその周辺で排水路整備や新田開発を行っている。これらに関連して中条堤の延長がなされたもので、忍藩が独自に実施したものはない。なおこの堤の延長が、新たな争論を生みだすことになる。

(二)、中条堤の機能・性格は、堤外の旛羅郡低地村の治水要件に規定される。旛羅郡低地村は利根川沿いに善ヶ島堤をもっているが、上流部に小山川の流出口があり下流部に福川の流出口もあり、そこで堤防は断絶している。そのため利根川増水時には、小山川流出口方面からの洪水が流入し、福川流出口から逆流が激しく濫入する。この逆流は下流の酒巻・瀬戸井間が狭窄部であるため、流入に一層拍車が掛かることになる。このように旛羅郡低地村は、常時湛水が起る条件下にある。福川に沿って、中条堤に平行する形で堤防が築かれていないことは、湛水を福川に流入させ、排水の便を計ったためとみられる。部分的には雉子尾堤があり水除の対策も試みているが、この地域の治水の主題は排水にあつたとみられる。

後述もするが、旛羅郡低地村は江戸中期に中条堤が四方寺村に延長されてから、中条堤々内村と激しく争っている。この争論に関し、天明二年(一七八二)堤外村は訴状中で堤延長以前の状況を記しているが、再掲出になるが次のように記されている。「上中条村地内^二而遠なだれ^二御築留被成候段、大満水^二至り而は前後共^二無難^二堤保方も宜敷を御工夫被遊、先年御築立被成下候由前代

より申伝候、則右堤御築止被遊候所を字水越と唱来、往古も満水御座候得共水死人等不及承候」。ここでは堤延長以前の堤外村は、湛水しても中条堤の「水越」地点での排水もあり、満水しても死者がでるような被害はなかつたという記述である。これを見ると、旛羅郡低地村は湛水・満水は屢々起っているが、被害は大きくはなかつたことになる。

(三)、中条堤をめぐる争論は、近世・近代を通じて数多く起っているが、両時代に共通することは中条堤のもつ役割が絶えず主題に上っていることである。もちろん近世と近代では利根川をめぐる治水施策の変化もあり、争論の展開も異なつた様相を示している。

近世の争論は、享保十四年(一七二九)の四方寺村への堤防延長以降激化し、また多発化している。これは中条堤の改修・延長が旛羅郡低地村の湛水化を激増させたためである。享保十四年以前の中条堤は、「大満水二而は、堤内江連々越水廻り水いたし」という構造であつたため、堤外村の湛水期間も短く被害も軽微であつたと思われる。ところが堤防の改修・延長で堤外村の洪水は排水出口を制限され、湛水化による被害が増大することにな

る。この旛羅郡低地村の水害の増大が、争論の激化・多発化になったとみられる。

ただ近世中期以降の水害の増大は、中条堤の改修・延長ばかりが主因ではない。利根川筋でも各地で水害が増大しているが、その原因の一つは江戸初期以来の新田開発である。これまで洪水時に遊水池となった池沼・湿地が、開発されて新田となったため、洪水は流出先を失い水害を起すことになる。もう一つの原因としては、河川の上昇があげられる。特に関東では天明三年（一七八三）の浅間山噴火で、溶岩流や降砂で川底は一挙に上昇したといわれる。河床の上昇は河川の溢水を招くことになるが、これも水害頻発の主因の一つである。このように中条堤々外村の水害の増大は、全国的な河況や流域の変化に関係しており、中条堤の延長・改修ばかりが原因ではない。

近代の中条堤争論は、明治政府の利根川治水仕法が、「低水工事」から「高水工事」へと変更されたため、複雑な様相を呈することになる。また折からの国会開設もあり、地元選出議員湯本義憲は治水建議案を提出し、その説明の中で中条堤強化論を展開して波紋を広げている。

る。国政の場の中条堤争論が登場したことになるが、近代国家整備の過程で争論の輪も広がったことになる。明治期は大水害が頻発しており、これが治水策の変更を促し、中条堤争論にも影響を与えていることが注目される。

明治中期までの中条堤争論は、概して江戸時代と同様であるが、埼玉県庁の役人の中には利根川治水について新しい動きをみせている。その一つが、善ヶ島堤の延長であり、福川に逆留水門を設けて連続堤防化を計るという計画である。³⁹この計画は明治四年（一八七一）という早い段階のものであるが、高水を防御しようと連続堤防建設を目指したことが注目される。湯本義憲の中条堤強化論に反論した栃野氏は、旛羅郡の利根川堤が連続堤になれば「中条堤は無用」であると記しているが、旛羅郡低地村には早くから連続堤建設論があつたことが特筆される。

四、旛羅郡低地村遊水池論は、河川工学上の一つの理論であり、これより下流の流量が制限され、利根川治水の上で大きな役割を果たしていたという壮大な理論である。またこの地域を遊水池として機能させるため、中条堤も維持されてきたという考え方である。

利根川の酒巻・瀬戸井間は狭窄部であり、小山川・福川の利根川への流出口もあり、利根川堤防も不連続であつたため、幡羅郡低地村が屢々湛水したことは事実である。これらは自然的な与件がもたらしたものであり、他の地域にもみられる事例である。だがここでは、「江戸時代初期から・・・意識的に氾濫させ、中条堤より下流側を守つてきた」のかがどうかが問題である。筆者の資料の博搜も限られているが、少なくとも近世で「意識的に氾濫させた」という事実はみられない。また幡羅郡低地村の住人に、遊水池化されているという認識もない。

中条堤の維持・強化を忍藩が進めたという記述は、水論時の相手側の言辞であり、このような事実は資料の上では確認できない。これらの事例からみると、「結果として」遊水池化したことになり、人為的に造成されたものではない。

「遊水池論」のポイントの一つは中条堤であるが、これは先記したようによくみられる「控堤」の一つである。忍藩が幕府の普請役人に同調して、「遊水池堤防」として強化したり、また維持したという事実はない。控堤については、どこでも堤内外で対立し争論を起している。

この点に関しては中条堤も同様であり、ただ「遊水池堤防」としての争論はない。これらのことから、中条堤は普通の控堤という結論となるが、ただ存在位置や自然条件からみると、大規模な控堤であり影響する地域も広大な堤防ということになる。

補注

(1) 国土交通省、埼玉県及び群馬県が作成した浸水想定区域図に基づき熊谷市市民部危機管理室が作成。

(2) 国土地理院発行「妻沼」「深谷」等。

(3) 「控堤」は、土木工学上の言葉でもあり、「二次堤防」とも称されている。河川に沿つた堤防ではなく、「田畑囲堤」の機能をもつ。「畑囲堤」は、近世文書にもみられる言葉である。

(4) 『新編埼玉県史資料編一三』(昭和五八年)所収、「忍領在々御普請役高辻帳」寛永十二年二月(行田市「中村和彦家文書」)。

(5) 「埼玉平民雑誌第六号」外(埼玉県立文書館保管「湯本家文書」No.五〇三六)。

(6) 宮村忠『水害』(中央公論社刊、昭和六十年六月)

二十五日）等がある。

- (7) 第一軍管地方迅速測図「妻沼村・小泉村」（明治十七年測量）部分。

- (8) 第十三卷（埼玉県立図書館刊、昭和三十年三月）。同書の記載内容は、明治八年の政府の示達に基づき、村方で調査・作成したものである。

- (9) 『新編埼玉県史資料編一三』所収、「忍領高拾万八千石余御掛場御普請組合記念」天保六年九月（埼玉県立文書館保管「野中家文書」No.一九九）では、上中条・北河原村等は「利根川通堤川除御普請組」に所属し、堤防は「六千三百三拾貳間 上新郷羽生堤より上中条村水越迄」とある。

- (10) 酒巻村・下中条村の利根川堤は馬踏は一問半から二間、堤敷は一四間〜一六間である。

- (11) 前掲(9)野中家文書の「利根川通善ヶ嶋川除御普請組」の項。

- (12) 土出の長さは五間余〜十八間、横幅三間〜五間、高さは一丈〜一丈五尺と、規模は区々である。

- (13) 『新編埼玉県史資料編一三』所収、「諸国川除用水御普請国法仕来留」安政二年三月（国立国会図書館

蔵「関東筋川々御普請御用留」一所収）。

- (14) 『新編埼玉県史資料編一三』所収、「刑錢須知」七。）

- (15) 前掲書(14)所収「四川用水方定掛場村数組合等覚書」の項。

- (16) 前掲(4)の文書。

- (17) 北島正元校訂『武蔵田園簿』（近藤出版社刊、昭和五十二年九月三十日）。

- (18) 『新編埼玉県史資料編一三』所収、「忍領利根川通堤川除御普請論争裁許状」貞享四年三月（埼玉県立文書館保管「中村（宏）家文書」No.二五八）。

- (19) 『新編埼玉県史資料編一三』所収、「中条堤坎樋増番人足難洪一件書物」安永七年三月（中村（宏）家文書」No.三七二）。

- (20) 『新編埼玉県史資料編一三』所収、「差上申済口証文之事」外 天明三年六月二日（中村（宏）家文書」No.一〇）。

- (21) 前掲(19)の文書。

- (22) 大熊孝『利根川治水の変遷と水害』（東京大学出版会刊、昭和五十六年二月二十八日）。以下同書参照。

- (23) 『武蔵国郡村誌』、酒巻村の項。補注(12)参照。
- (24) この項、前掲(22)。
- (25) 『川島町史通史編』中巻(平成二〇年)。
- (26) 「上書」、明治二十三年九月二十六日付の小松原知事宛嘆願書(「中村(宏)家文書」No.四四四六)。
- (27) 「湯本代議士の提出せる治水建議案を読む」(前掲(5)文書所載)。
- (28) 「上申書」、明治二十四年五月二十五日吉田久弥外三名の知事宛嘆願書(「中村(宏)家文書」No.七七)。
- (29) 前掲(20)の文書。
- (30) この項、前掲(27)の文書。
- (31) 前掲(6)。以下同書引用。
- (32) 「渡良瀬」は現谷中湖、「田中」は柏市所在、「菅生」は常総市・坂東市所在、「稲戸井」は取手市所在。
- (33) 控堤については、彩の川研究会編著「埼玉県内に残る旧堤の調査研究報告書」(平成十四年五月)を参照した。
- (34) 控堤の規模等の数値は、『武蔵国郡村誌』記載数値。
- (35) 『新編埼玉県史資料編一三』所収、「松村家日記」(加須市志多見「松村家文書」)。
- (36) 『新編埼玉県史資料編一三』所収、「差上申一札之事」(横手堤等普請出入裁許請書)寛政十二年正月十四日(吉見町「新井仇雄家文書」)。
- (37) 大塚一男「近世における荒川中流域の水害と治水」(昭和六十年三月二十日 個人出版物)。
- (38) 前掲(37)書。
- (39) 「利根川通堤防二関スル参考書」の綴中の「明治廿五年八月」付文書(「中村(宏)家文書」No.三七三)。

(くろす しげる 熊谷市史専門委員)

熊谷市史編さん委員会・編集会議・専門部会 報告

一 熊谷市史編さん委員会報告

一 平成一九年度 第一回熊谷市史編さん委員会

日時 平成一九年八月三十一日（金）午後一時三〇分～
場所 熊谷市立商工会館 三―三

【概要】

- ・ 委嘱状交付
- ・ 委員長あいさつ（代理・教育次長）
- ・ 委員長・副委員長の選出
- ・ 互選により、村田委員を委員長に、飯塚委員を副委員長に選出した。村田委員長が議長となり議事の進行にあたった。
- ・ 会議内容

教育委員会から諮問を受けた「熊谷市史の編さんに

関する基本方針及び基本計画について」について審議を行った。

熊谷市史編さん大綱について事務局から説明

- (1) 市史編さんの経緯と趣旨について
 - (2) 市史編さんの目的について
 - (3) 市史編さんの基本方針について
 - (4) 市史編さんの基本計画について
 - (5) 組織体制について
- ・ 質疑

① 「今回対象とする熊谷・妻沼地域と既に村史・町史が刊行されている大里・江南地域との調整は② 「ダイジェスト版などは考えているか」③ 「市民に対してのPRは」④ 「編さん委員会と編集会議の関係は」⑤ 「市史の体裁・装丁について」⑥ 「発行部数について」などの質問が出された。

②については普及版を刊行予定、③は市報・ホームページ・市史研究などで市民に発信、④編さん委員会は基本方針・基本計画にかかる部分、編集委員会は編集・発刊にかかる部分を受け持つ―とし、①、⑤、⑥は次回の委員会に検討結果を提案し、協議をお願いすることとした。

二 平成一九年度 第二回熊谷市史編さん委員会

日時 平成一九年一〇月一日(月)午後一時三〇分～

場所 熊谷市役所六階 六〇三会議室(東)

【概要】

・教育長あいさつ

村田委員長が議長となり議事の進行にあたった。

・会議内容

1 前回の委員会での検討課題となっていた三項目について、検討結果を事務局から説明を行った。

(1)大里、江南との調整について、旧自治体史で対象にならなかった分野は対象に含め、新たに重要な資料が出た場合は補遺として充実させることとする。

(2)体裁・装丁については、本編のサイズはB5版で他のものは原案通りとしたい。

(3)発行部数については、発行段階で決めたい。

以上の提案に異議もなく、承認された。

2 二回にわたる編さん委員会の協議を踏まえて、答申書を作成すること及び教育委員会への答申について、委員長に一任することを決定した。

教育委員会へ答申

日時 平成一九年一〇月二三日

場所 熊谷市教育委員会 教育長室

村田編さん委員長から野原教育長に答申書を渡した。編さん委員会で審議された経過を報告し、答申書の内容について説明した。

三 平成二〇年度 第一回熊谷市史編さん委員会

日時 平成二〇年八月二七日(水)午後二時～

場所 熊谷市役所六階 六〇三会議室(西)

【概要】

・編さん委員長・教育長あいさつ

・村田委員長が議長となり、議事の進行に当った。

・会議内容

1 熊谷市史編集委員設置規則、専門部会体制

平成一九年度第一回熊谷市史編集会議の開催状況、専門部会活動状況について、事務局から報告をした。

各専門部会の活動状況については、専門委員から補足して説明をした。

2 専門部会の事業計画について、中世部会から提案された「直実・実盛伝説」の刊行を新たに追加することと、近代部会から提案された「年次計画の変更（文言の追加）」について、事務局から提案説明をして、何かの意見が出されたが、原案通り承認された。

3 その他

市史編さんに関する広報の状況について質問が出され、市報・ホームページで広報していること、市史研究第一号を発行することで啓発活動を行っていくと事務局から説明し、了承された。

また、直実・実盛についての啓発と『直実・実盛伝説』の早期刊行について要望が出された。



平成 19 年度第 1 回 熊谷市史編さん委員会

(文責 山本 喜久治)

II 編集会議報告

一 平成一九年度 編集会議

日時 平成二〇年三月二十四日(月) 午後二時～
場所 熊谷市役所 三〇三会議室

【概要】

・教育長あいさつ

・熊谷市史編集委員設置規則第四条により、委員の互選によって編集会議議長に飯塚好委員を選出する。

1 熊谷市史基本方針・基本計画について

事務局より熊谷市史編さん大綱等に沿って方針や計画を説明。資料編の対象は、熊谷・妻沼地域とするが、分野によっては大里・江南地域の資料を取り上げる必要があること等を確認した。

2 編集体制について

事務局より熊谷市史編さん大綱等に沿って説明。市職員の対応等についての質疑を受け、事務局が検討することとなる。

3 平成二〇年度市史編さん事業について

平成二〇年度の計画を事務局より説明。また、現代専門部会の設置を確認した。遠方調査時の事務局の対応、計画にない報告書の刊行、地形・地質の専門委員の早期委嘱等について質疑を受け、事務局で検討することとなる。

二 平成二〇年度 第一回編集会議

日時 平成二〇年九月二十八日(日) 午後二時～
場所 熊谷市立熊谷図書館 第二講座室

【概要】

1 『直実・実盛伝説』の刊行について

高橋中世専門部会長より、熊谷直実、斎藤実盛について、資料編不掲載の史料から、伝説としてイメージされた両者の姿を明らかにする本の刊行について提案された。了承されたため、編さん会議に諮問することとなる。

2 各部会進捗状況

各専門部会より、平成二〇年度上半期の進捗状況について報告がなされた。

3 事務局が行う基礎調査の活動状況

事務局より、古文書調査、民俗基礎調査、行政文書の保存について報告。

4 市史研究について

今年度より発行する『熊谷市史研究』について、各専門部会より協力していただくこと等を確認した。

(文責 蛭間 健悟)



平成 19 年度 熊谷市史編集会議

III 専門部会活動報告

一 考古専門部会

考古専門部会長 柿沼 幹夫

考古資料編の刊行は平成二六年度であり、執筆のため調査が四年間、執筆期間が一年間となっている。このため、持続して調査研究を続けていけるよう、第一線で活躍している研究者五人を専門調査員に選任した。選任した五人は、次のとおりである。

(旧石器・縄文時代) 細田 勝

(弥生時代) 吉田 稔

(古墳時代) 関 義則

(古代) 井上尚明

(中世以降) 浅野晴樹

専門部会会議は、平成二〇年六月二一日と九月一〇日の二回開催した。この会議で、資料編に掲載する候補遺跡をリストアップし、発掘調査されている遺跡で報告書刊行済み、未整理・未報告、過去の文献に掲載されてい

る遺跡に分類した。その上で、次のような検討作業を行った。

① 報告書等からの転載が可能な遺跡、資料の実見・実測・採拓・写真撮影の必要性がある遺跡、資料所在不明による確認作業が必要な遺跡等による分類。

② 古墳等の遺跡にかかる測量調査、発掘調査の必要性を確定するための現状調査。

③ 埴輪など一級資料(例・女塚遺跡出土品)の再実測の外部委託。

これらを、平成二一年度以降、計画的に実施していき、大まかであるが年次計画を作成した。

中世城館跡については、中世部会との協議により考古編で取り扱うことになった。調査・研究については合同で行うこととし、すでに現地調査を開始している。

問題点・課題としては、旧妻沼町の発掘調査資料がほとんど未整理で、報告書が刊行されていない状況があげられる。この中には、執筆するうえで欠かせない資料も含まれており、実態調査を実施したうえで、その取り扱いを検討していく必要がある。

二 古代専門部会

古代専門部会長 宮瀧 交二

古代専門部会は、本年度から、平成二四年度に予定されている『資料編2 古代・中世』、そして平成二八年度に予定されている『通史編 上巻』の刊行等に向けて調査活動を開始した。現時点で本部会は、熊谷市史編さん委員会委員・同編集会議専門委員で部会長の宮瀧交二（大東文化大学文学部准教授）、専門調査員の亀谷弘明（早稲田大学非常勤講師）、同・皆川雅樹（専修大学付属高等学校教諭）、同・三原康之（本郷学園非常勤講師）の四名から成る。四名の専門研究領域は、いずれも日本古代史である。

本年度は、平成二〇年十月二五日の第一回専門部会で協議をふまえて、まず今後の古代史・資料の調査の前提となる作業として、これまでに刊行された『熊谷市史前編』（昭和三八年）、新たに合併により熊谷市となった旧江南町の『江南町史 資料編2 古代・中世』（平成一〇年刊行）・『江南町史 通史編 上巻』（平成一六年刊行）、同じく旧大里町の『大里村史（通史編）』（平

成二年刊行）、旧妻沼町の『妻沼町誌』（昭和五二年刊行）等を紐解いて、各書に収められた古代史・資料の確認、そしてそれぞれの時点で叙述された現・熊谷地域の古代に関する記述を確認することから着手した。その結果、今回の市史では、現在の市域に該当するものと思われる古代武蔵国の幡羅郡・大里郡・埼玉郡・男衾郡の四郡を中心とした史・資料を収集し、現・熊谷地域の古代史の叙述を目指すこととした。

また、平成二一年二月二七日には、宮瀧が事務局とともに、江南文化財センターを訪問し、ここに保管されている熊谷市西別府祭祀遺跡出土の墨書土器の調査を実施した。同遺跡は、湯殿神社の北側に位置する湧水地に形成されたものであり、七世紀中葉から一一世紀代にかけて継続して祭祀が営まれたことが判明している。特に、古墳時代の、人・馬・剣・横櫛等を象つた石製模造品の存在は他にあまり類例を見ないものであり注目されている。平成四年度に熊谷市教育委員会の手で実施された発掘調査に伴って出土した奈良・平安時代を中心とする墨書土器は四一点を数えるが、今回の資料調査の結果、口縁部に煤が付着し、明らかに灯明皿として使用されたと

みられるものや、「器佛」（仏用の器の意味か）と墨書されたもの等が含まれており、古墳時代以降の一連の水辺の祭祀に伴う遺物群と、その性格は一線を画する資料群であることが判明した。むしろ、隣接地に存在した西別府廃寺（存続時期は八世紀初頭から九世紀代）や、中世にかけて仏堂が存在した可能性が指摘されている（熊谷市教育委員会の御教示）こと等を鑑みれば、これらの墨書土器は、このような仏施設と関係する仏事に伴う資料群とみておくことが、現時点では最も妥当な見解であるという結論を得るに至った。

更に三月二一・二三日には、宮瀧、亀谷と事務局が関西に赴き、史料調査を実施した。一二日には愛知県名古屋市中区大須に位置する北野山真福寺宝生院（通称・大須観音）の真福寺文庫に赴き、重要文化財『倭名類從抄』の調査を実施した。当初期待した武蔵国とその郡郷名記述に関する新知見の発見はかなわなかったが、『熊谷市史』刊行に際しての同文庫所蔵『将門記』他の古代・中世史料の写真掲載等についての御協力をお願いし、快諾を得ることが出来た。翌一三日には、奈良県奈良市の独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所の都城発掘

調査部史料研究室を訪れ、平城京より出土した武蔵国男衾郡・埼玉郡・幡羅郡関係の木簡の調査・検討を実施した。同研究室の職員とともに赤外線カメラ等を用いて当該木簡を再検討したところ、いくつかの貴重な新知見を得ることが出来た。その成果は、平成二四年度刊行予定の『資料編2 古代・中世』において公にする予定である。また、平成二二年三月二〇日には、第二回専門部会（中世専門部会との合同会議）を開催し、来年度の活動内容について協議した。また、中世専門部会とともに、市史にかかる古代、中世の執筆分担に関する協議を行った。これに続いて今後早い時期に、熊谷市域を中心とした古墳・奈良・平安時代遺跡の考古学による調査成果を『資料編2 古代・中世』及び『通史編 上巻』にどのような反映させていくかについて、考古専門部会とも執筆分担等の協議を行う必要を確認した。

平成二一年度も、引き続き関連史・資料の調査を粛々と継続していく予定である。

三 中世専門部会

中世専門部会長 高橋 修

一、中世専門部会の開催

中世専門部会は、『通史編 上巻』、『資料編一 古代・中世』、および中世にかかわる調査報告書などの編集を担当する。このうち資料編二の刊行が平成二四年度に予定されているので、その編纂にかかわる方針を確認するための専門部会を三回開催した。また地域の悉皆調査を踏まえた『中世の石造物』を報告書として刊行する予定であるため、中世石造物調査会議を一回開催した。さらに古代専門部会との調整を図るため、古代・中世合同専門部会を一回開催している。

ここでは専門部会の議事の中で、資料編二および報告書『中世の石造物』刊行に向けて確認された方針について、以下に紹介したい。

二、資料編二 古代・中世の編纂方針

① 採録範囲

編年史料には、古文書・古記録・金石文等を年代順に

配列する。長元八年（一〇三五）頃成立の武蔵国大里郡坪付までを古代専門部会が担当し、それ以降の史料を中世専門部会が採録する。熊谷地域のうち、市史の編纂方針として確認されている旧熊谷市域・旧妻沼町域という地理的範囲を尊重しつつも、かつての大里郡をはじめとする現市域にかかわる諸郡を視野に収め、この地域の中世史を解明する上で落とすことの出来ない史料の採録を幅広く検討することとなった。

熊谷地域の歴史を解明する基本史料となり、しかも原秩序をよく保つ史料群として、「熊谷家文書」「別府家文書」「龍淵寺所蔵史料」等については、原本調査を実施し、その成果を踏まえて、家わけ史料として収める予定である。市内に所在する中世史料についても、これに準じて採録する。

このうち「熊谷家文書」は、熊谷氏が武蔵熊谷郷に所領を維持していた永享年間までの文書約一六〇点を収録する。「別府家文書」は、別符潔氏所蔵文書については全点、その他流出文書については可能な限り収集して収録する。「龍淵寺所蔵史料」としては、「成田記」「成田氏分限帳」などを収録する。さらに別冊として「写真集」

を編集する。これには、特に重要な一次史料の写真を収録する予定である。

②解説計画

利用価値が高く、一般市民にも親しみやすい史料集を目指し、充実した解説を用意することを方針とする。

まず編年史料に収める史料には、一点一点に次のような解説を付ける予定である。

年／月日／綱文／番号／史料名称／所蔵／本文／解説
 説（二〇〇〇〜四〇〇〇字程度）／注釈（必要に応じて）
 家わけ史料には、次のような解説を行う予定である。

史料名称／所蔵（市内所蔵史料のみ）／本文／解説
 （二〇〇〇〜四〇〇〇字程度）／注釈（必要に応じて）
 ／データ（寸法、紙質、保存状況、その他）

煩雑となるのを避けるため、また、より多くの史料を掲載するため、いずれも読み下し文は付けない。

③作業・調査

今年度は、市立熊谷図書館と合同で、大東急記念文庫所蔵「熊谷蓮生自筆書状」、前田育徳会尊経閣文庫所蔵「桑華書志」所収「熊谷家系図」などの原本調査を行った。

来年度は、主に編年史料に採録する史料のリストアップを進める。あわせて山口県立文書館で「熊谷家文書」の、静岡市西敬寺で「別府家文書」の原本調査を行い、また熊谷市域に所在する中世史料についても、可能な限り原本調査を進めていく予定である。

三、報告書『中世の石造物』の調査方針

中世専門部会の中に、石造物を専門に担当する専門調査員・協力員を配置した。すでに調査が終わっている旧江南町域を除く熊谷市域の中世石造物について悉皆調査を実施し、その成果を報告書に編集することとなる。

調査の進め方としては、まず県や研究者個人などの既存の調査データを収集・整理し、次にその確認調査を進める。その過程で、未確認資料の発見に努める。さらに必要に応じて再調査を行い、拓本採取や実測図の作成を行う。

またまって未調査資料が存在する、発掘調査にともなう出土品の収蔵施設から、調査を始める。平成二六年度の悉皆調査完了を目指す。

四 近世専門部会

近世専門部会長 北村 行遠

本年度よりはじまった近世部会では、これまで二回の会議を開催した。市史編さん事業の方針および計画の概要や、古文書調査の現状などを確認の上、市史編さんに向けての、部会としての今後の調査・編集方針などについて検討をおこなった。

第一回近世部会（平成二〇年六月二五日）

・編集方針について

古文書調査の対象地域は市内全域におよんでいるが、なかでも旧熊谷市域や旧妻沼町域は、かつての市史編さん事業が終了してからかなり年数が経過していることもあるので、今回刊行を予定している『資料編』および『通史編』の主たる内容は、この両地域の史料を中心に構成・叙述する方向ですすめていくことを確認した。

・古文書調査について

市史編さん室より現時点での史料所在状況の報告をうけ、旧熊谷市域では本陣であった竹井家、大麻生の古沢

家、平塚新田の山下家、中奈良の野中家、下奈良の飯塚家など、ある程度まとまりのある古文書群の存在を確認した。

膨大な古文書群のなかで未整理分のもも数多くみられるので、今後の調査計画にもとづき、史料整理をおこなっていく上での優先順位や注意項目などを検討した。また、地域的な特徴がみられる古文書群を優先して整理していくことを部会として確認した。なお、今後とも史料調査および整理は、市史編さん室で継続していくが、一部の史料調査・整理については、立正大学古文書研究会との合同調査としておこなわれているとの報告をうけた。

・刊行計画について

資料編は、旧妻沼町編が平成三一年、旧熊谷市編は上巻二冊で、それぞれ平成三三年、三五年の刊行予定であること、また「通史編（近世）」の刊行は、平成三七年に予定されていることを確認した。

・年代区分について

古代・中世部会や近代・現代部会と連絡を取りながら、近世部会の取り扱う年代の調整をはかっていく必要がある

り、今後の検討課題とした。

・絵地図や村明細史料などについて

史料調査のなかで、多くの絵地図や村明細史料が見つかっており、市民に親しまれる市史として、興味の持たれやすい「絵図集」や「村明細帳」などの刊行を提案。具体的な内容については今後の課題とした。

第二回近世部会（平成二〇年一月二六日）

・『熊谷市史稿』について

近世部会からの要請により、市史編さん室から『熊谷市史稿』の紹介・説明をうけた。戦前に編纂されて、戦時下のため出版が見合わされていた『熊谷市史』の稿本は、その存在については知られていたが、実際にどのような史料（古文書）を使用して編纂されていたのか、不明な部分もあり、その内容について検討した。現在では所在不明の史料もあるが、旧熊谷地域の歴史を知る上で必要不可欠な史料も数多く掲載されており、今後の重要な参考資料となるとの見解を得た。

・古文書調査の進捗状況について

前回に引き続き、市史編さん室より現時点での史料調

査状況の報告をうけた。旧熊谷宿については、『熊谷市史稿』をもとに史料の所在調査をするように要望し、他地域についても継続して調査をおこなうことを確認した。また、図書館・文書館・博物館などの公立機関に所蔵される熊谷市域に関する調査についても必要であるが、これは今後の課題として検討していくこととなった。

・『市史研究』について

『市史研究』の創刊号では、熊谷市に寄贈された下奈良飯塚泰久家文書の紹介が掲載されることとなった。同家文書は、すでに立正大学古文書研究会にて調査・目録作成がおこなわれており、専門調査員の細野健太郎氏（同会OB）にその史料紹介を執筆してもらったこととした。

五 近代専門部会

近代専門部会長 村田 安穂

編集開始以前は近現代部会を一つとする案であった。

しかし最近の日本史の学会では一九四五年度の終戦以後を現代史としてとらえ研究が進展していること、また熊谷市の場合、同年の中心地域での戦災を転機として大変貌を遂げたこと、さらに近年大合併が行われたこと、したがって近現代の熊谷の発展を語る史資料の量が多く本格的調査はこれからであること、市史の最後の刊行が平成三三年度で編集期間がずっと先であることを考えて、内容的には戦前・戦後で連続面も多いが近代と現代を二部会に分割した。もちろん編集活動上連携を密にしていこうことはいうまでもない。部会当日には以下のほか多くの話題がでた。

第一回 近代・現代合同専門部会、近代専門部会

(平成二〇年七月六日)

最初に近代・現代合同専門部会の顔合わせを行い、そのあと近代部会の会合を持ち年間計画を協議した。

通史を念頭に置いた近代の史資料収集に関して、時代区分については、最近の日本史では、近代は嘉永六年(一八五三)ペリーの来航から昭和二〇年(一九四五)の終戦までである。またこんにち時代前後の過渡期の記述が重視されている。近代の終期には熊谷では戦災があり、その後の復興と発展があつてこんにちに至っている。さかのぼって昭和期(昭和八年市制施行)から近代・現代両専門部会で一緒に取り扱うべきであろうとの意見がでた。なお市史の現代の終期については、編さんないし編集会議で決めることでもあり後日の検討課題とした。

第二回 近代専門部会(平成二〇年九月二一日)

今後の調査計画について話し合いをし、各委員の分野分担については政治・行政、産業・経済、社会・労働、教育・文化が考えられるが、当面決めず、とりあえず近代史資料に全員で一緒にあたって勉強しながらどういうテーマがたてられるか柔軟に考えていくことにした。終わりに市史編さん室所蔵文書の現況を説明をうけながら見学した。

第三回 近代・現代合同専門部会

(平成二〇年二月一六日)

合併や変貌の著しい熊谷の地域の現状の理解を深めて編集に役立てるため、現代専門部会と合同で第一回目として市内北部地域(妻沼中心)の巡検を行った(現代専門部会報告参照)。案内・解説は現代専門部会高橋信之専門調査員が担当した。

第四回 近代専門部会(平成二一年一月二五日)

会議では平成二一年度の活動計画について、市史編さん室をはじめ熊谷市立図書館・埼玉県立図書館・国立公文書館・東京大学法学部明治新聞雑誌文庫などで收藏する関係史資料を閲覧し、収集計画を立て、一部開始することにした。熊谷の近代の産業(製粉・製麺・製糸・染色・家具業)の史資料も早く調査を開始する必要があるとの意見がでた。また近代以降熊谷から市の内外を問わず各界で活躍した人々が輩出していることに注目するべきであるとの意見がでた。また成果を収めた前回に続いて今年度も市内の他地域の巡検を行

うことを決めた。最後に熊谷市立熊谷図書館所蔵の関係文書につき大井教寛主任の説明で收藏庫の現況を見学した。



市内巡検の様子(妻沼聖天山)

六 現代専門部会

現代専門部会長 黒須 茂

現代史の通史編・資料編の刊行は市史編さん計画の中では終末期であり、その点部会活動としては年次的に若干余裕もあり、本年度は部会の組織づくりと、現代史編さん計画の基本事項の作成に重点を置いた。尚現代史は「近代史部会」との結びつきが取り分け深いため、今後とも活動の連繫を強めるため、当初に合同の部会を開催し、今後必要に応じ合同部会を開くこととした。

第一回現代史部会（平成二〇年七月六日）

- ・前半 近現代史合同部会
- 委員紹介後意見交換となったが、初めての会合でもあり、深められた論議はなし、ただ近代、現代史の時代画期については、今後各部会で討議し、これらの討議を踏まえてまとめることとした。
- ・後半 現代史部会
- (一) 次回の部会の議題等について討議
- ①委員の担当分野の確定

②近現代の時代画期

③今後の調査計画等が話題となる。

(一) 当面の課題について論議

委員で、熊谷市域を熟知していない者もあり、また近年の変化も激しいので、「市内巡検」をする必要があるとの意見がでる。

第二回現代史部会（平成二〇年八月三日）

- 一、委員の担当分野の確定（主たる担当分野）
 - (一) 政治・行政（荒井委員）
 - (二) 産業・経済（小熊委員）
 - (三) 社会・労働（岸委員）
 - (四) 教育・文化（高橋委員）
 - (五) 総合・特別分野（黒須委員）
- 二、近現代史の時代画期について
 - ・昭和二〇年も一つの画期
 - ・遡って記述すべき分野等もある
 - ・近代部会との関係もあり継続審議とする
- 三、熊谷市域の巡検について
 - ・妻沼を中心とした北部地域の巡検とする。

・計画や当日案内役を高橋委員に依頼。

第三回現代史部会（近代史との合同部会）

熊谷市北部地域巡検（平成二〇年十一月十六日）

一、巡検箇所・地域（主要部分）

- ①上中条・常光院、中条堤
- ②葛和田・大龍寺、俵瀬地区
- ③福川水門、葛和田の渡し
- ④妻沼・聖天堂
- ⑤男沼・農業構造改善事業パイロット地区
- ⑥永井太田・能護寺、備前渠用水
- ⑦別府公園、湯殿神社
- ⑧西別府・安楽寺
- ⑨下奈良・集福寺

二、日程

- *午前一〇時 熊谷駅南口集合・出発 *昼食 聖天堂
- *午後三時半 熊谷駅北口で解散

三、巡検資料（高橋委員作成）

- *巡検地の概説 *中条堤付近の迅速測図 *男沼地区農業構造改善事業土地基盤整備図（実施前・実施後）

*巡検地付近二万五千分の一地形図

四、巡検概要

当日天候には恵まれなかったが、予定通り実施。巡検地間の移動は、市提供の車による。やや盛り沢山な計画で

あったため、時間不足で一部割愛したが、委員の認識を深めた巡検となる。



市内巡検の様子（男沼農業構造改善事業パイロット地区）

七 民俗専門部会

民俗専門部会長 飯塚 好

第一回民俗専門部会

日時 平成二〇年六月一四日(土) 午後二時より

場所 熊谷図書館四階第二会議室

内容 別編『民俗編』の編集方針と役割分担。平成二

〇年度の調査計画。社会生活、生産生業、年中行事、人の一生、信仰などについての分担を決定した。

平成二〇年度調査

(一) 熊谷市史民俗基礎調査

『民間信仰・口頭伝承(熊谷地域)』『民間信仰・口頭伝承(妻沼地域)』の概要の執筆をした。

「生産・生業(熊谷地域)」「生産・生業(妻沼地域)」の調査内容を事務局とともに検討し、それぞれの説明会においては、調査実施にあたっての講話を行った。

(二) 現地調査

妻沼地域の主に年中行事の調査を中心に行った。

調査地は、男沼、上小島、八木田、上江袋、市ノ坪、上根、

江波、西城、田島、日向、葛和田、大野である。民俗基礎調査『年中行事(妻沼地域)』の内容を見ながら追加調査を行った。

信仰、人の一生については、これまで行われてきた調査内容を検討した。



第1回 民俗専門部会

寄贈文書・資料の報告

(平成一九年四月～平成二〇年一二月 市史編さん室受入分)

熊谷市教育委員会社会教育課市史編さん室では、平成一九年四月から平成二〇年一二月の間に、次の四人の方から歴史資料の寄贈を受けました。

一 小島洋一氏 平成一九年一二月二七日受入

教科書・新聞など歴史資料 七五二点

二 飯塚泰久氏 平成二〇年八月一日受入

古文書など歴史資料 約一万点

三 新井重雄氏 平成二〇年九月三日受入

写真資料 七点

四 落合 氏 平成二〇年九月三日受入

古文書 二点

貴重な歴史資料をご寄贈いただいた方々に厚くお礼申し上げます。市史編さん室では、文書を保存して後世に伝えていくとともに、市史編さん事業に有効活用させていただきます。

次に、それぞれの文書についてご紹介します。

樋春小島洋一家文書について

市史編さん室

平成一九年(二〇〇七)一二月一〇日、市内在住の

小島洋一氏より熊谷市に対して、歴史資料を市史編さん室の史料として寄附したい旨の申出がありました。内容は、主に明治・大正・昭和期の教科書・雑誌・新聞等で

す。同月二十七日、熊谷市では、この申出の受け入れを決定し、受贈した歴史資料は妻沼展示館の収蔵庫に保管しました。以下、寄贈していただいた文書の紹介を致します。

樋春小島洋一家文書は、調査の結果、総数七五二点あり、内容は主に明治・大正・昭和期の教科書・雑誌・新聞等であることが確認できた。

教科書等は二二六点左右あり、いずれも明治一五年（一八八二）～昭和一〇年（一九三五）のもので、教科書として最古ものは明治一五年の「小学中等科読本」である。教科としては、国語・漢文・習字・作文・英語・修身・算術・地理・歴史・公民・理科・化学・物理・農業・唱歌等が確認でき、尋常小学・高等小学・中等のものが多い。

この教科書等の特徴的なことは、当然ではあるが、教科書に所蔵者の名前が記されていることである。ほとんどの教科書に小島家の人々の名前が記されており、人名ごとに並べることで、個人の教科書という蔵書の蓄積を知ることができよう。

また、この項目には教科書か判断のつげにくい書籍等も数点含めた。その中に、天保一五年（一八四四）に「小林用吉」なる人物によって写された「歌之中山夢物語」という写本がある。伝来の経緯は不明であるが、本文書群の最古の史料である。

雑誌等は七七点左右あり、いずれも昭和八～一六年のものである。主要なものは、財団法人大蔵財務協会編『財政』（昭和一一～一五年）三四点、帝国地方行政学会編『税』（昭和一一～一四・一六年）一五点、東京税務監督局編『財務協会雑誌』（昭和八～一一年）六点左右である。他に、東京税務監督局作成の税務等に関する講義案がまとまっている。税務関係の雑誌・講義案等が小島家には保存されてきたと言えよう。

新聞は四四九点左右あり、いずれも昭和期のもので、伝存している年代に偏りがみられる。以下、年代ごとに列記していく。尚、示した月はその月のものがあるということ。ことで一カ月分すべて伝存しているわけではないこと、日刊・夕刊の区別（または両刊揃い）までは確認していないこと、落丁しているものもあることをお断りしてきた。

昭和一五年は八九点あり、『東京朝日新聞』（三・七月）、『読売新聞』（三・七月）、『東京日日新聞』（六〜十二月）、『多摩日日新聞』（七月一三日）がある。

昭和一六年は一〇三点あり、『東京日日新聞』（一〜四月六日）、『中外商業新報』（三月二三日）、『報知新聞』（四月一六日）、『朝日新聞』（四月二九日）、『読売新聞』（四月二九日）、『毎日新聞』（六月一九日）がある。

昭和二六年は一二点あり、『毎日新聞』（一〇・十一月）、『読売新聞』（一〇月二〇日）がある。

昭和二七年は八点あり、『読売新聞』（四月二五日）、『東京日日新聞』（四月二六日）、『毎日新聞』（五・一一・一二月）がある。

昭和二八年は一七点あり、『毎日新聞』（一月）、『日本証券新聞』（二月二四日）がある。

昭和二九年は七一点あり、『毎日新聞』（五・七〜一〇月）、『関東新報』（八月三一日）、『朝日新聞』（九月一日）、

『内外タイムス』（九月一日）、『東京新聞』（九月）がある。

昭和三〇年は五八点あり、『毎日新聞』（一〜四月）、『読売新聞』（二月三日）、『産業経済新聞』（二月五日）、『東京新聞』（二月二二日）、『日本経済新聞』（二月二六日）、

『埼玉新聞』（四月三日）がある。

昭和三一年は九点あり、『朝日新聞』（八〜一〇月）がある。

昭和三二年は八二点あり、『朝日新聞』（一〜三・五〜七月）、『埼玉新聞』（六月九日）、『産経時事』（七月六日）、『毎日新聞』（七月）がある。

全体的に、昭和一五〜一六年は『東京日日新聞』、昭和二六〜三〇年は『毎日新聞』、昭和三一〜三二年は『朝日新聞』が多いという傾向がある。また、同日に複数の新聞を確認することができる。日付・記事等を詳細に検討することで、これらの新聞がなぜ伝存しているか、わかることがあるかもしれないが、今後の課題である。

（文責 栗原 健一）

下奈良飯塚泰久家文書について

細野 健太郎

平成二〇年（二〇〇八）七月一三日、市内在住の飯塚

泰久氏より、熊谷市に対して、約一万点の古文書を中心とする歴史資料を市史編さんの史料として寄附したい旨の申出がありました。同年八月一日、熊谷市では、この申出の受け入れを決定し、受贈した歴史資料は妻沼展示館の収蔵庫に保管されました（以下、寄贈していただいた歴史資料を「飯塚家文書」とします。）。

本稿はこの飯塚家文書の内容について、同家とその周辺の歴史を紐解きながら若干の紹介を試みるものです。

熊谷市域にはかつて、その富貴さゆえに「奈良のオダイン」と呼ばれる人々がいたという。この呼称をご記憶の方もおられるだろう。ここで紹介する飯塚家文書は、そうした家のひとつで、大切に守り伝えられてきたものである。「奈良」とは上奈良、中奈良、下奈良、奈良新田、四方寺を指すが、飯塚家は下奈良にあった。

下奈良は、熊谷市に所属する以前、明治二二年（一八八九）より昭和二九年（一九五四）まで奈良村の一大字であった。明治二二年以前は下奈良村と称しており、一般に「江戸時代」とされる時代より、旛羅郡の一村である。明和年間（一七六四〜一七七二）から幕末に

いたるまで、旗本七家による相給支配を受けていた。旗本七家のうち依田家が、飯塚家の土地の知行主である。

飯塚家当主は、一八世紀末から二〇世紀初まで、三代にわたって吉五郎を名乗った。初代吉五郎の父を浅右衛門という。享保一八年（一七三三）に生まれ、村内依田家知行地の組頭・名主を歴任、依田家より苗字帯刀御免となった人物である。その父も浅右衛門といった。飯塚家文書として遺されている一群の歴史資料は、吉五郎の祖父浅右衛門の時代のものを最古とする。

初代吉五郎は、宝暦七年（一七五七）に生まれ、寛政元年（一七八九）に名主を継いだ。文化六年（一八〇九）には割元名主ともなり苗字帯刀御免であった時期もある。旗本依田家の知行地は下奈良村以外にも四力村に所在し、これら知行地の取り纏め役が割元名主であった。

寛政八年に初代吉五郎の子として生まれた雅蔵は、二〇歳で家を継ぐとき吉五郎を名乗る。継嗣以前の経歴が一寸おもしろい。上野国新田郡下田嶋村には、岩松満次郎という幕府交代寄合格の住む武家館があった。岩松家は新田氏と足利氏の両系統の血を引き継ぐ一三世紀以来の名家である。この新田の殿様、現在の群馬・埼玉・長

野の養蚕生糸の盛んな地域では「猫絵の殿様」として知られていた。新田の殿様が描く猫の絵には、蚕の天敵である鼠除けの呪力があると信じられていた。この呪力に対する信仰と同時に、岩松家の由緒ある権威が周辺村々の人々から求められている。岩松家の権威によって自己の家格上昇を図ったものか、飯塚雅蔵は文化九年前後に岩松家に小姓として出仕し、その勤務日記を今に遺しているのである。

家を継いで吉五郎となつた雅蔵は、父同様に名主を勤めた。文久元年（一八六一）には、領主である依田信濃守政保が將軍の伊勢代参を仰せ付けられた際、その用人として記録を遺している。この際の御用留、入用帳、休泊記録類は、伊勢代参という儀礼の実態を明らかにしてくれる。また、荒川の用水を利用する奈良堰組合にも深く関わり記録を遺したことが、用水堰組合の歴史を詳らかにする。雅蔵はこれら実務にあたる上で、幕府法令、政治情勢、村の事件、助郷等多岐に亘る情報を収集し記録した。雅蔵は、孫の雅介が明治維新と同時期に家督相続し吉五郎となつてのち旧の名に復した。雅介の父は家を継ぐ以前に二六歳で没していた。

三代目吉五郎（雅介）は、村の行政に携わる一方で、明治一四年には下奈良郵便局を開設、郵便事業にも関わった。この際の記録は、当時の郵便行政の一端を明らかにする。

飯塚家は明治一八、九年、明治天皇の皇后が群馬県太田町に松茸狩りに赴く金山行啓の際、その休息所となる榮譽を得た。この行啓は「皇后宮行啓日誌」として記録され飯塚家文書のなかに遺されたが、当主である吉五郎は名望家として知られていたのである。

飯塚家文書は、この三代の吉五郎が生きた時代に作成されたものが中心である。先述の家の履歴にかかわる記録類が数多遺されていることは勿論であるが、なかでも量的に多いのが、商業関係の証文・帳簿・書簡・記録類である。こうした文書の遺り方が示すように、飯塚家を名望家と成したのは、商家としての勤勉、努力であった。初代吉五郎は醸造をその家業とした。三〇歳となる天明六年（一七八六）、熊谷宿において酒造を始める。屋号を浜名屋という。寛政元年、家督相続のため三三歳で下奈良村へと戻り、同時に酒造蔵も下奈良村へと移した。この時期、関東における酒造業はひとつの転機を迎えて

いた。一七世紀以来、幕府統治下の我が列島では、斯業は畿内・西国が優位であった。醸造量に懸隔があり殊に質の差は覆うべくもなかった。この状況に一石を投じようとしたのが、幕府の推進する「関東御免上酒試造」である。寛政改革の波は、関東各地の富農に「上酒」の試し造を促すことで関東酒造業の育成を図ったのである。関東各地の酒造家八〇人余がこれに参加をした。寛政二年から始まったこの政策に、当初より中心的に関わったのが吉田市右衛門である。

吉田市右衛門は、言うまでもなく下奈良村の富農であり、村内植村家知行地の名主であった。二代目となる市右衛門宗敬は、幕府へ多額の上納金を納めている。上納金は、「奇特差加金」とよばれ、幕府によつて金融市場に利貸され、その利金が幕府より農村側に下付される仕組みになっていた。幕府の本百姓経営の再建・維持政策である。市右衛門の上納金は、熊谷宿助郷や利根川筋堤・堰の普請等に利用された。市右衛門宗敬は安永五年（一七七六）より酒造を行つており、前述の幕府と市右衛門の關係は関東上酒の試造を命じることもなつた。

吉田市右衛門と飯塚吉五郎は、その知行主は異なると

いえど同じ村内に住む名主層である。吉五郎は、酒造を始める際も市右衛門の助力を得ていた。この誼から吉五郎は、「関東御免上酒試造」に寛政四年から参加することを得る。享和元年（一八〇一）には、市右衛門と並んで定行事ともなるのであつた。なお寛政一〇年からは醤油醸造も始めており、これにより浜名屋の醸造業はその基本的形態を整えている。初代は浜名屋創業期といえよう。

二代目吉五郎は、先代より酒造、醤油造を受け継ぎ、浜名屋営業の拡大を図つた。地域市場の変化に対応しつつ出蔵により販売網を拡大、消費都市江戸へと出荷する様子は、飯塚家文書中の経営帳簿や日記類より明らかにし得るところである。また膨大に遺された江戸の諸問屋衆よりの書簡は、当時の高い息吹を今に伝えてくれる。熊谷宿はじめ周辺村々の富農層との交誼も頻繁であり、吉五郎はまた、資産運用も巧みであつた。投資行動の記録である「大福帳」の記載を追うと、経営の方向性が浮かび上がってくる。結果、明治初年には九千両の資産が形成されることになつた。雅介に家督を譲り雅蔵に復したのちも、彼は亡くなる明治一五年まで家産の運用に深く関与していたようだ。浜名屋は二代目において発展を

遂げたのであった。

三代目吉五郎の時代は、展開期である。浜名屋の醸造業は、酒の醸造を止め醤油醸造単独の道を選び、その営業及び資産の拡大を進めた。先代からの経営努力は、屋号を地域ブランドとして根付かせていたと考えられる。

飯塚家はまた小作、養蚕経営も展開する。そして明治二〇年代には醤油醸造の一方で、県内・隣県の名望家層の出資を得て、埼玉煉瓦製造株式会社と埼玉土木会社を設立した。煉瓦製造への進出は、「日本近代資本主義の父」と呼ばれた渋澤栄一が日本煉瓦製造株式会社を設立した翌年のことであった。他方、土木事業は道路、鉄道、建築等と手広く、埼玉県第二尋常中学校（現、県立熊谷高等学校）創立時の校舎建築請負時の記録も遺している。こうした事業展開ののち飯塚家の醤油醸造部門は、三代目吉五郎没後も浜名屋の屋号とともに昭和一〇年代まで営業を続けている。

熊谷市域にはかつて、「浜名屋」の屋号で親しまれ百年以上つづいた老舗があった。この老舗の歴史は、商いでの出来事から、領主、行政との関わり、日々の暮らし向きに至るまで飯塚家文書が語ってくれる。そして飯塚

家文書は、市場の変化に対応する企業家の実像に迫り、在来産業発展の具体像を描き出す好材料として、今に伝えられているのである。

参考

- 飯塚貞保「昭憲皇太后御休息所奉仕の記」（『熊谷市郷土文化会誌』三六号、昭和五六年）
磯部孝明「五等郵便局の経営実態―埼玉県下、下奈良郵便局の事例―」（『郵便史研究』二二、平成一八年）
落合延孝『猫絵の殿様』（吉川弘文館、平成八年）
『武蔵国旛羅郡下奈良村飯塚泰久家所蔵文書目録』上・下巻（平成一四年・一六年）
『近世酒造業と関東御免上酒の展開』（平成一三年）
『新田岩松家小姓日記―武蔵国旛羅郡下奈良村飯塚雅蔵の記録―』（平成一五年）
『旗本依田氏伊勢参宮史料集―用人飯塚吉五郎の記録―』（平成一七年）
『近世後期の用水堰組合と用元・惣代役―荒川奈良堰用水組合を事例として―』（平成一八年）

『川端昭夫氏収集文書目録 附飯塚泰久家所蔵文書目録
補遺』(平成一九年)

(以上、立正大学古文書研究会編)

(ほその けんたろう 熊谷市史専門調査員)

石原新井重雄家資料

104頁参照のこと

弥生落合家文書

104頁参照のこと

熊谷市史編さん室 事務局活動報告

(平成一九年四月～平成二〇年三月)

I 古文書調査報告

熊谷市史編さん室では、各専門部会の活動の資料とするため、市史に関係する古文書について、目録作成などの基礎的な調査を行っている。市内等に所在することができるだけ多くの古文書について、調査を行いたいと考えている。

また、市内の古文書を次世代へ遺すために、古文書を長く良い状態で保存するための措置や、所蔵者に長く古文書を所蔵してもらったための啓発活動を行っている。

ここでは、まず、当室で行っている古文書調査の方法等について大まかに触れ、次いで、平成一九年度から二〇年度に調査が終了したそれぞれの文書について、簡単に報告する。

一 古文書調査の方法について

以下、手順に沿って説明する。

① 古文書の所在確認

平成一五年から一八年度に行った「古文書所在確認調査」(詳細は5～8頁参照)や、昭和五二年度に埼玉県が行った「古文書所在確認調査」の結果、市報「古い文書がありませんか」の記事を見た市民からの連絡などから、古文書を所蔵する個人宅や神社・機関の把握を行う。

② 所蔵者宅への訪問・古文書の借用

調査することの承諾が得られた所蔵者宅等に伺い、古文書の現状確認を行う。また、所蔵者からその家や地域についての聞き取り調査を行う。

古文書が借用できる場合は預かり、妻沼展示館に搬入する。借用できない場合は、現地で調査を行う。

③ 古文書の掃除、封入、箱詰め

古文書のちりやほこり、鼠糞などを落とし、きれいにする。その後、原則として一点ずつ、中性紙製の専用封筒に封入する。この封筒は、劣化しにくいため、長期間の保存が可能になる。

古文書を封入した封筒は、中性紙ダンボール製の資料保存箱に入れる。この箱は、やはり劣化しにくいため、長期間の保存が可能となる。資料保存箱内には、防虫剤を入れる。

借用した文書については、この作業が終わった後、妻沼展示館内の収蔵庫に収納する。

④ 古文書情報の記入

古文書を封入する専用封筒には、古文書の所蔵者、古文書番号、題名（内容）、差出、宛名、年代、形態、備考等を記入する欄がある。これらについて、一点ずつ古文書を解読して記入していく。

⑤ 写真撮影・写真データの整理

古文書の一点一点について、原則としてデジタルカメラ

ラで撮影する。撮影後の写真データについては、整理・



妻沼展示館 収蔵庫内

保存作業を行う。また、写真データをA4用紙に出力し、簿冊形式にまとめる。

⑥ 古文書情報の入力（目録の作成）

専用封筒に記入した古文書の情報について、デジタル入力を行い、目録を作成する。

この目録は、専用封筒に付してある番号と照合できるため、すぐに目当ての古文書が取り出せるようになる。

⑦ 古文書群についての解説作成

まとまった数のある古文書群については、解説を作成する。

⑧ 確認、古文書の返却

最後に、借用してきた古文書の数と、整理後の古文書の数が同じかどうか確認する。

調査が終了した後、古文書所蔵者に、借用した古文書を返却する。この際、所蔵者に古文書が地域の歴史にとつて重要であることを伝え、長く良い状態で保存してもらえようをお願いをする。

なお、一部の古文書については、他団体の協力を得ながら調査を行っている。

「くまがや古文書学習・研究会」には、いくつかの古

文書群について、古文書を解読して専用封筒に記入する活動をしてもらっている。また、「立正大学古文書研究会」には、下奈良飯塚誠一郎家文書について、市史編さん室と共同で調査を行ってもらっている。

二 調査終了文書の紹介

【平成一九年度古文書調査報告】

太井石井義男家文書 三七九点

近世・近代文書。近世に石井家は太井村名主代・百姓代を勤め、嘉永二年（一八四九）には、二町八反七畝歩余の田畑を所持していた。本文書群は、村政・商業・金融・家関係が中心である。初見は寛文十一年（二六七二）「大井之郷亥御年貢田畠二可」。近代では金融関係文書が多い。

飯塚鈴木進家文書 八二二点

近世・近代文書。近世に鈴木家は飯塚村名主を勤めた。旗本勝手賄関係が多く、用水・金融・地誌御調御用関

係文書がある。初見は宝暦十一年（一七六一）「居屋敷田畑持高名寄手帳」。近代では修業・卒業証書が多い。

八木田大槻家文書 三八四点

妻沼小島小林利雄家文書 一三九点
近世・近代文書（但し近世は一点）。近世に小林家は小島村名主を勤めた。近代の家関係文書が中心である。

近世・近代文書。近世に大槻家は八木田村の旗本玉虫氏知行所名主を勤めた。支配・村政・土地・金融・用水・交通・文化関係文書が中心である。初見は寛文七年（一六六七）「算福記之下卷（写）」。近代では雇人・金融関係文書が多い。

戦争関係・旅行関係文書や土地売買関係書類、村税の領収書が多い。

東別府権田不二夫家文書 一八〇点

川原明戸松本清二家文書 一六七点

近世・近代文書。初見である天和三年（一六八三）「御繩入絵図」に記された由緒書によると、松本家は五郎兵衛が本田村（現在、深谷市）の松本孫重郎家から分家したとある。近世の刊本・写本が中心である。

近世・近代文書。「麦翁」権田愛三を輩出した家である。近世では、支配・村況・家・寺（香林寺）関係文書が中心である。尚、「麦翁」関係の文書は、葛飾区郷土と天文の博物館によって一部分目録作成がされている。

妻沼田島美代家文書 七点

近代文書。明治から昭和期にかけての結納関係・戸籍謄本・戦争関係文書が中心である。いずれも家関係の文書であり、書状が多い。

妻沼長谷川眞一家文書 一三点

近世・近代文書。近世では土地・奉公人・絵図関係文書が中心である。初見は貞享元年（一六八四）「堀田筑前守様御檢地上宿屋鋪割之形（写カ）」。近代では村況関係文書が多い。明治九年（一八七六）「三町為取替議定書」がある。

大野大島浩家文書 三四点

近世・近代文書。近世は文久三年（一八六三）「御年貢納帳」と慶応四年（一八六八）「三組反別帳」の二点で、近代の小作・養蚕業・金融・雇人関係文書が中心である。

東別府個人蔵文書 三点

高札が二点ある。天和二年（一六八二）「きりしたん札」と貞享二年（一六八五）二月二日「鉄砲打囃託札」。熊谷市立図書館発行の『高札』（平成四年）に、写真及び翻刻文が掲載されている。ほかに、奥原晴湖の書がある。

妻沼堀越尚二家文書 七点

近世・近代文書。近世は質地証文・奉公人請状等がある。近代では明治一三年（一八八〇）「地券」、「妻沼村絵図写」がある。

出来島栗原英雄家文書 二点

近世・近代文書。二点ともに絵図である。天明元々四年（一七八一〜一七八四）「出来島村反別絵図」、明

治九年（一八七六）「埼玉県管轄第八大区五小区出来島村地籍図」である。

原井井上勲家文書 八三点

近世・近代文書。井上家は近世には原井村名主、近代には戸長・村長・西別府村連合会議議長等を勤めた。近世は、絵図・水利・土地・宗教・文化関係文書が中心である。初見は延宝四年（一六七六）「道ヶ谷戸・八木田・原井村論所立会絵図」であり、絵図の豊富さが本文書群の特徴となっている。近代では行政関係文書が多い。

柿沼龍昌寺文書 一点

龍昌寺が古書店から購入した柿沼村の天保一一年（一八四〇）「五人組帳」。弘化三（一八四六）・嘉永五（一八五二）・安政五（一八五八）・元治元年（一八六四）の百姓連印が確認できる。

日向島田道郎家文書 三五一一点

近世・近代文書。島田家は戦国時代羽生城主木戸氏に

仕えており、日向城主であったと考えられる。近世には、神道関係の諸職を歴任した。神道関係文書・書籍が中心である。初見は寛文二三年（一六七三）「補任三僧祇職事（補任状）」。特に明治前期の神道関係文書が豊富である。

樋春小島洋一家文書 七五二点

90〜92頁参照。

代田中賢一家文書 四点

近世・近代文書。近世では、安政四年（一八五七）に土御門殿江戸役所吉川筑前から熊谷宿阿部左近に出された「定（神道職札）」等がある。近代では、明治期の代村「地引帳」等がある。

妻沼田島良生家文書 六四三点

近世・近代文書。田島家は近世に聖天宮の祢宜を勤めた。近世では、神社・商業・旅日記関係文書が中心である。初見は安永八年（一七七九）「質奉公人請状之事」。近代では絵図（字限図）・戦争・文化関係文書が多い。

特に「旧日記並御一新二付出願面雜書目録」が重要である。

【平成二〇年度古文書調査報告】

三ヶ尻幸安寺文書 四七九点

近世・近代文書。幸安寺は文亀二年（一五〇二）開山。近世は幸安寺の除地・金融・戸口に関するものを中心となる。初見は天和三年（一六八三）「幸安寺境内之儀除地書付写」等。近代は小字の番地図が多い。

代細井平六家文書 二点

近代文書。大正十一年（一九二二）「理髪店営業認可証」、「熊谷名所グラフ（写真集）」である。

弥生廣川文書（所蔵者関田宗兵氏） 九点

近代文書。昭和初期の大福帳・印章が中心となる。初見は明治三〇年（一八九七）「新築扣」があり、明治四一年（一九〇八）「料理店営業継承許可証」がある。

石原新井重雄家資料 九点(内七点寄贈)

借用資料は、昭和五年(一九三〇)「熊谷大橋」、
「原小学校」の写真。

寄贈史料は、昭和五〇年代に着工した上石原・伊勢町
付近の新幹線高架工事の写真、石原駅の写真がある。

弥生落合家文書 二点(内二点寄贈)

近世・近代文書。広瀬村の史料。初見は安政二年
(一八五五)「万板割控帳」。写本が中心となる。

寄贈史料は、寛政二年(一七九〇)(写)「(刑罰御定書)」、
文政一〇年(一八二七)「御取締筋組合議定為取替連
印帳」である。

間々田個人蔵文書 一点

近代文書。明治一二年(一八七九)の「村誌書上簿」
である。差出は間々田村戸長椎橋貞作で、宛所は埼玉
県令白根多助である。「武蔵国郡村誌」作成のため提
出した間々田村分の控えと考えられる。

下増田新井三郎家文書 五六〇点

近世・近代文書。新井家は近世に下増田村名主を勤め
た。支配・鷹場・年貢・村況・水利・道中記関係文書
が中心である。初見は寛永一四年(一六三七)「(あら
川・ミかぢり村周辺絵図)」・同年「(三ヶ尻より西別
府江之内水口絵図)」。近代では選挙関係文書が多い。

石原関口毅家文書 一九七点

近世・近代文書。関口家は近世に助郷惣代、近代に組頭・
准副戸長・大麻生堰組合惣代を勤めた。助郷関係文書
がまとまっている。他に村況・用水・東漸寺関係文書・
書籍等がある。初見は天保四年(一八三三)「武州大
里郡字御正堰組合六ヶ村用水坑樋御普請出来形帳」。

佐谷田田ヶ谷家文書 六〇四点

近世・近代文書。田ヶ谷家は、中世、常陸下妻城主で
あった多賀谷氏の末裔とされる。近世は、佐谷田村の
地主であり、文書は暦・土地関係が多い。初見は天保
一一年(一八四〇)「天保一二年暦」。近代は土地・教
科書関係が多い。

下奈良集福寺文書 三三四点

近世・近代文書。集福寺は永仁六年（一二九八）に開山。近世は朱印状（写）・絵図・村・本末関係文書が中心である。初見は天正一八年（一五九〇）「禁制（豊臣秀吉禁制）」。近代は書簡・金融関係文書が多い。

弁財大島清和家文書 六六八点

近世・近代文書。大島家は近世に弁財村名主を勤めた。支配・土地・年貢・村政・村況・戸口・水利・交通・金融・寺院・家・旅日記関係文書が中心である。初見は慶長一五年（一六一〇）「弁才之村戊御年貢可納御割付之事」。近代では租税・産業・金融関係文書が多い。

本石志村葉子家文書 三点

近世・近代文書。志村家は代々医者を勤める。前当主志村忠夫氏が著した、『町医者三百年』によると、初代の養朴は、慶安二年（一六四九）に生まれ、天和三年か、貞享元年頃（一六八三〜八四）に石原村で医業を開業したとある。初見は万延元年（一八六〇）「立菴日録」。八代立菴の日記であり、当時の医師の日常

を知る貴重な史料といえる。

妻沼小池瑞枝家文書 三五一一点

近世・近代文書。小池家は妻沼村で染物業や製糸業を勤めていた。七代目久兵衛の長男に小池水齋がいる。水齋は寺門静軒をむかえ、両宜塾を開いた。近世・近代共に書画をはじめとする文化関係の文書が中心となる。「両宜塾記」、「寺門静軒書」等、貴重な書画がある。また、両宜塾最年少者の田中正彞関連の文書が多い。

最後に、古文書の調査をさせていた、たいした所蔵者の方々に厚くお礼申し上げます。

（文責 一 蛭間健悟 二 栗原健一・水品洋介）

II 民俗基礎調査報告

一 調査の意義

熊谷市民の日々の生活様式や日常行われている行事、風習、儀礼などが社会の急激な変化の影響を受けて、多くのものが失われたり、行われなくなってきた。また、古くからの風習や儀礼を知っている年代から代替わりの時期にきている。これら民俗に関する調査を早急に行わないと、記録として残すことが不可能になってしまうことから、民俗基礎調査は、熊谷市史編さん委員会が発足する以前の段階から着手した。

二 調査の計画

市史編さん室では、右の理由に基づき平成一五年八月一日に「熊谷市史編さん民俗基礎調査実施計画」を策定し、民俗に関する様々な基礎調査を年次計画により実施することとして位置づけた。実施計画は数回改正を行ってきたが、現段階の年次計画については別表1のと

おりである。

この計画に基づき、平成一五年度から熊谷地域（旧熊谷市）で、また、平成一七年度から妻沼地域（旧妻沼町）で毎年一つの分野について調査を行っており、調査票を集約し、調査票から考察した総論などを掲載し熊谷市史調査報告書民俗編としてとりまとめ刊行してきた。

なお、平成一五年度から一八年度までは、市立熊谷図書館市史編さん室が、平成一九年度からは、熊谷市の組織改正により社会教育課市史編さん室が担当した。

三 調査の方法

調査票は、それぞれの分野に関する項目について指導者の助言のもとに事務局（市史編さん室）が作成した。

調査員として熊谷市郷土文化会会員・妻沼地域文化財調査研究会会員・市立熊谷図書館美術郷土クラブ会員・市報などの募集記事で応募された方・前回の調査で調査員を受けていた、いただいた方に引き続きお願いするなど、多くの市民の方々に委嘱し、調査に御協力をいただいた。調査を実施するに当り、委嘱状の交付式及び説明会を

開催し、民俗基礎調査を行う趣旨・目的及び留意事項・調査票の記入方法について説明した。また、調査員に質問内容をより深く理解し調査が順調に行えるよう指導者からの解説・講演も合わせて行った。

調査対象は、調査員自身の家や交流のある家、古くからの家、昔のことをよく知っている家を選び、調査の日程は、調査員と相手（話者）の都合で決めて訪問していただいた。

調査は、聞き取りによる方法を基本とし、配布した調査票の質問に沿って調査員が質問し、その回答を整理し、とりまとめて調査票に記入していただいた。

調査票は事務局で受付し、入力作業を行った。入力後、活字にしたものをまず事務局が内容確認・校正を行い、回答内容の不明な点など再確認が必要な箇所などをチェックした。その後、この調査票を再び調査員に戻して、校正及び内容確認を行っていた。さらに、話者への確認が必要なことについては調査員から確認をしていた。いただいたほか、事務局が直接確認したものもある。

このような校正を事務局と調査員が行った後に、調査報告書として指導者による分析とまとめを総論として加

【別表1】

調 査 名	熊谷地域	妻沼地域
年 中 行 事	平成 15 年度～ 16 年度	平成 17 年度
食 生 活	平成 16 年度～ 17 年度	平成 17 年度～ 18 年度
衣 生 活	平成 17 年度～ 18 年度	平成 22 年度～ 23 年度
人 の 一 生	平成 18 年度～ 19 年度	平成 18 年度～ 19 年度
民間信仰・口頭伝承	平成 19 年度～ 20 年度	平成 19 年度～ 20 年度
生 産 ・ 生 業	平成 20 年度～ 21 年度	平成 20 年度～ 21 年度
住生活・交通・交易	平成 21 年度～ 22 年度	平成 21 年度～ 22 年度

えたものを、印刷・発行した。

なお、これらの調査に関係した内容の古い写真などを所有している方には、提供のお願いを併せて行った。話者から提供していただいた写真は、話者の調査票のペーシ内に合わせて掲載するようにした。

それぞれの調査に参加していただいた調査員数及び件数（調査を受けた方）は別表2のとおりである。

四 平成一九年度の基礎調査及び報告書の刊行

《基礎調査》

(1) 人の一生

人が生まれることに関わる儀礼、オビトキや七五三など子どもが丈夫に育つように願う儀礼、成人してとして一人前になり社会の重要な要素である家族とのかかわりが深い結婚に関する儀礼、そして、人生の終末に関する死とそれに対応する葬儀など様々な儀礼を対象に妻沼地域で調査を行った（熊谷地域は平成十八年度で調査を終了）。

平成一九年二月二〇日、調査員に委嘱状を交付、説明

【別表2】

年 度	調査名	地域	調査員	調査件数
平成 16 年度	年 中 行 事	熊谷	60 人	165 件
平成 17 年度	食 生 活	熊谷	91 人	235 件
	年 中 行 事	妻沼	57 人	136 件
平成 18 年度	衣 生 活	熊谷	69 人	159 件
	食 生 活	妻沼	52 人	104 件
平成 19 年度	人 の 一 生	熊谷	51 人	116 件
		妻沼	45 人	87 件
平成 20 年度	民 間 信 仰 ・ 口 頭 伝 承	熊谷	49 人	110 件
		妻沼	39 人	76 件

会を開催し調査を開始した。説明会に合わせて、民俗研究家の飯塚好氏から講話をしていただいた。

調査期間は平成一九年一月二〇日までであった。

(2)民間信仰・口頭伝承

それぞれの家における屋敷内や敷地内の神、組（クルワ・小字・隣組など）で祀る神、講・堂・庵などの民間信仰、地域に伝わる伝説や昔話、遊び歌、年中行事に関わる歌、子守歌や童詞などの口頭伝承、ことわざや前兆・予知、民間療法などに関する民間知識について熊谷・妻沼地域で調査を行った。

熊谷地域では、平成一九年九月二八日、調査員に委嘱状を交付、説明会を開催。調査期間は平成一九年一月二〇日までであった。

妻沼地域では、平成二〇年一月二八日、調査員に委嘱状を交付、説明会を開催。調査期間は平成二〇年四月三日までであった。

それぞれの説明会において、「民間信仰・口頭伝承調査の実施にあたって」と題して、熊谷市史民俗部会専門委員・民俗研究家の飯塚好氏から講話をしていただいた。《調査報告書の刊行》

(1)人の一生（熊谷地域編）平成一九年九月二〇日発行

A4版 五一九頁

第一章 調査の経緯と質問事項

第二章 総論（調査結果の分類・分析）

第三章 調査票

※各調査報告書の構成は三章から成り、この報告書と同様となっている。

一部 一〇〇〇円で有償頒布

(2)人の一生（妻沼地域編）平成二〇年一月一八日発行

A4版 五一九頁

一部 一〇〇〇円で有償頒布

五 平成二〇年度の基礎調査及び報告書の刊行

《基礎調査》

(1)生産・生業

農業については稲作や麦作、養蚕、畑作などにかかる地域環境や変遷、作業の内容や使用した道具、生産暦、牛馬の利用、用水の利用、農休みなど、集落での職人や商人についてはそれぞれの種類や仕事・商いの内容、行

商人など、また、狩猟・漁については種類や方法・捕つたものの利用についてなど、そして、平地林については利用方法などについて調査を行った。

熊谷地域では、平成二〇年九月二二日、調査員に委嘱状を交付、説明会を開催し、調査期間は平成二〇年一月二五日までであった。

妻沼地域では、平成二〇年一月一七日、調査員に委嘱状を交付、説明会を開催し調査を開始した。調査期間は平成二一年四月三〇日までで、現在実施中である。

それぞれの説明会において、「生産・生業調査の実施にあたって」と題して、熊谷市史民俗部会専門調査員の内田幸彦氏から講話をしていただいた。

《調査報告書の刊行》

(1) 民間信仰・口頭伝承（熊谷地域編）

A4版 三八〇ページ

平成二〇年九月二〇日発行

一部九〇〇円で有償頒布

(2) 民間信仰・口頭伝承（妻沼地域編）

平成二〇年一月一五日発行

A4版 三二〇ページ
一部九〇〇円で有償頒布

（文責 山本 喜久治）

III 市史編さん業務日誌（抄）

（平成一九年四月～平成二〇年二月）

6・7	小川町視察		
6・8	大里村史資料の移動		
6・19	妻沼清水徳男家調査		
6・20	妻沼田島良生家文書の借用		
6・20	妻沼歎喜院文書調査及びび聖天堂視察		
6・26	第一回埼玉県文書調査委員会議		
7・1	市史編さん委員公募開始		
7・3	間々田青木次雄家文書借用		
7・4	原井井上勲家文書借用		
7・19	妻沼聖天山歎喜院文書調査		
7・20	妻沼聖天山歎喜院文書調査		
7・24	第一回埼玉協専門研究委員会		
7・25	市史編さん委員公募締め切り		
7・30	市史編さん委員公募委員審査会		
8・1	くまがや古文書学習・研究会との共同文書調査 （以下「くまがや古文書学習・研究会文書調査」とする。）		
8・8	妻沼田島美代家文書借用		
8・2	飯塚鈴木進家文書返却、借用		
6・7	社会教育課に市史編さん室設置（事務所を妻沼展示館内に置く。）		
4・3	市立熊谷図書館より資料等の移動		
4・13	久喜市久喜公文書館視察		
5・9	埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（以下「埼玉協」とする。）第一回理事会（埼玉県立文書館）		
5・17	保存期限満了の行政文書の収集（第二文書庫、佐谷田文書庫）		
5・18	保存期限満了の行政文書の収集（第二文書庫、妻沼行政センター、江南行政センター）		
5・21	保存期限満了の行政文書の収集（江南行政センター、大里行政センター）		
5・30	太井石井義男家文書の返却・借用		
6・1	埼玉協総会（埼玉会館）		

8・6	定例教育委員会において市史編さん委員の承認	10・1	第二回市史編さん委員会
8・7	妻沼小島小林利雄家文書借用	10・3	八木田大槻家文書返却
8・8	くまがや古文書学習・研究会文書調査	10・3	くまがや古文書学習・研究会文書調査
8・21	日向島田道郎家文書借用	10・6	東別府権田不二夫家文書返却
8・22	くまがや古文書学習・研究会文書調査	10・10	妻沼長谷川眞一家文書返却
8・29	くまがや古文書学習・研究会文書調査	10・10	大野大島浩家文書返却
8・31	第一回市史編さん委員会 教育委員会から市史編さん委員会へ諮問	10・10	くまがや古文書学習・研究会文書調査
9・5	くまがや古文書学習・研究会文書調査	10・12	民俗基礎調査(民間信仰・口頭伝承) 調査員説明会(熊谷地域二回目)
9・10	妻沼小島小林利雄家文書返却	10・16	行田市視察
9・11	川原明戸松本清二家文書返却	10・23	市史編さん委員会答申書の提出
9・12	くまがや古文書学習・研究会文書調査	10・24	下奈良集福寺調査
9・14	第二回埼玉協専門研究委員会	10・25	埼玉協理事会、研修会(朝霞市)
9・19	くまがや古文書学習・研究会文書調査	10・30	下増田新井三郎家古文書借用
9・20	市史(旧熊谷市編)調査報告書民俗編第四集「人の一生」刊行	11・3	定例教育委員会において答申書承認
9・27	妻沼田島美代家文書返却	11・6	東別府個人蔵文書調査
9・28	民俗基礎調査(民間信仰・口頭伝承) 調査員委嘱式及び説明会(熊谷地域)	11・7	柿沼龍昌寺文書借用
10・1	間々田青木次雄家文書返却	11・7	くまがや古文書学習・研究会文書調査
		11・12	太井石井義男家文書返却
		11・12	妻沼堀越尚二家文書借用

11・14	出来島栗原英雄家文書返却	1・16	くまがや古文書学習・研究会文書調査
11・14	下奈良飯塚誠一郎家文書調査	1・18	市史(妻沼地域編)調査報告書民俗編第四集「人の一生」刊行
11・14	くまがや古文書学習・研究会文書調査		
11・16	弁財大島清和家文書借用	1・28	民俗基礎調査(民間信仰・口頭伝承)調査員委嘱式及び説明会(妻沼地域)
11・28	熊谷市史編集委員設置規則施行	1・29	妻沼田島良生家文書返却
11・30	埼玉協視察研修会(神奈川県寒川町)	1・30	くまがや古文書学習・研究会文書調査
12・5	代田中賢一家文書借用	1・31	第二回埼玉県文書調査員会議
12・5	原井井上勲家文書返却	2・5	下奈良飯塚誠一郎家調査
12・5	くまがや古文書学習・研究会文書調査	2・6	文書資料取扱講習会(県立文書館)
12・12	柿沼龍昌寺古文書返却	2・6	くまがや古文書学習・研究会文書調査
12・13	本石竹井輝彦家訪問	2・13	下奈良飯塚誠一郎家文書借用
12・17	弥藤吾大山雄三氏に聞き取り調査	2・18	三ヶ尻幸安寺文書調査
12・19	第三回埼玉協専門研究委員会	2・19	第四回埼玉協専門研究委員会
12・19	くまがや古文書学習・研究会文書調査	2・20	くまがや古文書学習・研究会文書調査
12・25	日向島田道郎家文書返却	2・21	立正大学古文書研究会との共同調査(飯塚誠一郎家文書・25日)
12・27	樋春小島洋一家文書寄贈受入		
1・9	新堀中村定弘家文書借用	2・28	くまがや館「大和屋の歴史展」視察
1・9	代田中賢一家文書返却	3・5	くまがや古文書学習・研究会文書調査
1・11	妻沼地域文化財調査研究会に民俗基礎調査協力依頼	3・7	立正大学古文書研究会との共同調査(飯塚誠一郎家文書)

3・10	郎家文書・(12日)	5・13	保存期限満了の行政文書の搬入(妻沼行政センター)
3・12	石原関口毅家文書調査	5・14	保存期限満了の行政文書の搬入(第二文書庫、佐谷田文書庫)
3・13	代細井平六家文書借用	5・15	保存期限満了の行政文書の搬入(江南行政センター)
3・18	佐谷田田ヶ谷家文書借用	5・17	保存期限満了の行政文書の搬入(大里行政センター)
3・19	市立熊谷女子高校資料調査	5・19	保存期限満了の行政文書の搬入(第一回中世専門部会)
3・19	久保島松岡巖家文書借用	5・27	川田恒雄家文書の返却立会い及び借用
3・19	くまがや古文書学習・研究会文書調査	5・28	埼玉史協総会(春日部市教育センター)
3・24	第一回熊谷市史編集会議	5・29	熊谷系図、蓮生自筆書状調査(尊経閣文庫・大東急記念文庫など)
3・28	市立熊谷女子高校資料調査	6・3	三ヶ尻黒田勇家文書調査
		6・5	佐谷田田ヶ谷家文書調査
		6・10	代細井平六家文書返却
		6・11	三ヶ尻黒田勇家文書借用
		6・12	第一回埼玉史協専門研究委員会
4・9	旧市立熊谷女子高校資料搬入	6・14	第一回民俗専門部会
4・14	弥生廣川文書借用	6・18	下奈良飯塚誠一郎家文書箱等返却
4・17	下川上瀨泉寺・上之泰蔵院文書調査		
4・23	妻沼小池瑞枝家文書借用		
5・2	立正大学古文書研究会との共同調査(飯塚誠一郎家文書・(5日))		
5・7	三ヶ尻幸安寺文書調査(8日)		
5・7	旧三尻村役場文書調査		
5・11	下奈良飯塚泰久家文書調査		

【平成二〇年度】

6・18	弥生廣川文書返却		郎家文書・く11日)
6・21	第一回考古専門部会	8・8	熊谷市郷土文化会に民俗基礎調査協力依頼
6・25	第一回近世専門部会	8・12	第二回中世専門部会
6・27	第一回埼玉県文書調査員会議	8・21	青山根岸友憲家調査
7・3	間々田個人蔵文書借用	8・21	立正大学古文書研究会との共同調査(飯塚誠一 郎家文書・く25日)
7・6	近代・現代合同第一回専門部会		
7・13	下奈良飯塚泰久家文書借用	8・26	埼玉協史専門研究委員会視察(久喜市)
7・16	新堀森田八重子家文書調査	8・27	第一回編さん委員会
7・17	熊谷図書館収蔵庫内文書・資料調査	9・1	永井太田掛川真純氏文書借用
7・18	埼玉協史実務研修会	9・2	妻沼堀越元雄氏収集文書借用
7・24	弥生落合家文書借用	9・3	下奈良集福寺文書調査(く4日、9日)
7・24	石原新井重雄家資料借用	9・3	弥生落合家文書返却・一部寄贈受入
7・29	妻沼展示館内収蔵庫整理	9・3	石原新井重雄家資料返却・資料寄贈受入
7・30	飯塚鈴木進家B文書返却	9・10	第二回考古専門部会
8・1	下奈良飯塚泰久家文書寄贈受入	9・11	小泉田所恒行家文書借用
8・3	第二回現代専門部会	9・12	立正大学古文書研究会との共同調査(飯塚誠一 郎家文書・く16日)
8・4	永井太田掛川真純家文書借用		
8・4	三ヶ尻幸安寺文書調査報告	9・20	民俗編調査報告書第五集民間信仰・口頭伝承(熊 谷地域編) 刊行
8・6	下奈良飯塚誠一郎家訪問		
8・7	立正大学古文書研究会との共同調査(飯塚誠一	9・21	第二回近代専門部会

9・22	民俗基礎調査（生産・生業）調査員委嘱式及び 説明会（熊谷地域）	11・16	近代・現代専門部会合同市内巡検
9・25	第二回埼玉協専門研究委員会	11・17	第三回中世専門部会
9・28	第一回編集会議	11・17	遺物実測図委託現地調査
9・29	間々田個人蔵文書返却	11・19	上中条常光院文書調査（21日）
10・1	新堀中村定弘家文書返却・借用	11・19	くまがや古文書学習・研究会文書調査
10・1	下増田新井三郎家文書返却・調査	11・22	四方寺吉田康久家文書調査
10・1	くまがや古文書学習・研究会文書調査	11・26	第二回近世専門部会
10・6	第二回埼玉県文書調査員会議	12・3	くまがや古文書学習・研究会文書調査
10・10	八木田大槻椒家文書返却	12・4	本石竹井輝彦家文書調査
10・10	下増田観音寺調査	12・10	上中条常光院漢籍・聖教等借用
10・16	大里村史資料の移動	12・12	下奈良飯塚誠一郎家文書調査中間報告
10・24	上中条常光院調査	12・15	民俗編調査報告書第五集民間信仰・口頭伝承（妻沼地域編）刊行
10・25	第一回古代専門部会	12・16	佐谷田田ヶ谷家文書返却
10・29	県立文書館民俗関係文書写真撮影	12・17	民俗基礎調査（生産・生業）調査員委嘱式及び 説明会（妻沼地域）
10・29	くまがや古文書学習・研究会文書調査	12・17	くまがや古文書学習・研究会文書調査
10・30	本石志村葉子家文書借用	12・18	妻沼小池瑞枝家文書返却
10・31	石原関口毅家文書返却	12・18	旧市立熊谷女子高校資料の移動
11・5	くまがや古文書学習・研究会文書調査		
11・7	上之小鮎昌雄家文書借用		

IV 事務局紹介

熊谷市教育委員会

教育長

教育次長（平成一九年度）

教育次長（平成二〇年度）

社会教育課長

野原 晃

増田 和己

大山 整治

関口 和佳

市史編さん室

市史編さん担当副参事

主幹兼室長

主任

嘱託

根岸 敏彦

山本喜久治

蛭間 健悟

栗原 健一

水品 洋介

井口 雄次

高井 直美

廣瀬 典雅

松葉 弘美

三俣 美加

望月 潤一

山口 麻緒

臨時職員

参 考 資 料

一 熊谷市史編さん委員会条例

平成十九年六月二十九日

条例第二十四号

(設置)

第一条 熊谷市史（以下「市史」という。）の編さんのため、熊谷市史編さん委員会（以下「編さん委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 編さん委員会は、熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、市史の編さんに関する基本方針及び基本計画について調査審議し、答申する。

(組織)

第三条 編さん委員会は、委員十一人以内で組織する。

二 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 文化財保護審議会委員
(3) 知識経験を有する者

(4) 市民団体の代表者

(5) 公募による市民

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 編さん委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

二 委員長は、会務を総理し、編さん委員会を代表する。

三 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 編さん委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

二 編さん委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

三 編さん委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、編さん委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この条例は、平成十九年七月一日から施行する。

二 熊谷市史編集委員設置規則

平成十九年十一月二十八日

教育委員会規則第三十五号

(趣旨)

第一条 この規則は、熊谷市史編集委員（以下「編集委員」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 熊谷市史（以下「市史」という。）を編集するため、次に掲げる編集委員を置く。

- (1) 監修者 一人
- (2) 専門委員 十二人以内
- (3) 専門調査員 五十人以内
- (4) 協力員 若干人

二 編集委員は、熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

三 編集委員の任期は、次条に規定する任務が終了するまでとする。

四 教育委員会は、前項の任期中であっても、特別の事由があるときは、編集委員の職を解くことができる。

(任務)

第三条 編集委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 監修者は、専門委員及び専門調査員の市史に関する調査研究、執筆及び編集の指導及び助言を行い、市史の監修に当たる。

- (2) 専門委員は、市史に関する調査研究、執筆及び編集を行う。

- (3) 専門調査員は、専門委員の指示に従い、市史に関する資料の収集、調査研究及び執筆を行う。

- (4) 協力員は、専門委員又は専門調査員の指示に従い、市史に関する資料の収集及び調査研究を行う。

(編集会議)

第四条 市史の編集を円滑に行うため、編集会議（以下

「会議」という。）を置く。

二 会議は、監修者及び専門委員をもって構成する。

三 会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

四 会議は、議長が招集する。

(専門部会)

第五条 市史の編集に際し、時代及び分野別に資料の収

集、調査研究、執筆及び編集を行うため、専門部会を置く。

二 専門部会は、専門委員、専門調査員及び協力員で構成する。

三 専門委員は、専門部会の部会長となる。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、編集委員に關し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

古い文書や写真をお持ちではありませんか？

— 市史編さん室からのお願い —

現在、市史編さん室では、熊谷市に関する古い文書や写真を所有する方のご協力をいただき、調査を行っています。

以下の古い文書や写真を所有している方は、熊谷市史編さん室まで御連絡ください。訪問して、実地調査をさせていただきます。

・調査の対象

- 一 文書 太平洋戦争以前のもの。
- 二 写真 戦後まもなくまでの熊谷の行事や風景を撮影した
もの。

調査させていただいた古文書や写真については汚れ等を落とし、長期保存が可能な封筒や箱に詰めさせていただきます。また、古文書については、目録を作成して贈呈いたします。（詳細については98〜99頁をご覧ください。）

市史の編さんには、市民の皆さんのご協力が不可欠です。なにとぞ、宜しくお願い申し上げます。



写真にあるような封筒と箱に詰め替えてお返しいたします。
資料の長期保存が可能になります。

問い合わせ先 社会教育課市史編さん室 電話〇四八―五六七―〇三五五

旧大里町史刊行物

1	大里村史	旧大里町の自然や原始から現代までの歴史を扱った通史編	2,000円	A5判 平成2年
---	------	----------------------------	--------	-------------

販売場所：大里行政センター総務税務課、市史編さん室（妻沼展示館内）

旧妻沼町史刊行物

1	妻沼町誌（全） 復刻判	昭和3年の妻沼町（現妻沼・弥藤吾地区）で刊行した町誌を復刻	1,000円	A5判 平成7年復刻
---	----------------	-------------------------------	--------	---------------

販売場所：市史編さん室（妻沼展示館内）

旧江南町史刊行物

1	資料編1 考古	荒川と台地・丘陵に刻まれた、原始古代以降の遺跡、出土遺物を網羅	3,000円	A5判 平成7年
2	資料編2 古代・中世	武蔵国造の時代から、戦国大名後北条氏の支配までをたどる	3,000円	A5判 平成10年
3	資料編3 近世	江戸時代の旧江南町域に残る諸家文書を多数収録	3,000円	A5判 平成13年
4	資料編4 近代・現代	明治・大正・昭和時代の行政、諸家文書、新聞などを多数収録	3,000円	A5判 平成13年
5	資料編5 民俗	旧江南町域の習慣・風俗・伝統行事・信仰などを多方面に収録	3,000円	A5判 平成8年
6	自然編1 動物	旧江南町域に生息する昆虫・動物を調査して写真で解説	3,000円	A4判 平成10年
7	自然編2 植物	旧江南町域の植物植生を調査し、写真で解説	3,000円	A4判 平成14年
8	通史編 上巻	原始時代から近世までの旧江南町のすがたをまとめる	3,000円	A5判 平成16年
9	通史編 下巻	近代から現代までの旧江南町のすがたをまとめる	3,000円	A5判 平成16年
10	報告編1 江南町の板碑	中世の文化財「板碑」の発祥地である旧江南町の石造物をまとめる	4,000円	A4判 平成15年

販売場所：江南文化財センター、市史編さん室（妻沼展示館内）

購入方法

直接購入される方

書籍ごとに販売場所が違いますので、ご確認の上、販売場所にお越し下さい。

郵送を希望される場合

送料は着払いとなります。代金分の定額小為替を熊谷市史編さん室にお送りください。その際、購入する書籍名、郵送先のご住所、お名前、電話番号を書いたメモをお入れください。

市史編さん室（熊谷市教育委員会 社会教育課内）

〒360-0202 熊谷市妻沼東1-1（妻沼展示館内）

電話：048-567-0355 FAX：048-589-2811

E-mail shishihensan@city.kumagaya.lg.jp

熊谷市史刊行物のご案内

市史編さん室では、新熊谷市史の編さんに伴い、下記の刊行物を販売しております。

新熊谷市史の本のほかにも、旧熊谷市・旧大里町・旧妻沼町・旧江南町で刊行した歴史の本も購入することができます。

民俗編調査報告書

多くの市民調査員のご協力により、民俗に関する膨大かつ詳細なデータを集めることができました。1件1件の詳細なデータと概論を掲載しています。熊谷・妻沼各地域の伝統や風習を細かく知ることができます。

	書名	内容	価格	大きさ 刊行年
1	年中行事 (旧熊谷市編)	年中行事について、概論と各家・地域の詳細な調査票を掲載	売り切れ	A4判 平成16年
2	年中行事 (旧妻沼町編)	年中行事について、概論と各家・地域の詳細な調査票を掲載	売り切れ	A4判 平成17年
3	食生活 (旧熊谷市編)	食生活について、概論と各家の詳細な調査票を掲載	1,000円	A4判 平成17年
4	食生活 (旧妻沼町編)	食生活について、概論と各家の詳細な調査票を掲載	1,000円	A4判 平成18年
5	衣生活 (旧熊谷市編)	衣生活について、概論と各家の詳細な調査票を掲載	売り切れ	A4判 平成18年
6	人の一生 (旧熊谷市編)	出生・結婚・葬送等について、概論と各家の調査票を掲載	1,000円	A4判 平成19年
7	人の一生 (妻沼地域編)	出生・結婚・葬送等について、概論と各家の調査票を掲載	1,000円	A4判 平成20年
8	民間信仰・口頭伝承 (熊谷地域編)	信仰や昔話等について、概論と各家・地域の調査票を掲載	900円	A4判 平成20年
9	民間信仰・口頭伝承 (妻沼地域編)	信仰や昔話等について、概論と各家・地域の調査票を掲載	900円	A4判 平成20年

販売場所：熊谷市役所6階社会教育課、熊谷図書館3階美術郷土資料展示室、教育委員会大里事務所（あすねっと内）、教育委員会江南事務所（ピア内）、市史編さん室（妻沼展示館内）

販売中の旧熊谷市・旧大里町・旧妻沼町・旧江南町の刊行物

販売中のもののみご案内いたします。

旧熊谷市史刊行物

1	熊谷市史 通史編	近現代の行政史を中心にまとめた市制50周年記念誌	3,000円	A5判 昭和59年
---	-------------	--------------------------	--------	--------------

販売場所：市史編さん室（妻沼展示館内）

編集後記

『熊谷市史研究』の創刊号をお届けします。この記念すべき冊子が発刊できますことは、多くの皆様の御尽力によるものであり、誠に感謝に堪えません。

市史研究は、熊谷市史編さんのため調査研究を進める中で、進捗の状況やその過程における成果を皆様にお知らせすることにより、熊谷市の歴史に対する理解や愛着を深めていただくとともに、各方面の皆様の研究に資するため、一年に一回刊行するものです。

創刊号では、飯塚好氏、黒須茂氏による論考二編、細野健太郎氏による飯塚泰久家及び市史編さん室による小島洋一家の各古文書の紹介・解説二編のほか、各専門部会の活動状況や市史編さん業務日誌などを掲載いたしました。

飯塚好氏は、「野中家文書」「長嶋家文書」「田島良生家文書」を読み解く中から、主に江戸時代後期における「商人・職人」「漁撈」「共同体の協力」「祭り・芸能」について考察されています。とりわけ、漁撈では読者の皆

様も当時の生業の様子を鮮やかに想い描くことができることと思います。

黒須茂氏は、今も現存する中条堤について、氏の考察を述べられています。中条堤の存在形態、近世や近代における中条堤の争論及び明治期の治水建議案とそれに対する反論、埼玉県内の多くの控堤等に関する史料を研究されたことなどによって、新たな視点から中条堤の考察を深められております。

市史編さん室（熊谷市教育委員会）では、内容の充実した、後世に誇り得るすばらしい熊谷市史を創り上げていきたいと考えています。そのためには、これから膨大な資料を調査研究していく必要があります。市史の編さんは、まだ緒に就いたばかりですが、熊谷市史編さん委員会委員や熊谷市史編集委員の皆様の御指導等いただきながら、目標に向けて取り組んでまいります。

さらには、まだ各家の筆筒等に眠っている文書もたくさんあるのではないかと推察しております。広く市民各位の御協力を衷心よりお願い申し上げます。（N）

熊谷市史研究 創刊号

平成 21 年 3 月 31 日 発行

編集・発行 熊谷市教育委員会 社会教育課市史編さん室
〒 360-0202 熊谷市妻沼東 1 - 1 (妻沼展示館内)
電話 0 4 8 - 5 6 7 - 0 3 5 5

印 刷 大屋印刷株式会社